

平成26年知立市議会 3月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成26年3月17日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

安江 清美	山崎りょうじ	神谷 文明	水野 浩
池田 福子	川合 正彦	中島 牧子	三浦 康司

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	杉浦 辰己	保険健康部長	加藤 初
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	中村 明広
健康増進課長	清水 弘一	市民部長	山口 義勝
市民課長	稲垣 利之	経済課長	平野 康夫
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	議事課長	島津 博史
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第9号	知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第10号	知立市次世代育成支援対策推進協議会条例の一部を改正する条例	〃
議案第11号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃
議案第12号	知立市保健対策・食育推進会議条例	〃
議案第19号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第6号）	〃
議案第20号	平成25年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第22号	平成25年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第24号	平成26年度知立市一般会計予算	〃
議案第25号	平成26年度知立市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第28号	平成26年度知立市介護保険特別会計予算	〃
議案第29号	平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第33号	平成26年度知立市一般会計補正予算（第1号）	〃

午前9時59分開会

○池田福子委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は12件、すなわち議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第33号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第9号 知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

議案第9号ということで質問させていただきます。

これは児童手当と遺児手当等の支給日を統一するというためにこれが行われると書いてございます。これは、なぜ統一をするのか、それから、県の遺児手当がありますよね。そういった全般の中で統一するということについての方針を出したその背景を伺います。

○子ども課長

こちらにつきましては、平成26年4月1日より福祉総合システムの入れかえがございまして、全面的な再構築ということで、その話がきたときに、ちょっといろいろ福祉の関係のシステムの中身を見ている中で、市遺児手当が9月、3月の支払いということで、それでいろいろ受給者の方に聞くと、なぜ違うのかという話もありますし、一緒だといいいねという話もありましたので、その際、こちらの児童扶養手当並びに県遺児手当と同時期の支払いにするということであげさせていただいたのが理由でございます。

また、もう一点、県遺児手当につきましても児童扶養手当等同様、4月、8月、12月の支給になります。それでこちらのほうが通りますと3つのひとり親世帯の3手当が同じ月に支給されるということになります。

○中島委員

今は市の遺児手当が9月、3月、こういうことであります。2回ということで、大きな金額ではないので2回のまとめてかなという。3回になると金額は少なくなればらけるわけですけれども、今言われた県も含めて3つが全部統一されるということですね。県のほうは、もともと3回でなっていたと、そういうことですね。

○子ども課長

御質問者の言われるように、3つとも同じになります。ですので、当初よりいつごろかはあれですけど、児童扶養手当と県遺児手当につきましては4月、8月、12月で私どもの知立市の遺児手当につきましては9月、3月ということでまとめてということで6カ月間その到達月まで支払っておりましたが、今回一緒のほうがいいんじゃないかということで、この福祉総合システムの更新に伴いまして、ほかの2つの手当と同じ時期にしたいということで今回提案させていただいております。

○中島委員

申請する手続というものが別々だと、それも面倒くさかったかなという、こういうことが解消されるということなんでしょうか。遺児手当は違う月にとということではありますけども、この手続はそれぞれ何月にやればよかったとか、児扶も年に1回やり直しますよね、申告しますよね。遺児手当の申告とか、県の申告とか、それぞれ申請の仕方、年に1回やるのか、どんなふうですかね。申請も統一できて、とてもよいということなのか。

○子ども課長

質問者のおっしゃられるように、現況届けというのが児童手当もあるんですけど、こちらのひとり親世帯の手当につきましても現況届けというのがありまして、私が時期をしっかりと覚えていかなければいけないんですけど、担当の方から聞いた話では、その現況届けも一緒にできるという利点はあります。

おっしゃられるように、届け出が年1回について、ちょっと時期がずれて現況届けを市遺児手当していただいたんですが、同じ時期ということで

更新というか、4月、8月、12月の中で更新をさせていただきますので、その支払いの間で更新手続をするということで、今まではそういうふうでちょっと離れてましたけど、今度3本一緒の現況届けの時期ということで受給者にとっても都合がよくなるというふうに思っております。

○中島委員

たしか7月ぐらいだったかな、児童扶養手当、年に1回現況届けを出す、ちょっと確認をして、その時期に3つのものが毎年それが必要なかどうか。遺児手当の場合は片親になってる人がいたくわけですけども、再婚したりすれば、もうそれはなくなるわけで、もちろんそういうときには手続が要るのかということにもなるかと思いますが、同じような状態でひとり親で子供を育てているという状況が続く場合の現況届けですね、これは何月に統一されたのかということも一度明確にさせていただきたいと思います。

○子ども課長

申しわけございません。多分児童手当が終わってからですので、質問者の言われる7月じゃなかったかと思いますが、確認させていただきかと思いますが、8月に統一ということになりますので、受給者にとっても今までは多分2度お願いしていたと思うのですが、これで1度になりますので、利便性が図れるというふうに考えております。

○中島委員

8月に家庭の環境が同じであれば、毎年8月に年1回それぞれ3つの手当の申請をあわせて行うことができる。これ、毎年必要なんですね。児童扶養手当よく聞きましたけども、全部遺児手当も毎年必要で8月に行われると、そういうことでいいですね。

○子ども課長

児童扶養手当につきましては、所得要件を把握する必要がありますので、それで届けていただくと。なおかつ、3つの手当につきましては、いろいろと家庭の状況も変わってきますので、その際の例えばアパートは誰が借りているだとかいろいろ

ろな審査がありますので、そういう聞き取り調査も行いますので、年に1回は必ず必要ということでさせていただいております。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第9号について、挙手により採決します。議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第9号 知立市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号 知立市次世代育成支援対策推進協議会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

全体の背景は法律の大きな改正があったということではありますが、今回の知立市子ども子育て会議条例ということで新しく名前を変えてスタートをするという条例になっております。

この中で、いま一度、次世代の項目についても今回は含まれているということで、この子ども会議の役割について、一度大まかに御説明ください。その役割。

○子ども課長

子ども会議の役割につきましては、次世代の計画が進捗がしっかりなされているかどうかということ、次世代の関係について変更する必要があるかどうか、その確認を年1度させていただいておる会議でございましたが、それに加えて今回名前を子ども子育て会議とするに当たりまして、12月の議会までは次世代のほうの会議でやっていきますということで根拠をしっかりとこちらのほうも説明させていただきましたが、12月議会の中で時代に合った名前は子ども子育てではないではないかということ御意見いただいて、そういうふうにさせていただくということでありましたので、今回提案させていただきまして、会議の役割でございますが、特に主なものをあげさせていただきますと、教育、保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際に意見を頂戴したり、また、子ども子育て支援事業計画の策定変更する際に意見を頂戴すると。また、実施状況等を調査、審議をするということでこちらの子ども子育て会議を制定というか、名前を変えさせていただいてやっていきたいということでございます。

○中島委員

次世代育成の従来のものということについていうと、次世代育成の推進法に基づいて行っていたわけですが、行動計画の進捗状況の管理に関するこれをこれまでやってきたと。計画をつくった段階で、あとは進捗状況の管理に関するということになっておりまして、まずこのところで次世代育成の計画も引き続きつながっていくというそういう話を聞いているわけですが、この子ども子育て会議の中で、この次世代育成行動計画に関する事項を調査、審議することということが書いてあります。

この進捗状況を把握していくという書き方がなくなっているんですけども、この見通しというのはどういうふうに思っていらっしゃいますか。

○子ども課長

こちらにつきましては、同じくとりあえず10年の時限立法ということで来年度まででございます

が、来年度も引き続き進捗状況等を各課に報告していただいて、それについてはこちらのほうも状況を把握していくということでやっていく所存でございます。

○中島委員

そうすると、言葉としては進捗状況の管理というふうには書いてはないわけですが、進捗状況をこれからもここで議論をするという、そういうことでよろしいんですね。

○子ども課長

質問者のおっしゃられるように、ここでちゃんとしっかり確認をしてみたいです。

○中島委員

それから、子ども子育ての支援法の第77条第1項、各号に掲げる事務を処理すると、この事務の中身を一度御報告ください。

○子ども課長

第77条の各号の関係でございますが、特定教育保育施設の利用定員の設定に関することについて、この子ども子育て会議でやると。なおかつ、特定地域型保育事業といいますけど、実際は家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等の利用定員の設定に関して意見を頂戴すると。もう一つ、先ほど言いましたけど、市の子ども子育て支援事業に関して御意見をいただいて処理をしていくということで、それと計画後には、先ほどの次世代と同じように実施状況を調査、審議するということになっております。

以上です。

○中島委員

今までの保育行政が行ってきた全体像とは今回はがらっと変わるというのが支援法になっておりますね。

保育所というふうな言い方、施設型の保育、地域型の保育と大きく2つに分かれると。今までの保育所は施設型の保育に入るわけですが、そこに新たに幼稚園も施設型の保育という枠の中に入る。幼稚園もね。そして、認定子ども園とかがもしあればそこに入るということで、施設型保育というのは幼稚園も一緒なんだよというふうになる分野

でありますね。だから最初に言われた役割というところで教育とか保育とか地域型の保育とかという説明をされましたけど、教育と保育が1つの施設型保育というふうに枠にジャンルにはまると。それと小規模のまた家庭的保育というようなものは、地域型の保育ということでジャンルが2つに分かれると、大きく違ってくる制度になったわけですね。

こういうものについてのこの会議では利用する定員とか、あり方について議論をしていくと。そして計画を数値等を含めて載せた計画をつくっていくと、その際の審議会の役割を果たすと、こういうことでいいですか。

○子ども課長

これでアンケート終わりました、これで集計して計画をつくってまいりますので、そのときに問うて質問者がおっしゃったとおりのことを子ども子育て会議のほうにかけまして、それで御了解いただいて議会のほうに提出していくという運びになるかと思っております。

○中島委員

今までの次世代育成の計画、子どもプランというふうになっておりまして、ここの中でも主な施策の目標事業量ということで見ますと、主に子供の保育園がここには入ってますよね、幼稚園は入っていない。保育園関係とか一時保育、特別保育とか放課後児童健全育成事業とかファミリーサポート、そういう意味では地域的な環境支援とか、子育て環境支援というそういうものがずっとあって、これらは一応今回も项目的な書き方はともかく、こういうものも全部統括して子ども会議のほうは議論をしていくという、こういうことになるんじゃないか。

○子ども課長

アンケートのほうも必須事項と任意事項があるんですが、知立市の場合は、そう削ってるものがなくて、質問者のおっしゃられるように、次世代のほうのアンケートと今回のアンケートを見比べても、ものすごく大きく変わるものではないものですから、多少詳細な質問に変わっているものも

ありますけど、基本的に施策というかそういうものについてのアンケートについて、大体同じ項目を聞いております。それは実態です。

○中島委員

これ見てると、具体的な目標事業量ということで目標に掲げてる。この項目を見ますと、次世代育成支援の行動計画をこれからもチェックしていくという、これなんですけど、あと少しあるかなと。あと1年あるわけですね。だから新しい計画をあと1年先からできるわけですから、かぶらないというものなんですけども、あえて今あるから載っているのであって、どうしてもそれがそのあと必要性があるのかどうなのかということについての見解を求めていますか。

○子ども課長

それにつきましては、国のほうも次世代育成につきまして時限立法ということで5年、5年ということで、来年度終わりということで実はなってるんですけど、その中で、子ども子育て支援法附則第2条において、政府は平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるということで規定されておりまして、それに伴いまして厚労省につきましても、次世代育成支援行動計画関連部分及び特定事業主行動計画関連部分には各省庁において検討ということで、そういうふうになっておりまして、あともう一つは、一般事業主行動計画部分、労働政策審議会において検討ということになっておりますので、うちの特定事業主、市町村のことだと思うんですが、そういう面についても検討していくということになっておりますので、すぐさま時限立法がきたからということでそちらのほうの計画が終わりではなくて、今後まだもう1年しかないのかと思うんですが、国のほうが何らかの見解を出していくのではないかとということで現在見てというのが現状でございます。

○中島委員

ダブる部分が90%ぐらいなのか、はっきりちょっとね、あと10%は何かというのは明確ではあり

ませんが、ただ、これについてもこういう項目では計画は多分ならないだろうという感じもするんですけど、こういうものを残す意味も逆に価値があるのかという時期がひよっとしたら私はみえるかもしれないという気もするんですけど、これが全部フォローされるかどうかかわからないので、新しい計画の中でね。だから、経過措置ということで、これについてはそういうことということで理解をしておきます。

この計画そのものの役割という意味では、次世代の場合には入っていらっしゃるメンバー、今回もメンバーのことが書かれるわけですけども、行政機関という場合でも今までの関係行政機関の職員、現在、次世代の場合は児童相談センターはよいでしょう。ハローワーク、公共安定所、労基署、安城警察署というようなところが現在入ります。地域の安全というようなことがかかわった、ちょっと幅広の計画だからかなと、こんなふうに思うわけですけども、今度の子育て会議ということについていうと関係行政機関はどのように考えていらっしゃいますか。

○子ども課長

その件でございますが、次回というか、新しいメンバーにつきましては、各市既に条例は出て制定されていることで調査させていただいたというのと、今回も新しく名前を変えて子ども子育て会議にしますが、前回も報告させていただいたように、委員長の方から少しメンバーを次世代のほうの協議会の会長ですか、そちらのほうからメンバーの見直しをしてくださいということもありましたので、それで見直しをしまして、今の刈谷公共職業安定所、職安ですか、労基署、安城警察署につきましては、国のほうもどちらかというと子育てに関係しているものをなるべく多く幅広い関係者を集めてくださいということでございましたので、各市の状況も把握した上で、今の3つの行政機関につきましては、新しいほうには入っておりません。

○中島委員

いろいろな形で協力いただける行政機関というふ

うにはもちろん思いますけども、この会議の趣旨ということからすると次世代とは違った意味合いなので、そこのところが違うのかなというふうに私も思って、今ですと保健所、児童相談センター、この辺は入るということでもいいですかね。衣浦東部保健所、児童相談センター、そして小・中学校校長会の代表と。教育関係も今度大きくかかわりますので、これはそのまま残る。新たに行政機関として入るものもあるのでしょうか。

○子ども課長

先ほど5つ述べていただきまして、2つ今述べていただいた衣浦東部保健所、刈谷児童相談センター、先ほどの3件で5件なんですけど、新しいほうにつきましては、関係行政機関の職員といたしましては衣浦東部保健所、刈谷児童相談センター、この2団体となります。

○中島委員

小・中学校の校長会は、ここには入らないということでもいいですか。

○子ども課長

小・中学校の校長会代表でございますが、こちらにつきましては新しく医療、福祉及び学校教育の関係者というのを新たにつくっておりますので、そちらのほうに入っております。

○中島委員

そこが一番どうなのかなというふうに思ったわけですが、改めてここにある委員は、1は学識経験者ですね。2以降をもう一度、今少し触れられましたが、医療、福祉、学校と、こういうふうになってますので、その辺はどのような具体的なメンバーを考えるのか。

○子ども課長

今、申しました医療、福祉または学校教育の関係者につきましてはですが、こちらのほうは従前の次世代のメンバーと入れかわりはないんですけど、区分といたしましてちょっと変わりましたので、まず初めに、社会福祉協議会代表、医師会代表、幼稚園代表、小・中学校PTA代表、今、申しました小・中学校校長会代表、新たに保育園代表、特に私立保育園のほうでございますが、今まで入

っておりませんでしたので、今回、保育園代表新規ということで6代表ということでお願いするつもりであります。

続きまして、地域団体または公共的団体を代表するものといたしまして、こちらのほうは民生児童委員代表、主任児童委員代表、2名おりましたけど1名ということでさせていただいております。

また、地域活動クラブ代表、こちらのほうは新しく新規でございます。何かというと、子供会関係でございます。それと、一般事業主代表、保育所または幼稚園に在籍する児童の保護者ということで幼稚園保護者代表、こちらのほうはいませんでしたので、今回新規となります。それと、保育園保護者代表、続きまして、市内に居住し、通勤し、または通学するというもので、労働者代表、事業主代表はみえましたが労働者代表はおりませんでしたので、国のほうの子育て会議のほうでも入っておりますので入れさせていただきまして、あと2名が公募による方です。

それと、関係行政機関の職員ということで、先ほど言いました衣浦東部保健所、刈谷児童相談センター、市の職員ということで副市長、教育長ということで合計20名になるかと思えます。20名につきましては変更はございません。

○中島委員

保護者の代表を重視しなさいというような動きの中での先ほどの警察等の3つのあいた枠というところにいろいろそういうものが入ってくるという全体の20名は変わらないということであります。

それから、公募に関しましては今どんなような状況ですか。

○子ども課長

公募につきましては、7人の方が公募をいただいております。今現在こちらの提出書類において審査をしております。決定という運びに今からしていくということでございます。

○中島委員

これから決定していくということで、まだ決定はしていないという、そういうことですね。

○子ども課長

委員会が終わったら市長までの決裁をとって、こちらから通知をさせていただきたいかというふうに考えております。

○中島委員

私は前にこういった議論の中で、新しく地域型の保育というのがプランの中に出てくるということで、その地域型で類する保育活動をしている代表も正式に入れていくべきじゃないかと。本来なら保育団体の中の1つと私は思っていましたけども、公募枠の中でということが可能かどうかとは思いますが、地域型保育というのが改めてこれから条例もつくらなきゃいけない、どういふふうなあり方がいいのかというのが今まで全く市としては条例化していない分野ということなので、そういったものについてのあり方も代表に私は個人的なあれじゃなく、入れるべきではないかなというふうに思うわけですが、前はそういったことも検討するという話はいただいておりますけども、その辺はどうですか。

○子ども課長

その件につきましては、こちらの募集要項の中にもそういうお話はいただいております。

それで、選考方法といたしましては、提出された申込書により書類選考の上、決定しますということで、こちらのほうで書類の中身を点数化しまして、それで上位2名の方をということで考えております。

○中島委員

点数化のところまではどういう点数がよくわからないんですが、公募ですからね、何の代表というようなことではなくいろんな思いということなんでしょうけれども、ぜひその辺は、本来なら地域の保育団体という形の位置づけが望ましいなと私は思って、公募枠とは違うところでそういう意見をきちんと聞くべきだと私は考えておりましたけども、そういったところには代表にはそういう人たちは入らないという形になってますので、今後の公募の決定というのは推移を見守りたいと思います。

そういったメンバーでやっていって、大枠の役

割は先ほどと話があったわけです。大きくシステムが変わるということの中で、これに対応する子育て会議が必要と、計画をつくるためにこの会議が必要と、こういうことになってきて、国のほうが設置義務ということでこれが設置をされるということで、これが非常に子供の目線で全ての子供に保育の保障、教育の保障、こういったものがきちんとされるかどうかというこの目線、これをしっかりと確立することが大事だと思うんですね。

こういったマニュアルがきたからやりますというようなアンケート等は上からきたものの項目を選ばないで全部を取ったということですから、幅広く意見を取ったということですから、それをどうやって集約していくのかという、こういうことになるわけですが、知立市議会としては、平成24年の12月議会と平成25年のついこの間の12月議会と2回の意見書を国にもあげて、これは全会一致であげたという、こういう経緯がございます。

子育て関連三法実施に当たっての意見書というところ、新法ができてしまった段階では制度実施に当たっての意見書ということで、いずれも全ての子供のほんとに今までの保育水準を下げない、ここには公的な責任ということも具体的な言葉では書いてませんが、議会の答弁では、やはりこれまで培ってきた子育てに対する公的な責任というものもしっかりと守って、いろんな団体が保育の教育の活動をするに当たっても市が大きく責任を持ってリーダーシップをとってこうと、こういった趣旨のやりとりを何回も議会でやってきたわけですが、そういった趣旨をしっかり踏まえた形で、この子育て会議の運営もなされるべきだというふうに思うわけですが、この点は、どのようにお考えですか。

○子ども課長

今、質問者が言われました議会でいろいろな議論があったかと思いますが、私は全部知っているわけではございませんが、そういう中で、保育水準を下げないようにだとか、今おっしゃられた公的責任をしっかり果たすべき、また、リーダーシ

ップも市がとっていくということにつきまして、それを土台にして子ども子育て会議の中でどういうふうに議論されていくかというのを私のほうも見ていきたいと思っております。

○中島委員

福祉子ども部長もメンバーということになっていくかなと思いますけども、よろしいでしょうか。

○福祉子ども部長

今回の子ども子育て支援法については、やはり基本的には皆さん御存じのとおり、待機児童解消プランの前倒し等もあって、そちらのまずは施設的な受け入れの部分の充実化させるということもありますので、そういった趣旨もありますし、当然保育関係のかかわる方たちの条件も上げていくというようなことも考えられますので、そういったことも国の方向にあわせた形で支援法については当然やっていくし、事業計画のほうもそういったことも加味しながら、やはり皆さんの声を聞いて質を下げない、先ほど子ども課長も言ったように、そういったいろんなところを皆さんに合ったというか、知立市に合ったというんですかね、そういったのを進めていきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

基本はそういうことでやっていただけるということでもありますけれども、この制度を進めるに当たって、いまだ見えてこない部分がお金なんです。どういう公定価格が設定されていくのか、運営にどれほどのお金を国が補填していただけるのか、そういったことが非常にまだ全然見えてないと。お金で縛られちゃうと手足が動かなくなっちゃうというね。出てきたお金でわっと思っ手足縛られちゃうというようなそんな危険性もとてもあるというふうに、最後までこれを出してこない。当初は特別会計をつくるんだとって言うところもありました。企業からもお金をいただく、児童手当みたいに企業の負担をここの中に入れるとか、具体的な案も出たけど、それは全然まだ具体的なものにはなってない。どういう会計処理がされるのか、さっぱりこれもわかっていないとい

うことで、かろうじていろいろ法律を児童福祉法の第24条の第1項は守るということで、民間の今行われている保育所、一応3園ありますけど、そういうところへの運営費補助は引き続き今と同じように出していくということは改正されまして、ちょっとその点では安心した改善がされたわけですけども、もっと全体像のものが出てこないということで、ほんとにそれは不安材料なんです。一番不安材料。お金がなければどうしようもないという、こういうことになってくると言うまになっていっちゃうんじゃないかというね、お金でつられたらここへ行くしかないとかね、そういう話になっていってしまう。その辺の調整をきちんと子供の目線でやっていけるかどうかということ。を信念がきちっと持たれていないとだめだと思うんですけどもね、その辺も含めて、もう一度お答えください。

○子ども課長

質問者のおっしゃられるように、実際の肝心なところの利用者負担の確定については1年後ではないかと。最後3月議会ぐらいになるのか、それとも早く12月議会だとは思いますが。

それにつきましても認定子ども園ということで幼稚園のほうも全国的に費用の面が決まらないものですから、移行しようかどうか迷っているところも多いと聞いております。

ですので、そういう推移を見ながら、まだ全然霧の中に入ってしまって、こちらに示されておられませんので、その段階で確約できますかどうかと言われても、ちょっと私のほうでは答えがなかなかできませんので、そういう面については情報収集して早目に皆さんに報告するというので、そして検討していきたいというふうに考えております。

○中島委員

この子育て会議は設置義務ということでやっていくし、なるべく公的な責任をしっかりと踏まえつつという表明もいただいたし、それはそれなんですけども、これからは大変まだまだ不安材料がいっぱいあるという、こういうこと。この会議の条

例の中で、これ以上深く計画というのが今度は予算書の中で出てきますからね、そちらにも委ねなきゃいけないわけですけども、子育て会議については、そういった今までの法律についてのいろんな議論があったことも含めて、委員の皆さんにも幼稚園、保育園代表で出てきてくださった方が、この法律の中身いろいろ議論がされて今こうなっているというこの経過がわからないと思うんですね。議会ではやりとりしているというのはあっても、直接こういったところにかかわっていない方たちからすると、何もわからないで委員になってしまうということもあると思うんですね。

ですから、この会議については、今まで次世代ということやってはきたわけですけども、改めてこれについての知立市の今の現状と考え方の到達点ということについて、しっかり委員の皆様にもお話しする機会というのをつくっていただきたいというふうに思うんですけども、そんなお考えはどうでしょうか。

○子ども課長

おっしゃられることは十分わかります。それと各私立幼稚園、保育園でございますが、各上部団体というんですか、全国団体に加入されておまして、それぞれ相当詳しく情報が入っているようございまして、中には私たち以上に情報を持っておりますので、そういう面では全然わからない状況の中で、あれあれという間に決まってしまうのではないと思っております。

それと、保育水準につきましては、現状よくこちら子ども会議のほうへ報告させていただいて、新しい制度、今までの制度の中でどうなっていくということもしっかり報告させていただいて、比較の上でどうするかというようにそういう面では情報提供をさせていただいて、御意見いただきながらということを進めてまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

今までほんとに直接関係団体であった方たちは、当初から異議申し立てといたしますか、こういう点はおかしいよとか、こういうことはちゃんとやっ

てもらわなきゃ認められないという厳しい声を上げてきた皆さんですよ。そういうことは十分理解しているし、私たちもお話を直接したこともあるんだけど、そうでないいろんな方たちもいるので、そういった一般的なお話を報告する、改めて名前が変わるに当たって、この法律ができてどのようにするのかということは議会ではこんな議論があった。何ならこの意見書を参考に配っていただいてもよろしいですし、そういったことを具体的な方法で皆さんにお知らせする方向についても、ある程度の今の考えをはっきりさせるということも必要ではないかなというふうに思うんです。

法律がこうだからこうしようだけのこういう調整だけを会議がやってはいけない、こうきたけども、これはちょっとというような話も含めて、皆さんが意思を強調しながら、いい保育環境をつくっていく、教育環境をつくっていくという、そういう方向に進むべきだというふうに思いますので、改めて再度出てみえる委員の第1回といえますか、そういったところでは、しっかりその辺の経過、知立市がどういうふうに今まで考えてきたのか、これからどうしようと思っているのかという経過の中にこういったものを入れていただきたいというふうに思います。

意見書はいつでもお渡しします。ありますからね、議会の資料に、ということなんです、要は、ぜひそういうほんとに子供にとって意味のある会議のなるようにということで、スタートが肝心なので、名前が変わっただけですというふうでいっちゃうというんじゃなくて、その辺の話をきちんとしていただきたいということをお願いをしたいと思います。もう一度いいですか。

○子ども課長

質問者のおっしゃられるようだと思います。それで、やっぱり大きく変わるところは、今ですと保育に欠けるということで保育園に入所していただいてこちらに来ていただいておりますが、新制度の中では保育の必要量、どれだけ必要かということで、それとまた、施設の向上もうたっておりますので、そういう面を見まして、知立市におい

て、個々保育園とか幼稚園の利益じゃなくて、全体の知立市の行政の中の保育行政として子ども子育て三法の活用をして、どういう保育が一番いいかというのを議論いただいて、その中で議論いただいて提案していただくなりしまして、そういうことで、よりよい保育ということで会議のほうを進めさせていただきたいというふうに思っております。

○中島委員

今、保育の必要量とか出てきましたけども、これもまだ具体的なシステムで今度、後から聞きますけど、こういったものも大きく変わってくるわけで、ただ、必要量で子供の保育の必要性が全て図られるのかという問題もそこにはありますから、知立市がそれに対してもどういう必要量を見ていくのかということもかかわってきますので、単純にスルーした形でやらないようにということを私は特に申し上げていきたいと思います。

必要な条例が出てきますよね。そういったもの、計画づくりに関与する、条例づくりというものに対して多少はこれは関与するんですかどうですか、その辺、聞いておきたいと思います。

○子ども課長

かかわってきますものは支給認定基準というのがあります、保育の必要性の認定に当たってということで、事由だとか区分だとか優先利用とかということで、そういう基準づくりだとか、あと、教育、保育の利用料につきまして、これも条例または規則で定めるようになっております。

それと、認定教育、保育施設の運営基準、確認基準でございますが、こちらにつきましても条例のほうを制定していかなくちゃいけないということで、そのようなことがこれから示されるということで、早ければ6月議会に上程するものも出てくるかと思っております。

○中島委員

そういう条例づくりが義務になってくるわけですから、この子育て会議がそれは何かかかわりますかと聞いたんです。

○子ども課長

それにつきまして、まだちょっと詳細に区分しておりませんが、子ども子育て会議の意見を得て出していくというものがあると聞いております。

以上です。

○中島委員

当市としては、意見を聞いてそれをやっていると考えているということなんですか。

○子ども課長

それにつきましては、第77条の中で意見を得るべきだというものについては必ずそういうふうにしていきたいかと思っておりますが、まだちょっとどういうものが要るとというのが私ではわかりませんので、そういう決まっておるのに御意見をいただかず上程していくということはないと思っております。

○中島委員

その辺、どんなことを諮っていくのかというね、さっきの第77条の第1項ということではあるんですけども、今言われた認定基準とか事業量、地域施設のほうというか、どの辺までをという対象にするのかという具体的などころも含めて、一度対象とするものについて書面で一回出しておいってください。いいでしょうか。

○子ども課長

また書面のほうで回答をということですが、今現在ですと、例えば地域型保育事業基準条例の制定ということで、地域型保育事業の認可基準、認定を受けている施設事業の運営基準、支給認定基準、放課後児童クラブの設備運営基準、あと、先ほど遅くなるのではないかと考えていた費用利用者負担等の確定、これは必ず条例で策定しなくてはいけないものですから、これらのものが子ども子育ての計画に盛り込んでいかなくちゃいけないものですから、そうすると子ども子育て会議のほうで多分認定という承認というか御意見をいただいていくことになるかと思っておりますので、ちょっと不確実なものもありますので、一度詳細に調べまして、どういう条例規則なりあって、どういうものが意見を付すなりして意見を頂戴していくかというのを一回お時間いただいて

調べていきたいかと思っておりますけど、ちょっとわかる範囲でさせていただきます予定でございます。

○中島委員

子ども子育ての計画そのものが非常に膨大なわけであって、この膨大なものに対して意見を皆さんから聞くというふうなことで、非常に委員の責任というのはすごく重いなという感じがしますよね。もちろん当局が事務局としてアンケートをまとめたりね、つくっていくわけですけども、それに対して、それぞれの認識を持っていないと、ほんとに幅広くつくっていく計画なので、その辺は何か新しいこういうものを出すたびに勉強会ではないですけども、しっかりそれに対する理解をしていただきながら進めていただかないといけないというふうに思います。

議会も議決事項に資するという方向としては決まっていますので、私たちが責任が重い仕事をするなという感じはしますが、子育て会議のほうも大変ある意味では素人の方たちも多いというね、その分野ではという方たちも多いので、丁寧な説明、情報提供ということをやって、国の示したマニュアルだから、はい、よろしいよというような進め方だけは決してしないでいただきたいなど。一つ一つ子供の目線できちっと確認をさせていただくような丁寧な取り組みをしていただきたいというふうに思います。

今年度、平成26年度でずっとつくっていくわけですが、この子育て会議は予算のほうに出てますが、何回か改めて聞きます。

○子ども課長

会議の回数でございますが、1回が次世代の先ほどの進捗状況の報告と、あと5回程度だったと思いますが、5回にわたってやるということで、計6回の会議開催予定ということで、たしか予算があげてあったかと思っております。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号について、挙手により採決します。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第10号 知立市次世代育成支援対策推進協議会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

これは市税条例と同じところの参考資料があつて、それと同じということではあるんですが、国民健康保険税に今回上場株式等に係る配当所得に係るこの保険税と、こういう形でつながってくるわけですが、実際にはこの影響というのはどのぐらいあるものか、プラスになるのかマイナスのなるのかちょっと見ててわからないなと思うんですが、どういうふうにとめていらっしゃるのか。

○国保医療課長

影響がどの程度あるかという御質問については、ちょっと読み切れないというような状況です。

ちょっと具体的に話をさせていただきますと、国民健康保険でこうしたものがどういうふうに関連してくるのかということになりますと、例えば株式の譲渡益等の通常の方は源泉徴収でされてますので国保には賦課されていないということなんですが、これが確定申告等で所得としてあがってきた場合に国保のほうに影響が出てくるということになりますので、こうした改正によって申告をしていただく方がふえるのか減るのかなということでは影響が出てくる可能性はあるんですけども、それについては今回の改正では国債等の利子や譲渡益が株式と損益通算ができるようになりますよという改正なので、そんなに大きな影響はないのかなとは思っていますけども、ただ、こういった形の中で、株式等の取り引きが活発になってきて、そうすると損益通算をするために申告をする人がふえてくるというような状況になれば国保のほうは、ややプラスにいくのかなというところはあるとは思っています。

マイナスに働くことはないのかなという感じはしてはいますが、今まで申告されていた方が源泉徴収等で済ませていくというふうになる可能性は低いのかなということの中で、そういうふうにはちょっと考えています。

以上です。

○中島委員

大筋そういうこととして聞いたんですが、詳しくなるとわからないというか、それが実態で私のね。

株式の関係で源泉徴収でやってるなんてことがあるんですかね。それが私、思ったんですけど、分離課税という形じゃなくて、源泉徴収で株式の利益について乗せていくという、こういうことの事例もあるということですね。

○国保医療課長

私もその辺について全ての方どういうふうになっているかというのは知っているわけではありませんけども、税務課のほうの申告をしている担当に

聞きますと、多くの方は源泉徴収を選択されているのではないかと。譲渡損失等でそういうものが出ると損益通算ができるので、確定申告を行って還付を受ける申告するようになるというふう聞いております。

○中島委員

そうすると、通算で損益のあれをやることのできるの、逆に言うと、マイナスだったときにそれを手続をしてすると安くなるという意味ではマイナス影響になるのかなって私は思うんですが、趣旨からしたら。より皆さん、税金をこうしたら安くなるということを考えますよね。マイナスの部分を通算できるわけだから、逆に言うと、低くなっていくんじゃないですか。

○国保医療課長

ちょっと税務課のほうはほんとに専門なんですけども、私の知識のほうから話をさせていただきますと、分離課税ですので、その分離した株式の取り引きにかかわる部分の中で、それぞれ損失がある、利益があるということを計算を行って、マイナスになれば所得がゼロというふうに考えていきますので、そこでマイナスの出た部分を給与所得から控除できるという制度ではありませんので、減るといふ方向はないと思います。

○中島委員

より今、政策的に言えば、株式とか国債とかどんどんやっただけよという政府の意図というのがあって、そういう人たちがやりやすいように環境づくりをするのかなという、政治的に思えばそういうふうには私は受け取れるわけです。

より税金が重くなるということになると遠のきますからね、損したときと得したときと上手に調整ができますよというような形が拡大されれば、より株式の国債を買ったり証券を買ったりという人たちがふえるかなと、そのための誘導策かなと私は見ていたので、上がるというふうには全然思っていなかったんですが、上がるのではないかとこの見解ですね。これ以上、わからないですよ、お互いにやってもね。そういう大きな政策的なものじゃないですかね、税務課じゃありません

が。

○国保医療課長

おおむね株式の取り引きを活性化させようという流れかなというふうには思います。国債等の利子と譲渡損も損益通算ができるようになるということで、この法律自体が金融所得一体課税というふうに通称言われているということで、そういった金融商品を1つのパッケージにして、その中で利益があるかないかを見えるようにしますよということで取り引きをしやすくしようとしているのかなというふうには思うわけですが、平成26年度のものからについては、今まで所得税と地方税を合わせて10%の課税だったものが20%にふえてきてますので、もとへ戻りました。その点から見ると余り株式の取り引きを活性化させようとしているのか、それともどうしたいのかなというのはいちよつとよくわからないなところもあるわけなんですけども、何せこの改正自体が平成29年からの施行ということになりますので、ちょっと先の話ですよ。だから、それまでに取り引きをされる方はよく勉強をされて、その上でどちらが有利なのかということを選択をしていただくといいのかなと思います。

国保の立場から見ると、今こうしたものの課税は総合課税と源泉分離課税と申告分離課税、この3通りがあるわけですよ。そのどれを選ぶかによって株式等の取り引きにかかわる税金も変わってくるし、申告をすることによって国保の非課税の客体に入ってきたりしますので、そういうものもろもろ含めた上で考えていただく必要がありますので、税務課のほうで聞きますと、たまに所得税、地方税の還付を受けるために申告をしたがために国保税が上がってしまったと、今でもそういう方があって、税務課のほうでそういった人についてはトラブルになっちゃったこともあるという話も聞いてますので、これから税率が高くなると、今回の改正関係ないですけど、平成26年から税率が高くなると申告をして還付を受けるという人がふえるのかなというふうには思います。そうすると、国保のほうに反映されてきてしまうという

こともありますので、その辺は注意が必要なのかなとは思ってますけど、あの制度自体が非常に複雑ですので、取り引きをされるような方は専門的知識をもとに、そういったところまで含めてやっていただけるのかなというふうには思ってますので、ただ、私のほうの国保の影響については読み切れないというのが現状ですので、よろしく願いしたいと思います。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号について、挙手により採決します。

議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第11号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号 知立市保健対策食育推進会議条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

議案第12号 知立市保健対策食育推進会議条例について伺います。

まず、1の2につき、知立市食育推進計画を作成し、その実施を推進するとあります。施行期日

は平成26年4月1日となっています。そうすると、もう早速に実施がされることとなります。その計画の内容を御紹介ください。お願いいたします。

○健康増進課長

食育推進計画につきまして、こちら第2の計画になりますが、平成25年、平成26年度の2カ年で作成させていただきまして、平成27年度からの施行ということになっております。

○安江委員

市民の健康づくりに関する事項を調査、審議とあります。知立市民の皆さんにこれらのことを実施されることにより、どのように反映されるのか、この具体的に例を挙げて御紹介をお願いします。

○健康増進課長

健康づくりににつきましては、こちら第2次の健康知立ともだち21計画、こちらのほうを平成25年、平成26年度で制定いたしまして、平成27年度より施行することになっております。

そちらの中で、特に重きを置いておりますのは、健康事業の延伸、例えば平均寿命のほうは伸びておりますが、それだけではなく健康でいられる寿命期間を長くしていくというのが一番大きな計画の柱かなと思っております。

あとは、地域で支える健康づくりということで、地域の皆さんが助け合ってともに健康づくりをしていこう、そんなことも計画の中心の中に位置づけたというふうに考えております。

以上です。

○安江委員

今、お答えいただきました、地域の皆さんが助け合って推進していくと言われましたけど、具体的にどういふ助け合いを行っていくというのでしょかね。お願いします。

○健康増進課長

具体的にということで、いろいろありますが、例えば例を挙げさせていただければ、各区には健康推進員という方がみえまして、健康推進員を中心にして、そこで例えば料理教室をやっていたりとかウォーキングをやっていたりとか体操をやっていたりというような活動を

しております。また、健康ボランティアの食生活改善委員というものがそちらのほうを向いて減塩の料理の指導をしたりだとか、子供クッキング、そんなこともやっております。また、健康ボランティアというウオーキング団体もありまして、そちらが地域の方とウオーキングをしていただいたりとか、そんなこともやっております。

そういうことで、行政だけじゃなくてボランティアの方とかと一体になって健康づくりを進めていければなということを考えております。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

これ条例化してしっかりと推進会議のメンバーに対しても報酬というのも今回出てますけど、条例化するということが位置づけが明確になったと。だから平成25年、平成26年と継続してやっていたいでいるんだけど、これを条例化したというものだというふうに認識をしております。

16人の委員ということで言いますと、これまでと同様にやっちゃるのか。これもどんな方がいっちゃるのか、中身をちょっと御紹介をしていただけますか。

○健康増進課長

それでは、具体的なメンバーについてですが、まず、学識経験を有するものとしたしまして、愛知教育大学の名誉教授、医療、保健、または学校教育の関係者としたしましては刈谷医師会知立支部代表、知立市歯科医師会の代表、知立市薬剤師会の代表、知立市小・中学校PTA連絡協議会長、衣浦東部保健所管内栄養士会代表、地域団体または公共的団体を代表するものとしたしまして知立市区長会代表、知立市民生児童委員代表、JAあいち中央農業協同組合知立代表理事、愛知県職員衛生協会安城支部知立分科会代表、知立市健康ボランティア代表、知立市食生活改善協議会代表、保育所または幼稚園に在籍する児童の保護者としたしまして知立市保育園保護者代表、市民の代表が一般公募で2名、関係行政機関の職員としたしまして衣浦東部保健所長、以上のようなメンバー

構成となっております。

○中島委員

こういったメンバーなので、当然入ってくるのかなと思いますが、管理栄養士という資格で入っていらっしゃる方はおみえになりますか。

○健康増進課長

管理栄養士でございますが、衣浦東部保健所管内栄養士会の代表、これは管理栄養士です。あと、知立市食生活改善協議会代表も管理栄養士を予定しておりますが、もしかしたらこちらのほうは管理栄養士じゃないことになるかもしれない。ちょっとまだ決まっております。

○中島委員

地域にも管理栄養士の資格を持った方がみえるわけです。そういった方に幅広く活躍していただけるというふうには私は考えておりますので、そういう方たちの発掘、そして登録みたいなことも含めてボランティアのいろんな活動もありますけれども、管理栄養士についても活躍していただけるような場を設けるような努力をしていたきたいなというふうに思います。

ボランティアで先ほど安江委員の質問で、どんな活動をしてるといふ地域ボランティアの方たちが地域でサロンのような形で食事会してみたり、健康体操してみたりというようなことをやっていますよね。ああいう地域的なところでも管理栄養士がちょっといると違うんですよね。その辺の活用については、どんなふうにお考えでしょうか。

○健康増進課長

保健センターにも管理栄養士おりますが、管理栄養士は出前講座を頼んでいただければ出前することも可能ですが、そちらよりは食生活改善推進委員というボランティア団体がありますので、そちらのほうにお声かけをいただければ気軽にそちらのほうから参加のほうをさせていただきたいと思っております。

ただし、その日程とかの都合で、必ず管理栄養士が行けるかどうかというのはわかりませんが、栄養に詳しいボランティアが派遣を受けることは

可能だというふうに考えております。

○中島委員

だから、管理栄養士がちょうど退職しちゃっているか、途中で退職してまだ元気でやっていらっしゃるといふ方もおみえになりますから、登録制か何かにして管理栄養士御協力くださいという形で大いに活躍していただけるといいのではないかなというふうに思いますので、一応これはこのメンバーに入ってくださいということではなくて、そういう活動に参加していただけるような、そんな機会をつくっていただきたいというふうに思います。

今回は計画が平成27年度からスタートということで、平成26年度に完成するという計画で、あと1年、今どの辺の段階までいっているんですか。新しい成果品というのがどの段階でそれはできてるのか。

○健康増進課長

現在の進行状況であります、平成25年度につきましてはアンケートの実施と集計までということで進めております。

現在、小学校と中学校のアンケート及びそちらのほうは終了しております、一般の方のアンケートが今、行われているということで、その集計までです。平成26年度に入りまして、そのアンケートの分析あるいは1次の計画の反省いたしまして、それをあと関係団体のヒアリング等を行いまして、12月議会にはこちらが議会の議決事項となっておりますので、12月議会に間に合うような形で素案のほうは完成していきたいというふうに考えております。

○中島委員

それから、もう一つ、JAのメンバーも審議会の中に入りますよね。生産者代表ということでしょうかね。どんなイメージで生産者というのをね、やっぱり入ってもらいたいと思うんですが、どんな方が、どんなふうな活動をしていらっしゃる方が入ってくるのかということも、もし考えがあれば伺いたいと思います。

○健康増進課長

JAの方につきましては、前回は入っていただいておまして、農業団体の代表ということです。特に食育部門におきましては地産地消というのが非常に大きなテーマになっておまして、地産地消を進めていく上でも農協の方というのは非常に大事な役割を果たしていただけるんじゃないかな、あるいは食の安全という意味においても重要な役割を果たしていただけるんじゃないかなということを考えております。

○中島委員

だから、JAの中のどんな人が出てくるんですか。

○健康増進課長

あいち中央農業協同組合知立代表理事が出てまいります。

○中島委員

地産地消で頑張ってる農家の団体もありますよね。なかなかあの団体の活動も幅広くならないというふうなね、学区が広がっていくとかそういうふうにはなかなかなくて悩みを抱えていらっしゃいますけど、そういったものを支援するような形の私は計画がほしいと思うんですけど、計画としてはね。そういった地産地消の推進という点では、どういうふうに具体的に何かお考えがありますか。

○健康増進課長

具体的な取り組みについて、今、新しいものというものでは持っておりません。今回、今から詰めていくものだというふうには考えてはおりますが、今いただきました御意見、大変すばらしい意見だと思いますので、ぜひ取り入れられるような形で検討はさせていただきたいとは思っております。

○中島委員

広報でもいろいろ書いてありましたけど、知立市の大豆を使った何か料理するとか、そんなようなことも広報で出てたなというふうに思いますけども、地産地消というところで生産者の意欲を広げなきゃいけない。それを活用する側もそれを受け入れる努力をしていかなきゃいけない。両方ほ

しいわけですね、これは。ここが合致しないと広がらない。今は南保育園が受け入れているというのも一部ですけどね、全部じゃないですけど、一部の食材はそこでいただくというような関係で、顔の見える給食ということで、子供たちに野菜大好きな子供ができるという、いい経験を積んでいらっしゃる保育園でもね、そんなのが広がるといういなというふうに思って前からいるわけで、そういった活動を後押しできるような計画ができるといういなということを思っております。健康で長生きできる、子供だけじゃなくて大人も食生活を見直してということで全般的なこの計画がほんとに大きな意義を持つといいなということを思っております。よろしく願いいたします。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号について、挙手により採決します。

議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第12号 知立市保健対策食育推進会議条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

議案第19号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第6号)の中で、第1条歳入歳出予算補正のうち、歳出のうちから伺います。

平成25年度知立市補正予算書及び予算説明書から4款衛生費、2項清掃費について、57ページにある印刷製本費について御説明をしてください。お願いします。

○環境課長

この印刷製本費につきましては、ごみカレンダーを主に、あと、ごみの行方という教材、こちらのほうをやっているんですが、印刷製本費の中でカレンダーのほうが入札差益が出たものですから、その分を減額するものでございます。

○安江委員

続きまして、会場借り上げ費についても御説明をお願いします。

○環境課長

会場借り上げ料につきましては、当初リユースマーケットを平成24年度にパティオで行った経過がございます。平成25年度の当初予算を編成する段階で会場がパティオがちょっと高額だったということもありましたので、いろいろ検討をしておる中で、当初予算で、ある程度の金額を見込んで、当初は駅前でリリオだとかそういったところを借りようと考えておったんですが、福祉の里というところで平成25年度、2回開催をしております。

最初は会場使用料等が発生すると思ったんですが、市の事業ということで御理解をいただきまして、無料で2回開催をさせていただきました。その分を減額するものでございます。

○安江委員

続きまして、塵芥処理費について伺います。

002ごみ収集事業、003不燃物処理場維持管理事業、005分別地区集積所維持管理事業について、減額補正がされています。これについてわかりやすく説明してください。お願いします。

○環境課長

不燃物処理場の維持管理事業の中でございます。

浸出液処理施設、これは第2不燃物処理場、いわゆる埋め立て処分場、こちらのほうの地下水というか変なものが流れないようにということで浸出液処理施設というものがございまして、それをきれいな形にして公共水域に流していくということでございまして、これの委託業務の入札差益が出ております。

あと、水質の分析委託料、こちらの浸出液処理施設では法的に水質の検査が求められておりますので、こういった委託料もございまして、その入札差益。

それと今回、剪定枝、第2不燃物処理場の西側に夾竹桃があるんですが、それを高木剪定をさせていただきます。こちらのほうの入札差益も入っております。

あと、分別地区集積場維持管理事業、こちらのほうにつきましては報償金でございまして、人口、均等割等の人数によって予算額との当初の差が生まれて20万1,000円の減額となっております。

ごみ収集事業につきましても、ほとんどが委託料でございまして、資源ごみ不燃物処理収集運搬委託料、これは各57カ所の地域の分別の場所ですね、集積所、こちらからの搬出の運搬、マンションとかの運搬ですね、その減額が73万5,000円、可燃ごみ運搬委託料、こちらのほうが34万1,500円の減額。

あと大きなのがプラごみの中間処理委託料、これは当市につきましては容器リサイクル協会に対して市で直営で中間処理というか、きれいにやってるわけではございませんで、委託によってきれいに分別して、それをペール状にすると、固めて圧着してということですね、それを容リ協会に出していると、その委託料が162万8,940円の減額。

あと、ペットボトルの中間処理、こちらのほうも同様です。市で直営でやってるわけじゃございません。ペールにする作業を委託しております。これが44万6,158円の減額。

あと、食用廃油回収委託料、こちらのほうはシルバーのほうで各保育園のほうに曜日を決めて油

を回収しております。その委託料が5万7,000円の減額になっております。

以上でございます。

○安江委員

続きまして、6款農林水産費、1項農業費、1農業委員会費、農業総務費、農業振興費について減額となっております。この農業総務費については職員手当等とありますが、なぜこうなったのか、その経緯とともに教えてください。よろしくお願いいたします。

○経済課長

農業総務費、人件費でございますので、この委員会ではお答えできない内容だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○三浦委員

観光面に関してであります。61ページの観光施設維持管理事業土地借上げ料ですが、この件についてお願いします。

○経済課長

平成25年度予算におきまして土地借上げ料でございますけれども、まず、八橋の井戸尻駐車場に関しましては、当初4月から12月までの予算を組んでおりました。補正予算で購入をすることになりまして、11月15日までの借上げになりましたので、その分が減額という形になっております。

それから、知立公園の駐車場、これが当初10月から借りる予定で予算を組んでおりましたけれども、12月からの借上げになりました。この部分と2つの減で48万7,000円の減になっております。

以上です。

○三浦委員

これ、八橋と知立神社ということでありますが、観光面に関して、今度5月2日、3日、知立まつりと一緒に全国山・鉾・屋台保存連合会の知立大会があります。この知立大会については、文化課のほうで担当するかと思いますが、それに絡んだ観光についてちょっとお伺いをさせていただきます。

知立大会のときに全国から350人来まして、5月3日に視察という形で、その350人の中から330人がバス7台で知立市の観光をします。どういった観光になるかといいますと、駅前で山車を見まして、そのあとバスに乗って松並木通りまして馬市、一里塚を見て、これは車窓になるかと思いますが、八橋無量寿寺に行くということでもあります。無量寿寺に着いてかきつばたを見ていただくという、こんなような形で大体午前中にこれがあるわけですが、観光で松並木と一里塚、八橋に行くんですけど、その件は御存じですよ。

○経済課長

当然その会の中に入っておりますので、バス7台で人数が320名ということは承知しております。

○三浦委員

これは、全国の祭り関係者といいますか、プロが330人来るわけですが、その方に見てもらおうということで、知立市も観光の受け入れですよ、どういう形になっているかというのをきつとしっかり見ると思うものですから、それに対する対応といいますか、それができているのかなというのが少し心配であります。

例えば一里塚のところですね、前にも質問ありましたけど、ごみの集積所があって、大変景観的に悪いというようなこともございましたけど、その辺のことが何か対策があるんでしょうか。

○経済課長

全国から非常に多くの方が来られます。1号線の松並木のところにごみ袋が出ていたり、一里塚のところにごみの集積所があります。そういうこともありまして、そういう話はよく聞きますものですから、当然その当日はそれがないようにうちのほうでは回って確認していきたいとは思っておりますけども、今回、観光ボランティアの方も参加していただきますし、市の職員も多くの方が5月2日、3日のお手伝いをするような形になってくと思います。ですから、全国の方に恥ずかしくないような形で八橋のかきつばた園も見ただけのような体制をとっていきたいと考えております。

以上です。

○三浦委員

今、ごみのほうを片づけるとか、一里塚のごみステーションは一緒です。片づけられませんよね、これ。

○経済課長

一里塚のごみステーション、あそこは設置してありますので、ボックスや何かは動かせるものはある程度動かせるのかなと思っておりますけども、ごみステーション自体をなくすことはできないということは御理解いただきたいと思います。

○三浦委員

多分、車窓からあれを見ると思うんですけど、一里塚、そういった知立市にとっても重要な観光の一つですよ。それ見てもらったら根元にごみステーションがあるということで、ちょっとこれは疑問を抱くんじゃないかなと思うんですけど、何とか対策をですね、対策といって片づけるわけにはいかないと思いますので、その辺、何かちょっと考えていただきたい。ごみのほうの。

○環境課長

トコトコ東海道のときにも、以前、来迎寺の区長のほうから、自分が片づけたので今後は市のほうでやってほしいということで、そういう行事があるというときにはどうしても見ばえが悪いということもありました。今年度につきましては、市の作業員が移動をその行事のときに、トコトコのときには移動をさせていただきましたので、今回も固定してどうにもならんやつは別として、みながいいような形にさせていただきたいと思えます。

○三浦委員

今回はしょうがないとしても、今後これのすぐ根元にあるというのはちょっと見た目も悪いものですから、一度一考していただきたいと思えます。

それから、八橋のかきつばた園に入るわけですけど、今、恥ずかしくない対応と言ってまじけど、先日うちの大会の役員で八橋のかきつばたへ行っただけですけど、中のいろいろ由来とか書いた

小さい看板とか、いろんなものがたくさんありましたけど、それが古くて、文化課の職員も、これは直さないかななんていって話してたんですけど、そこら辺の対応は何かありますか。

○経済課長

八橋のかきつばた園の中の看板に関しましては、正直言いまして予算取っておりませんので、今のままの状況でお客様をお迎えすることになりますけども、木に関しましては、この木は何々というような名前を来た方にわかるようにプレートをつけるような形はちょっととらせていただこうかなと思っております。

以上です。

○三浦委員

私たちが見ても、これはちょっとひどいなという看板がたくさんありましたので、それを多分ここはおりに時間が少し20分ぐらいありますので、見ていただくとするんですけど、何とかしてもらえないかなと思うんですけど、この時期になって1カ月ですので、なかなかちょっと難しいと思いますが、そういったことに気がつかないといいますが、その辺のおもてなしの感じが大変まずいなと思うんですけど、市長なんか八橋なものですから、市長どう思います。

○林市長

看板でありますけれども、私も気になる看板があるかなというふうに思っておりますので、一度全部が直るかどうかわからないんですけども、あまりにもひどいやつは直さなければいけないというふうに考えております。

○三浦委員

ぜひ市長の地元ですので、そういった話も出てくるとしますので、ぜひ直していただきたいと思っております。

これが5月3日なものですから、まだかきつばたは多分咲いてないと思うんですけど、その辺の対策って何か考えているのか。

○経済課長

昨年ですと5月3日、ある程度、私、行きましたけど咲いておりました。今年度もこの気候であ

れば、ある程度は咲いてくるのではないかと楽観的な見込みをしております。

以上です。

○三浦委員

楽観的な希望だそうですが、地元の育成会でしたっけ、保存会でしたっけ、そちらには話はあるのでしょうか。

○経済課長

ことしのかきつばたの咲くのはどうですかと聞いても、やはりこれは憶測でしか物が言えないものですけども、温度が上がってくれば去年と同じような状況であれば5月3日はある程度咲いているというふうには聞いております。

以上です。

○三浦委員

たとえ一角でも咲いているところを見ていただきたいと思います。せっかく全国から行きますので、その点、また地元と話をしておいていただきたいと思います。

それで、多分かきつばたが余り咲いてないということで、どこを見ていただくかといいますと、資料館も案内するというのを聞いてますけど、資料館に今、市長がよく言いますが、光琳がかいたかきつばたのびょうぶ、これは飾ってはいけませんよ、今は。

○経済課長

かきつばた図に関しましては、文化課のほうで持っております。かきつばたの期間中を借りれるかどうか、一度またその辺は文化課と協議して、飾れれば飾れるようにしたいと思います。

以上です。

○三浦委員

それ、協議してないって言って、私が聞いたのは、飾ると聞いたんですけど、その辺、正確なあれをお願いします。

○経済課長

期間中は飾っていました。ですけども、ことしに関して、一度担当とよく確認しますので、飾るということは後で御返事させていただきます。

以上です。

○三浦委員

市長、光琳のかきつばた図、ぜひ飾りたいですね。

○林市長

光琳のかきつばた図は飾りたいと考えております。

○三浦委員

この5月2日、3日、期間中ですけどね、ぜひ飾ってください。前から私も言っているんですが、せっかくのすばらしいですね、レプリカではありますが、それを持つてるものですから、それが市民にしても見る機会が余らないということですので、今回こうやった形で全国からも来ますし、知立市の市長の言う5,000円の裏の絵になってるということで、大変アピール度はあると思います。そこら辺が、今回来て、八橋行って目玉になるのかなと思ってますので。

○経済課長

今、決裁が私の机の上に回ってきたところだそうですので、飾るということで依頼していいそうです。

以上です。

○三浦委員

少し安心しました。せっかく来るものですからね、ぜひ見ていただきたいということで、それに関連しまして、やはりおもてなしの心といいますか、せっかく知立市に来て、午前中知立市の史跡全部回るわけですので、ぜひその辺は観光の担当として考えておいていただきたいと思います。終わります。

○池田福子委員長

ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後0時58分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

きょう資料を配付していただいております自立

支援事業運営費安定化事業扶助費という補正予算で減額になっていることについて、それは廃止されたことになるが、けやきの運営状況はどうかということで、この資料を出していただいたということですね。

この資料、全般どういうふうに訴えたいのかよくわからないところがありますけども、説明をしていただけますか。

○福祉課長

今回、障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金についてということで、けやき作業所介護給付費収入及び積立預金の推移表というところで、3月13日にけやき作業所の橋本施設長と協議させていただいて作成させていただきました。

平成18年から平成25年の内容でございまして、当初旧法でいきますとサービス事業名としては平成18年から平成20年が通所授産施設というところで利用者の数が51人、50人、51人で推移しております。平成21年から平成25年については、自立支援法、新しい法律にのっとって生活介護事業と下に書いてあります4番目の米印ですが、メープルけやきが就労継続支援事業所として平成21年に開所し、15名の利用者が移りました。今回、対象となっている生活介護の関係は、平成21年から利用者が32名、34名、35名、39名、平成25年39名という形で推移しております。

それに伴う介護給付収入、②ですが、平成18年のときは5,900万円余、平成19年が6,800万円余、平成20年が7,500万円余、平成21年から新しい制度になりまして、このときには臨時特例事業費補助金が加算された数字というところで6,300万円余、平成22年が6,200万円余、平成23年が6,100万円余、平成24年が約6,900万円余で推移しております。平成25年からは臨時特例事業費補助金が削減されておりますので、6,080万円余で平成24年、平成25年での比較はマイナス794万5,904円の見込みでございます。

参考資料としては、1人当たりの介護給付収入として③、②割る①ということで、1人当たりの単価を表記してございます。平成21年は約190万

円余、平成22年は180万円余、平成23年が170万円余、平成24年が170万円、平成25年が150万5,900円程度でございます。

次に、けやき作業所の財政的な圧迫があるかどうかを確認するために積立預金の推移を載せさせていただいております。平成18年は3,570万円程度、平成19年には4,580万円程度、平成20年には4,230万円、平成21年には6,260万円、平成22年には6,400万円、平成23年には6,600万円、平成24年には7,100万円程度という形で、平成20年を除いて積み立てを歳入歳出の部分で余剰が出た部分を積み立てていらっしゃるという表でございます。

今回、新しい法律になって、どのような補填がされるかということですが、一番上の米印ですが、障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金は1カ月間の開所日の90%の出勤率を補償した制度でした。旧法では1人当たり1カ月当たりの単価で計算していたものを新法では1カ月当たりの出勤日数に単価を掛ける方法となっております、その臨時特例給付金は、その1カ月当たりの出勤率を90%を補償するものという制度でございます。

けやき作業所では1カ月間の開所日の85%が現在出勤率だそうです。けやき作業所は、平成21年に通所施設から生活介護に移行し、利用者が32名になり、メープルけやきができた段階で15名移ったという経過でこの表を作成しております。積立金は全てが運転資金に回されるわけではなくて、将来的な施設の設備等への積み立てもでございます。

実際、平成24年7,100万円程度あるんですが、運転資金に回せるのは1,500万円程度だということを知っております。実際、平成24年は制度があり、約490万円程度の積み立てができましたが、平成25年においては約800万円程度のマイナスですので、前年度の積立金はマイナス300万円程度が見込まれるというような内容でした。

以上でございます。

○中島委員

積立預金というところ、今ちょっと確認ですが、ずっとありますね、下から2段目のところ。これは累積の預金高ということなのか、毎年こうなの

か、これはどういうふうですか。

○福祉課長

これは累積の金額でございます。

○中島委員

下が前年度差額ということなので、積み立ててプラスになってというふうなことで今日の段階まで来て、平成24年度では7,185万9,000円というところまで来ていると。今年度は大きなマイナスになるということで、新たな積み立てはプラスはないと、こういう影響が出たということですよ。

○福祉課長

そのとおりでございます。

○中島委員

介護給付費の収入というところは、市が付与した金額を加算した金額であると、これは②といって先ほどは言われましたよね。

○福祉課長

実際の支払いは、国保連を通じて請求がありまして、それがけやき作業所のほうに知立市分だとかほかの市の方もみてらっしゃるので、これはけやき作業所のほうが実際歳入として受け入れられた数字です。

○中島委員

そうすると、②というのは自立支援法に基づいて基本的に9割の分が、1割は本人負担、基本がね、ほかの部分が各市のほうからの扶助費で入ってくると、それのみということですね。

これ、平成21年度からですが、補填したお金、加算したお金、市が先ほど90%補償ということで加算したお金は幾らかというのは、どこかわかるんですか。

○福祉課長

市が加算したお金は、平成24年と平成25年の比較しかわかりません。もう加算された状態でけやき作業所のほうはお金を受け取ってますので、どの部分が加算されているかというのはわからない状態になっております。

○中島委員

でも、90%の出勤率を補填するという算定方式は確立しているのだから、実績的にわかるんではない

んですか、一覧ですつと。

○福祉課長

けやき作業所のほうに資料の提出を求めたんですが、歳入側で各市町から幾ら入っているということしかわからないので、90%の数字でも入ってきてしまうというのが現状でございます。

○中島委員

国の法律的な対応なので、各市の扶助費の中に込み込みになって入ってってしまうということなんです。ちょっとわかりにくいですね。90%の補填というのは、一人一人がそこでサービスを受けていることに対する扶助費という形ではなかなか計算できるものじゃないですよ。一人一人が90%いったかどうかということに基づく扶助費だったんですか。

○福祉課長

1人に対して90%出勤した金額という形で歳入が入ってきておりますので、実際はパーセンテージでけやき作業所のほうが見ていくと、米印の2段目に書いてあるように85%であるということでした。

○中島委員

わかりました。そういう方式でやられているのということです。みんな90%出たよという計算式で各市に請求がいくというか、実績が報告されて、そのお金が入るので、個々にどのぐらい出席したかの差額、実態調査しかそれはどのぐらい補填されたものがわからないという、そういうことですね。

ただし、平成25年度はなしになってしまったら794万5,900円不足したということですね。これは平成25年度と平成24年度の差額という形で同じ事業実績だった場合を想定してこれだけ少なかったという、一応そういうことしかできないということですね。だから、これだけ減ってしまったということですね。1人当たりでは20万円そこそこが減ってしまったということで、そうすると貯金ができないよと、ことは。これからどうするんですかね。

○福祉課長

一応国のほうの見直しとしては3カ年の期間があるそうで、けやき作業所としては85%というのは運営的には厳しいので、県にそういう団体、事業所の集まりがあるので、そこから愛知県を通じて国のほうに訴えていきたい。現状が85%なんですよというところでございますかね。

あと、自助努力としては、体調が悪い方で長期に休まれる方等があるので、入所する人数を多くして、要はできるだけ90%になるような形で利用者を多く集めて配置をうまく調整をとっていくという努力も今後していきたいという話をされています。現実には、もう既に平成23年、35名から平成24年に39名という形で4名ふやしてあるというのは、そういう努力をしているというところでございます。

○中島委員

商売なら売り上げをふやして、その分を補填しようという発想なんです。人員がふえなければたくさん受けられないというね、職員数のことにもかかわりますよね、障がい者の方たちを預かる施設ですからね。基準もあるでしょうし、そういうものを無視してどんどん受け入れるってことなんかできないはずですよ。そういう基準というのはどうなっている。その範囲でやっているんですか、これは。

○福祉課長

基準については、その最大限の1割程度の中で何とか運営をされているというところでございます。

○中島委員

基準があるけども1割オーバーした形でのという意味ですか。

○福祉課長

1割オーバーしたままでは受け入れられるので、その範囲の中で対応をされていると。

○中島委員

基準よりも少ない人でたくさんを見るという、結果的にはそういうことになるわけですね。そうすると質の低下とか十分なサービスが行き届くかなという心配も少しここに残ってくると。受け入

れてほしいという話がいっぱいあるので困らない
んでしょうけど、その枠を埋めるのは多分困ら
ないでしょうけども、指導員の数その分はちょ
つと不足すると。

そもそも平成21年度でそういう制度になるとい
うことで、けやきとしては正規の職員を減らし
ましたよね、その平成21年度の段階で。その辺はど
ういうふうに覚えていらっしゃるんですか。

○福祉課長

平成18年からスタートなんですけれども、けや
き作業所としては第2けやきをつくることで新
制度に切りかえるという形で対応しておりますの
で、第2けやきを新しくできた段階で、その新し
い制度に乗せかえたという形で聞いております。

以上です。

○中島委員

新しい制度ができたときに副所長がやめられた
よね。正規で自分が給料たくさんもらう職員が
いるのが重たいだろうというような思いでね、や
められたんですよ。正規の職員がもう既に1人
やめられた。その後どんな対応がされたのか、
ちょっと詳しくは聞いてませんが、とても今
までの体制ではやっていけないということで
やめられたんですよ。この間の職員体制は
よくわかりませんが、その辺のことも
相談に乗っていただいて、やはり必要
な支援はしないといけないと思うん
ですよ。

もちろんけやきだけじゃなくて、いろんな障
害者施設があるので、ここだけを特化して
何でも支援するというのがバランス上ど
うかという話が出てくるかもしれませんが、
ほかのところも底上げしてあげるとい
うことをやりつつ、この場合はたく
さんの事業を引き受けていただいで
いるわけなので、そういった必要
な支援ということについては、今
後も考えていきたいと思います、
それはどういうふうに。何か本
会議のときに、そのかわりに何か
仕事を、委託をふやしていくとか
というようなことを少し言ったよ
うな気がするんですけど、ちょ
つとわからなかったんですね、
どういう意味なのということ

○福祉課長

当初予算の概要にも載せさせてい
ただいておりますが、就労相談支
援事業ということで、けやき
作業所のほうにも障がい者の
相談に乗っていただくように
委託金という形で委託を平成
26年度予算でさせていただきます
予定です。

○中島委員

それが支援ですかね。それが支
援になる。仕事をやらせて
もらえば、その仕事の委託金
は入る。その仕事は、どう
いうスタッフがやるんですか。
スタッフの専門性とかいうこ
ともあるんじゃないですか。

○福祉課長

予算の概要の62ページになる
んですけど、障害者相談支
援事業委託ということで、障
がい者の利用サービスのた
めの事業所を平成26年1月
に始めていただきました。今
回その事業所で障がい者の
計画を立てていただくん
ですが、その人員について
500万円程度、市から障
がい者の方の相談員として
63ページの相談内容にあ
るんですが、福祉サービスの
利用の援助だとか、社会
資源を活用するための支
援、社会生活活力を高め
るための支援、ピアカウ
ンセリング、訪問相談、
権利擁護のための必要
な援助、自立支援協
議会の作業部会への運
営支援、その他日常生
活、または社会生活を
営む上での必要な支
援ということをして
いただくために委託
という形で1人分の
人件費を委託
させていただきます。

○中島委員

それは何か専門職が行うとい
うことでしょうか。

○福祉課長

相談支援の資格を取って
いただいた方にやって
いただく予定です。資格
が必要でございます。

○中島委員

資格を持った方の1年間の
委託費が、これ全部が
給料ということですか、
約500万円。

○福祉課長

給料と事務費、事業費が
含まれております。
以上です。

○中島委員

給料は、どの程度入っているんですか、専門職の。

○福祉課長

人件費は約505万円でございます。あと、事務費が7万円でございます。あと、事業費が123万5,000円でございます。そこからサービス報酬として事業所として相談支援の計画を立てると新規で1万6,000円とモニタリングという形で6カ月等に1回相談支援の計画を立てた方に対しての経過を見るのが1万3,000円でございます。サービス報酬としては102万6,000円の事業所としての収入が入りますので、そこを引いてトータル500万9,020円という形で積算しております。

以上です。

○中島委員

余り予算審査のほうに入っていくとちょっといいので、今はこの補正予算の減額ということですが、社協にこれは今は委託をしていますよね。それは当然やっていたらいいと。けやきのほうは今年度はやらなかったということで減額、社協のほうの委託についても今と同じような内容で委託が計算されるということでもいいですか。

○福祉課長

社会福祉協議会のほうは、平成25年は2名だった相談支援員を3名という形で計算させていただいて委託しています。

○中島委員

社協のほうに平成25年度も委託している。ケアプランをつくっていくための面接相談というか、1件が1万6,000円だという話ですけども、社協が平成25年度に行った人数をもう一回言っていた方がいいですね。ケアプランを作成したという方の人数。

それと、もう一つは、必要な人、つくらなければならないわけですよ。新たに必要な人。

○福祉課長

社会福祉協議会のほうで実施していただいたのは、2月10日までで27名、3月10日で72名で計99名でございます。

2月10日までに支給があったものについては、平成25年度の支払いで処理されます。3月10日のものは平成26年当初のほうに回ってしまうということで聞いております。

ですので、現在3月10日までで処理できているのは99名で、当初平成25年4月で相談を受けなければならぬ方の数は300名というふうにみておりましたが、かなり要望があるということで、今後は全体で350名から400名程度ですので、残り250名から300名はみていかなければいけないというふうに考えています。

それを今回、相談支援員2名から5名にするので、それで何とか対応できないかなというところで考えております。

以上でございます。

○中島委員

予算のほうにずっといつもは入っていくとちょっと話が増え難くなった。平成25年度だけの話にしていただけるといいんですけども、平成25年度にケアプランをつくったのは99名だけ、財政処理的には72名の方は新年度予算のほうで支払いになるということなので、27名だけということですね、平成25年度はね。

今回減額が400万円ということですよ。この減額分というのは、今言った72名分のということになるのか、さらにどういうことですか、この減額は。

○福祉課長

計画を立てた方は順番に計画を立てるんですが、要求をするのが当初27名なのか、それとも3月10日までに処理できる99名なのかというのが問題がございまして、とりあえずは99名ができるというところで予算削減をさせていただいております。

ただ、やはり時期がずれてしまったので、不用額は出るというふうにみております。

以上です。

○中島委員

社協で現在2名みえるんですかね。2名の方に対して委託をこの仕事をしていただくということで506万6,000円が当初にあったと。

○福祉課長

平成25年は社会福祉協議会の委託というところで1,300万円程度を予算計上させていただいておりまして、けやき作業所については平成26年度で予算化をするという予定でございます。

○中島委員

平成25年度のことを聞いてるんですけども、平成25年度の相談支援給付費等補助金、これは1,300万円だったということですか、当初が。ちょっと見たら違ったので聞いてるんですよ。506万6,000円から400万円減額というふうに見たので、今の話はどういうことかな。

○福祉課長

予算の概要の前年度予算額の1,350万円が平成25年度の委託料です。

○福祉子ども部長

今1,300万円と言っているのは、通常の一一般の相談業務が委託事業でありまして、今、話題になっている相談事業については、これは一つのサービス事業であります。福祉サービスの一環としてやる事業でありまして、それを社会福祉協議会がそういった事業をやるよということでやらせていただいて、当初、五百何万円の予算をつけさせていただいたんですが、やはり結果的には27件という相談事業自体が少なかった、やれなかったということもあって、その分の当然報酬が国からおりてくるのは少ないわけですし、実績ですので、その分を削らせていただいたという形になります。

○中島委員

だから、この事業だけの話でいうと500万円ちょっとで予定をしていたものが400万円減額で来年度に回したと。実態行為としては72名やっているんだけど予算的な行為については減額して来年度それを含んだ形で計上するよと、こういう説明ですね。だから27名ですよ、平成25年度でいうとね、お金的には。

それで、ケアプランをつくる必要があると思われる方が何人でしたかという話で、これが300名程度だと。そのうちの27人だけしかやれなかったと、こういうことですよ。障害者手帳を持っ

ていらっしゃる方は、もっと多いと思うんですけども、この必要な300名というのはどういう範囲の方を特定して300名と言っているんですか。

○福祉課長

300名という数字は現実には利用されている方の数をカウントして300名という形でございます。

○中島委員

現実にはサービスを受けていらっしゃる方の数ということで、これからまた要望が出てくればプラスされるわけですよ。これは2015年度からケアプランが義務づけられますよね。これがないと受けられない。現在はたくさんの方がサービスを受けているけども、プランを正式にはつくってないまま、前からの継続もあるかもしれませんね、やってると。この300名の方もケアプランをつくっていただかなければサービス利用ができないと、こういうふうに思いますけど、それでいいですか。

○福祉課長

そのとおりでございます。

○中島委員

だから、これ急いでやらなければいけないということでね、皆さん一生懸命やってると思うんですよ。2014年度でこの300人が、あと残り200名余ですよ、2014年度で全部やらなければ、また新たに要望される方がそこにプラスされますから、利用したいという方は介護保険と同じでプランがなければ使えないと、こういうふうになるので、この300名がきちんと補足される見通しで動いているということですか。

○福祉課長

そのために5名という形で相談員を今ふやそうとしております。

○中島委員

そうすると、ふやすのは当初予算のほうですけども、今2名社協がみえて、追加で社協あと1名、3名にして、けやきにも2名と全部で5名ということになると。今の2.5倍になるんですけどね、そういう体制で300名少なくとも今、利用していらっしゃる方は大至急やらなければならないと、こういう関係の中で今後の予算が出されているん

だという、これしっかりと、やれませんでしたじゃ済まない、今度は。来年度に回しますと言ったら、その人の分はサービスが受けられない、中断してしまうということなので、絶対確保しなきゃならないということの至上命題だから。

さっき、けやきのほうが1人当たり人件費が500万円ぐらいということでもいいんですか。踏み込んだりして申しわけないけど、今、社協にこの部分でお願いしてる五百何万円は2人分ですよ。250万円程度ということですよ、1人。

○福祉課長

当初、けやき作業所のほうは委託を受けるのは1名程度しか受けられないという話を伺ってますので、福祉協議会は2人分の委託でございます。

○中島委員

それで、けやきに直接聞いたわけではないんですけど、漏れ聞きという感じですけども、結局大変な仕事を1人7時間ぐらいかけてケアプランをつくると言いましたね。それで1万6,000円の報酬ということで運営されるわけですけども、委託料の委託費の人件費1人当たり250万円じゃないんですか。専門職と。これは相当大変なことを逆に言いますと、これは仕事をふやしてあげるから運営がよくなるよって、さっきのこのマイナス分を返して行ってほしいというふうはこの事業について言われたわけですけども、このお金で取り返すというお話は、とても無理じゃないかというふうに思うんですけども、どうですか。

○福祉子ども部長

基本的に今回やってるその生活介護の事業については、当然自立支援法ができてということで移行しなさいという国の制度、本来は平成18年度のとときに移行していくという話なんですけど、そのときに、その日割り計算になったために収入が下がるということで、一応そういった急激な施設としての収入が下がるということで、その補填の意味で5年間猶予を見たということですね。それで追加で平成24年も見て6年間見させていただくという、その間に基本的には各事業所で安定に向けて努力していただきたいということで国のほうは定

めさせていただいているものであって、その中でも、当然けやきも生活介護に移った段階からそういったことも多少人数的に減ったということで金額的には大きいと思うんですが、ここでも見させていただいていますように、積立金で多少上がってきております。というのは、剰余金があるよということですので、それがなくなっていくという形、今回からは多分マイナスになっていくんでしようという話になるものですから、それをすぐその部分を補填というような先ほど委員の言われたように、ほかの事業所の関係もあって、本来でいえば、その事業所で努力していただく部分がやっぱり大きいのかなという気はしております。何でもそのまま市のほうで補填するというのではなくて、それは努力していただいて、国がある程度これで事業所でやっていけるという報酬で定めていると思います。ですから、若干報酬を上げたりとか、送迎加算をふやしたりとか、そういったことで国のほうも対応しておりますので、そういった中でやっていただく。

その中で、今回減額という部分もあるものから、今回は相談事業も少しやっていただくということで、当然相談事業だけをやるのではなくて、ほかの業務も当然けやきの中ではやっていただくことになると思います。その方が相談だけで事業だけやるというそういった職員ではなくて、そういった職員も兼ねてけやきの職員としてほかの事業もやるよという形でやっていただく中で、少しでも受けていただいて報酬が1人やると1万6,000円ということですので、その部分を受けていただいて、多少でも運営的に持ち直せばいいのかなというふうに感じております。

○中島委員

ほかの事業所には激変緩和、平成18年度でやっとなければいけないわけで、新規の方は全くないということではありますけども、新規でというのはこういう形のもが全く知立市内ではありませんよね。ここだけがやってるということで、全部ここにおんぶにだっこしてるということからすると、いろんな形の支援を実際にはやっていかなければ

ならないだろうなというふうに思います。

こういう施設は、もともとは知立市は一つもみずからはつくらなかつたんですよね。初めから民間にやらせたというか、法人がけやきが、それこそ無認可の段階のところ、法人までに長い間、バザーだ何だかんだで寄附を集めながら運営してきたというね、それをようやくひとり立ちする正式に自立支援法の中で活躍していただくという中で、市が応援したわけですけども、本来、市が設立してこういう施設を持っていたなら、これほどのお金で済むわけじゃない、これだけの事業をやってもらっているんですよね。

だから、そんなに自分でやるのが当たり前というふうな形を前に出されると、一体市は何をやるのということになってしまいますから、私は、そういう自己の努力だというふうに割り切れない問題は、やっぱりあると思います。

積立金という形でこういうふうにしてやってきて、ちょっと食ってしまうだろうという話ではありますけども、けやきの新春の集いでも今後の計画、何かつくっていかなくやならないような計画をちょっと言ってみえましたが、それは具体的にどういうことなのか、把握していれば。

○福祉課長

今後の長期計画という形で、福祉企画係長が委員として参加させていただいております。平成28年にグループホームを1棟と平成30年ぐらいにグループホーム1棟を建てると、一応はけやき作業所に入ってもらっちゃう方のグループホームはこれで完了するという予定になっております。

あと、生活介護事業については、平成26年の5月もしくは6月にてるテルというところが20名定員で始めますので、それが3年で満床になります。そうすると平成26年、平成27年、平成28年は生活介護はとりあえずそこで対応は可能かなと思ってまして、平成29年においては、今、安城養護学校の父兄の方が平成27年4月に日中一時を起こして平成29年4月に生活介護のほうに移っていければいいかなというところで、そうすると大体定員20名ぐらいで平成30年、平成31年、平成32年はそこ

で賄われる予定でございますので、そうすると平成33年にけやき作業所としては生活介護を始めるか、もしくは安城養護の生徒たちの事業所がうまくいかなければ前倒しで平成29年に生活介護をやるかというところは今後の推移かなと思っております。

以上です。

○中島委員

グループホームを近いうちですよ、平成28年に立ち上げということであれば、当然こういう資金がなければ次の計画が進まない。だから必死でこれは集めている資金、基金だと思うんですよね。こんなに余裕があるじゃないかじゃなくて、資金計画をつくって必死でやってみえる姿だと。2棟つくっていくわけでしょう、連続してね、平成28年、平成30年ということ。これはオープンの日程なのか建設の日程なのか、どちらかわかりませんが、ちょっと。

○福祉課長

平成28年はオープンだと思います。平成30年も。

○中島委員

ですから、グループホームもけやきの方たちの高齢化で親が面倒を見られないよという人たちがたくさん出てくるので、グループホームで過ごしながらかえやきで働こうと、こういう基盤づくりですもんね。ですから、こういったところも大いに今後いろんな形の支援が必要になってくるのかなというふうに思っております。ここだけでなく、ほかにも立ち上がってくるという今の話で、それも期待されるわけですけど、全般にやはり支援していくということが今後の需要ではないかなというふうに感じます。

これ、補正予算ということで、ちょっと予算的なところの答弁もいっぱいいただいちゃったんでね、予算のほうでは少し割愛できるわけですけども、そういう見通しがあるという、そういう計画があるということが明らかになったと。ケアプランについては、確実につくっていかなければサービスがあっても受けることができないので、しっかりケアプランが作成できるように今後もしっかり見ていってほしいというふうに思います。

これについては、以上です。

それから、これは生活保護費の事務費ですかね、補正予算の53ページ、臨時職員が98万円減額、これだけ理由を教えてください。

○福祉課長

これは、通訳の臨時職員賃金の削減をしました。以上です。

○中島委員

もう少し事情から言わないと。もう必要がなくなったという意味ですか。

○福祉課長

実際4月から通訳の福祉課での窓口の人数をみておりましたけれども、稼働率が非常に悪かったというところで、あともう一つ大きな問題は、やはり通訳といろいろ話をさせてもらったんだけど、机の中側にいるということがブラジルの方からすると大きな壁でございまして、実際、机の外側と一緒に市民課のほうですとそういう通訳をしていただいているんですが、そういう状態でないと、福祉課サイドの人間だということを見られるということが大きな問題だったので、福祉課では雇うのはよろしくないなという判断でそうさせていただきます。

○中島委員

これは、いつから勤務しないということになって、どのくらい勤めたんですか。

○福祉課長

半年勤めて、事情としては国のほうの補助金が一時期カットになるという話が事前にありましたので、一応その料金的には1カ月程度しか雇えないという話をさせていただきまして、それだったら雇用保険を使われるという判断をされたということで聞いております。

○中島委員

もとは国からの補助金がカットになるので、基準より低いということですかね、稼働率が。そうすると補助金がつかない部分が出てくるということですか。

○福祉課長

国のほうが一方的に稼働率どうのじゃなくて生

活保護の削減というところで、一時期、県のほうからカットになる可能性があるという話がございましたので、一応はそれを見越して雇うのが難しいという話をさせていただきました。

○中島委員

その国の補助は平成25年度は丸々ゼロになったと。

○福祉課長

国のほうの補助は、結局は削減にはならなかったということです。

○中島委員

そしたら、国の補助がないからカットしたということではない。ちょっとそれが心配されたということはあるとしても、現実には補助金はくると稼働率が低いからやめたのと、やはりテーブルを挟むと何か自分の立場じゃなく立場が違うようなイメージを受けるということもあったので、ここは廃止しよう。外国人の方の相談というのはどうだったんですか。

○福祉課長

中島委員のおっしゃるとおりで、そういう判断で対応させていただきました。

あと、市民課のほうにはちょっと迷惑をかけたんですが、通訳を市民課のほうで対応していただいて、その部分については、うちのほうはストレスなくできましたが、市民課のほうはどうかはちょっとわかりません。

○中島委員

市民課は忙しいですよ、すごく。私も同行したりして、生活保護ではないけども相談で同行したりすると、どこどこで呼んでると、通訳来てくださいと。ちょっと待っててくださいとって随分待ってということで、実態としては相当迷惑、市民の方にも相談にみえた方に対しても待たせてしまったということにはなったかなというふうに思っております。

やはりテーブルの向こうとこっちという関係は、大変難しいというふうに思います。だから市民課のほうでふやしていただければ、必要な方がいれば一緒に来ていただけるもんですから、呼んで通

訳してもらえばいいので、それはそれでいいのかなと、そういう方法がいいのかなというふうに思います。

ただ、市民課の窓口が足りているかどうかということがもう一つありますよね。市民課の通訳はどうか、ちょっと聞いてみようかな、こちらに。市民課の通訳の稼働率といいますか。

○市民課長

市民課のほうにつきましては、大分忙しいのは忙しいです。今、通訳の方4名でやっておりまして、常時2名の方に来ていただいておりますので、いろんなところに相談、例えば教育にしても福祉にしても、いろんなところが来庁者の人と一緒についてきますので、そうしますとその間1人だけになってしまいますので、忙しいは忙しいというような今状況でございます。

○中島委員

それ全体的に考えてもらおうべき課題かなというふうに思います。

税務課にもみえますよね、カウンターの中にみえて、やはり一般的な話ですけど、住居のわかるころの人がやったらよくないよということもそういう方たちの中では言われてるみたいなんです。実際には滞納に対して厳しいことを市の職員が言わなきゃならないのを端的に話すともっと厳しくなってるかもしれないんですけど、ポルトガル語はわかりませんが、そうすると、その方が恨まれるんですね。恨まれちゃって、自転車を壊されちゃったと、2回も壊されちゃったとっておられましたけども、カウンターの向こうとこっちというのは相当そういう意味のギャップがあるということなので、できれば市民課のほうでもっといっぱいいてね、どんどん出向いていけるようなシステムというのもいいのかなというふうにも思います。

これ、全体のやり方、でも税務はとでもたくさんあるので、一々呼んでやってもらうんじゃなくて、いなきやだめだという事情もあるのかもしれませんが、その辺の調整ということは、副市長、一回目配りしていただいけませんかね。

○清水副市長

通訳がこういった場面で大変必要だということとは十分理解しておりますので、全体の中で考える必要があるということと、もう一つは、今のカウンターの内側から対応する部分と来庁者に沿って、その場合、いわゆる相談員として来庁者の側に立ってというのは変ですけども、通じる説明をする立場と、税務課として来庁者に必要なことを十分説明するという、そういう仕事も両方あるので、そこはなかなか難しいかなと思って今聞いてみましたけども、いずれにしても今、市民課のほうにそういう福祉課のほうの対応の中で、もし十分なことができてないということであるなら、これは相談員の全体の需要をしっかりと検討して対応する必要があるかなというふうに理解しております。

○中島委員

ぜひそのようにお願いします。税務課はちょっと専門的なことを十分わかっていかないと通訳できないということもあるので、それぞれの課に応じてですが、なるべくカウンターの中と外という対関係のようなイメージがあるみたいなので、それはやっぱり見直しをする、最大限相談者の気持ちにも沿った通訳となるように、ぜひ御配慮いただきたいというふうに思います。

それから、観光のところ用地を買われたわけですよ。観光施設用地購入費、これはかきつばたまつりのときの駐車場として使っているところを補正で買いましたよね。補正予算がついて購入したと、こういうことですね。買ったばかりで、登記とか何かで完了しているのかな。その辺が今ここにあるということは行政財産として今その土地を観光課の窓口といいますか、そこで保有しているという関係になっているのかどうかですね。

○経済課長

八橋の井戸尻駐車場に関しましては、6月補正で5,989万3,000円補正させていただきました。今回、執行残で19万7,000円減額しております。5,969万6,000円で行政財産として井戸尻駐車場の大きいほうの部分を購入して、もう一カ所の三角の部分は借地で駐車場を借りている状態でございます。

ます。行政財産でございます。

○中島委員

まだ全部ではないので、部分的に借地、そして遺産相続で買ってほしいというような形のお申し出については買ったというのが現状です。

それで、全体になった場合にどうするかということは検討するという話で、行政財産だとほかのところの利用というものはどういうふうになるのか、1年間の利用というのは2カ月ぐらいじゃないかということで、10カ月間の利用についても少し考えるべきかなど。そうすると、ずっと行政財産でいいのか、ほかの使用ということになると考え直しもしなきゃいけないしというそういうふうにするわけですが、そのような検討を買うときに私、問題提起をさせていただいたわけですが、ここを使わない場合には何かほかのスポーツ関係ができるようなとかね、そういうことも含めた検討をお願いしますということを言ったわけですが、そういうあたりは内部的に話し合いがあるのかどうか。

○経済課長

今現在の駐車場の利用に関しましては、かきつばたまつりの時期は、当然かきつばたの駐車場として1カ月間使わせていただいて、それから文化広場の駐車場もかきつばたまつりの駐車場としてお借りしております。

それ以外に関しましては、今現在は文化広場の駐車場として活用しているのが現状でありまして、まだ舗装をしているわけでも何でもありませんし、借りて購入する前と同じ状態で、今使っている状態でございます。将来的に一体を有効利用ということは検討する必要があると思っておりますけど、今の状態で検討はしておりません。

以上でございます。

○中島委員

今は担当する経済課長が答えられて、自分のことでそれは検討するということではできないと思うんですが、全庁的に今後ということで副市長のほうから、その辺についての今後についてのお考えを伺いたいと思います。

○清水副市長

この委員会の場でもそういう御提案もいただきまして、私もそのときに残りの10カ月なり11カ月を遊ばせておくというのは、これは非常に効率の悪い話ですので、何か考えたいなというようなことを申し上げておりました。

その後も経済課のほうでいろいろ調べてくれています、純粹に10カ月、11カ月丸々遊んでますよということではなくて、日常的な文化広場のいろんなイベントだとかそういった行事があるときには、それなりに使っておっていただけるというようなことも後で聞きました。

もう一つは、御提案があったように、例えばあいてるときにテニスコートのような形で整備してそういうものができないとか、グランドゴルフみたいなこともどうだというようなお話、御提案もいただいておりまして、そんなことも経済課のほうとも話したことございますけども、なかなかそういう状態にする駐車場として使うには不都合だといいますか、その辺が両方がうまくということが今のところできないというようなことになっておりまして、今、経済課長が申しましたように、購入をしてから特段そこにまだいろんな投資をしてない段階でありますので、今後そういう投資をしてきちっとしていくときには、やはりそういったことも一方では考えながらやる必要がありますけど、当面文化広場の駐車場としても活用していただいているというようなことも聞いておりますので、ちょっとしばらく検討はさせていただきますが、このような状態かなというふうに思っております。

○中島委員

文化広場の行事の駐車場といっても、そう頻繁じゃないし、あんな広いところ要らないしという感じもするので、そのことも含めて、何か投資する際にはという今お話があって、それでいいかなというふうに思います。

昭和テニスコートだけでは足りないという話が頻繁にきまして、何かあるのか、何かないのかというふうな関係者からの声が上がります。簡易舗

装的なものでもいいから、ただポールが立てられる穴があってね、立ててやればできるという簡易的なものでいいからほしいなという御意見もあります。グランドゴルフもこれをぼんと置くだけですからね、特別な施設は要らないということで、広場があればいい。そこはテニスやるなら簡易な舗装が必要なので、そういったものがあればグランドゴルフもテニスもできるし、駐車場の際にも雨が降っても大丈夫というふうにもなるので、そういう総合的な利用ができるように、ぜひ検討してください。お願いいたします。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時05分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号について、挙手により採決します。

議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第19号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号について、挙手により採決します。

議案第20号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第20号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 平成25年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

本会議にも出ていたんですが、特別養護老人ホームの計画、これがなぜ議会のほうにいち早く報告されなかったかということが、これは私は大問題だったと思います。改めて、その点を伺いたいと思います。

○長寿介護課長

本議会の中でも御質問の中で、そういう御指摘もいただきました。介護保険事業計画というのは3月議会ですかね、平成24年度最後の議会でこち

らのほうを報告させていただいたときには、特別養護老人ホームを60床整備するという形の計画書を配付させていただきました。

その後、いろいろ補助金の関係でどんどんおくられてまいりまして、今回の結果に至ったわけですが、12月議会のときとこの3月議会の間に見込みが変わったという結果に至っておりますので、その内容を議会の皆様へ御報告してなかったというところは、ちょっと私どもも考えがそこまで及びませんでしたことを大変申しわけないと思っておりますけども、どういう形でこちらのほうの報告をさせていただいたらいいのかなというところまではなかなか考えがそのときは及ばなかったものですから、申しわけなく思っております。

○中島委員

前、小規模特養ができるときも何かちぐはぐだったんですよ。突然、委員会だったか、質疑の中で今回はつくることになったとかね、計画のその辺が事前に報告されるということがそのときもなかったんで、そのところでも議会側から苦言を呈したという経過があるんですよ。

私たちも住民の方から、いつごろできるかねという話を言われますので、12月議会のあと、しっかり報告しましたよ。できるよと、平成26年度の間に合わない、こっちだけどねって。平成27年に入って頭の辺で途中かなというその辺のずれぐあいを含めて報告するんですよ。報告した途端に、また違うという報告もまだ私してないんですけど、議会で報告してるので、まだそれがするチャンスがないんですけど、ほんとにいち早く報告すべきなんですよ。これ、2回目なんですよ、こういうことが。

これはそういう見込みになった、12月議会が終わって1月になってからそういう話が県のほうからきたということですか。

○長寿介護課長

1月中に内々示がいただけるというふうには聞いておりましたんですけども、内々示というのは補助金がつくという内々示ということでございまして、なかなか県の課長のほうから私、直接電話い

ただきまして、1月のちょうど末日あたりだったと思いますが、今回11要望があった中で、5つの市町が今回は通らなかったということで、6採択された。だから残りの5つについては、大変申しわけないけども、また次回ということでもよろしくお願したいというふうなお電話をいただいたのが、ちょうど1月末でございます。

○中島委員

それは、どこに報告したんですか。

○長寿介護課長

私が報告したのは、内部でいえば部長と市長には報告させていただきまして、あと、事業所とも早速電話して協議の調整に入らせていただきました。

○中島委員

市長には報告はしたということですね。市長からは議長に報告はなかったということですね、市長。こんな大事な問題をそこで黙ってしまっておってもらっては困るなと思うんですよ。一課長の問題じゃなくね。どうですか。

○林市長

今思えば、報告をやらなければいけなかったことかなと。なかなかタイミング的に、今、長寿介護課長が申し上げましたように、どういうタイミングとか、大事な案件がこのほかにもたくさんあって、どれを報告してって今思うと振り返ってみますと難しいことかなという。

いずれにしても、今、中島委員のことは十分受けとめて、これから考えていかなければいけないと思っております。

○中島委員

報告することがいっぱいありましたかね、議会へ。余り記憶がないんですけどね。もちろん事件があったりね、そういったことについては早く報告しなさいというのはありましたよ。子供がお小遣い取り上げちゃったというようなことあったりしましたよ、この間ね。それは報告。それもちよっとずれてから新聞が出てから大分たってから報告というような形だったように思いますが、そんなにいっぱい報告事案があったかどうか、私

はわかりませんが、12月議会であそこまで明言された、もう大丈夫だろうと、それひっくり返ったことは責任はないわけですけども、もう大丈夫だろうということで待っていらっしゃる高齢者の方たちも、もう少しだねということで思うわけですよ。そこのところの思いを寄せていただければ、報告すべき案件かどうかわからないということはないと思いますよ。

私は、そんな介護施設に対する期待というのは市長は余り持っていないということにしか思えないんですけどね。事務的な話ではなく、介護保険の足らない施設についてどうしようというのが大きな課題であるという認識そのものが薄いということじゃないんですか、どうですか。

○林市長

今思うと、報告すべきことであったかなというふうに、それ以上に私ちょっとショックだったのは、通らなかったということが非常にショックでありまして、これについては次回は通るように何とかせないかんという思いを強くしまして、早速担当に今回通らなかった理由と、次回絶対通していただくように改めて今、日程調整をさせていただきます。

○中島委員

ショックは大きかったということと、そのショックを私たちも一緒に3月議会に入ってからショックを受けたわけでね、もっと早い段階で議会だって動くということもありますので、もう少し議会を信頼していただいて、議会としても上にあげるようなそんな動きをしなきゃいかんわけですよ。ですから、その辺の信頼感で両輪でつくれくれということ、早く早くということを言うべきだと私は思いますので、その辺の姿勢そのものはちょっと問題だというふうに思います。

なぜだめだったかという点は、もう一度ちょっといいですか、伺って。

○長寿介護課長

その内容につきましては、書類でいただいたわけではございませんけども、県の課長の言われるには、先ほど申しましたとおり、11今回手を挙げ

たところがあって、どうしてもそこで半分落とさざるを得ないような県の中の予算であったと。あとは圏域の中で調整させていただいて、お隣の刈谷市もおくれにおくれて今回まで残っておったんですけども、刈谷市と知立市でというところで隣の刈谷市のほうが採択されたということで、県内全体の11市町が手を挙げたところの6つですので、そういうところの折り合いで今回そういう結果になりましたという中身でした。

○中島委員

刈谷市にできて、近い圏域の中でできたんだから、こちらはもうちょっと待っておってくださいということですね、今のお話は。

刈谷市は何床できるんですか。刈谷市の施設でも私たち市民が使うことはできるんですよ。これはどういう内容ですか。

○長寿介護課長

ちょっとはつきり、あくまで記憶ですけど、60床というふうに私、記憶してるんですけども、今言われたとおり、同じ圏域ですので、刈谷市の特養であっても、この辺、皆さん入所する申請する権利があるという、そういうことでございます。

○中島委員

もう一度、場所についても。

○長寿介護課長

場所については承知しておりません。

○中島委員

圏域だというふうにおっしゃれば、大いに知立市の方も申し込まれる人があるかもしれませんね。だから、それだったら場所とか定数だとか、そういうものをきちんと情報を提供してもらおうということが必要じゃないですか。大至急それは何らかの形で提供してください。広報でもいいですよ、こういう方向と。知立市のほうはちょっとおくれますと。刈谷市が先にいきますけども使えますと。刈谷市の人はどう思うかわかりませんが、一応そういうことで。

今の段階では、待機者延べでというふうになると、ぐっと膨らむ。多分ダブってるだろうということで縮小するという形でカウントをいつもして

いらっしゃるわけですが、もう一回そちらを出していただいて、正確なところの待機者、いろんな名簿いただいたと言ったでしょう。

○長寿介護課長

待機者につきましては、それぞれ今、特養2カ所、小規模1カ所あるわけですが、それぞれで調査させていただくと待機者の数は200人程度、市内の方でも例えば1カ所は50名、もう一カ所は48名とかという形で、大体50名ずつぐらいおみえになります。

50名全体が、50名50名足すと100名になるんですけども、恐らくダブってるところがかなり多いということで、大体50名程度かなという感じはしますし、ヴィラトピアが最近調査した数字なんですけど市内100名、ほほえみの里が116名、小規模ヴィラトピアが51名が待機者の数でございます。

以前から申しておりますとおり、なかなか待機者の方は、それぞれに複数申し込まれることもありまして、ダブっている方、それほど今、特に希望していなくても待機期間もちょっと含めて前もって申し込んでおこうかという方も結構おみえになるようで、なかなか実際に今困っているんだという人の実態でもないように聞いておりますので、その辺のところは、今回、平成26年度、早速事業計画をつくる年度に当たっておりますので、もう一度以前やったように名寄せというような形をさせていただいて、施設の協力が要るものですから個人情報もありまして結構難しいんですけども、御理解いただく中で名寄せをさせていただいて、純粋な待機者をもう一度把握していきたいなというふうには思っております。

○中島委員

これは名寄せじゃなくダブっているだろうという数字で今言われた100名、116名、51名と、これがダブリ想定の数値ということですね。わかりました。

名寄せというような形で行うこと、それから、余り軽い人はケアプランというか、ケアマネなんかはどうなのでしょう、それは希望があれば全部申し込むという形にしているんですかね。介護1

以上ならということですか、3以上ですか。

○長寿介護課長

実際、今度制度改正されますと要介護3以上になるようではございますけども、今、実態を聞いてみますと、要介護1以上の方は施設に入所が法の中では認められておりますので、そのまま申し込みを受けておると。あと、ケアマネが申し込まれるだけではなくて、今、自宅で家族が面倒を見ておられるような方が直接申し込まれるようなケースも結構多いということで、ケアマネを通してという方ももちろんあるんでしょうけど、その辺の割合というのはつかんでおりませんです。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号について、挙手により採決します。

議案第22号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第22号 平成25年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 平成26年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○神谷委員

それでは、予算書123ページの022シルバー人材センター補助事業についてお聞きをさせていただきます。

シルバー人材センター運営費補助金2,315万7,000円とありますが、シルバー人材センターは昭和58年10月に会員数158名、配分金281万円でスタートし、平成24年度に30周年を迎え、現在会員数472名、配分金1億4,029万円と、順調に成果を上げておられます。

また、平成25年4月1日より社団法人から公益法人に移行されたわけですが、現在の運営状況についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○長寿介護課長

運営状況という中身の中では、特別私どもも書類的なもので今言われた会員数ですとか、あと、どんな仕事の中身がありますですとか、そういうような簡単な中身が報告を受けておるだけで、どのような実態で推移しておるかなという細かいところも、私どもその辺のところを精査しているとかそういうことはないんですけど、私ども今、この事業としては、こちらのシルバー人材センターの中で指定管理の部分と、もう一つはシルバー人材センター、社団法人ですかね、こちらを運営していく上での職員の方、この方に対する人件費として人件費の8割を補助していくという要綱がございまして、そこの頭のマックスの数字もその範囲内という制限があるんですけど、こちらのほうを補助させていただきながら、現在そのシルバーの方の社会参加、生きがいづくり、そういうようなことを目的とした法人でございまして、そういうところに私どもが支援しているという、そういう状況でございまして。

○神谷委員

人件費の8割を補助して、あとはお任せしているというようなことでありますけれども、シルバー人材センターに登録して会員になった人から聞いたお話なんですけれども、登録後に全く仕事が回ってこない、このようなお話を聞きましたけれども、市のしっかりとした管轄ではないと思いま

すけれども、そういうことについて、どういうふうにお考えでしょうか。

○長寿介護課長

そういう細かい中身は聞いたことはあります。直接市のほうにそういうふうにご意見を言ってこられた方もおみえになるんですけども、なかなかこちらのほうはあくまで社団法人というところでは、市のほうはこういうことがありましたという御連絡もできますし、もちろんそういうことは伝えましたですけども、実際シルバーの中で今請け負っておる事業、そういうようなものの中と、あと、自分の希望する職種、いろんなものをコーディネートを職員の方がさせていただいておるんですけども、どうしてもそこで思うような形にならない方は、どうしても出てくると、そのような回答をいただいております。

○神谷委員

今もちょっと出ましたけれども、一般企業と違ってシルバー人材センター、仕事を請け負うために営業活動ができないような決まりになっているというふうに思いますけれども、その辺、何か勉強不足で申しわけないですけども、どんどん営業活動ができるような何か仕組みがないのかどうか、もしあったらお聞かせいただきたいと思えます。

○長寿介護課長

営業活動のほうも私はよくわからないんですけども、市としてできることはシルバー人材センターの仕事の中身ですね、こういうようなことを広報していったりですとかそういうことはできると思いますし、あと、それぞれがこういうものをホームページをごらんくださいとか、ホームページでも見ていただくとわかるんですけど、あれを見てすぐにどうこうわかるような中身にもならないというふうにも私も思いますので、そういうところをできるだけわかりやすい状態のホームページにするですとか、高齢者福祉の契約の中でもシルバー人材センターというのは高齢者の就労、あと生きがい対策として位置づけられておりますものですから、行政としてはPRにおいても、あ

る程度できる範囲のバックアップはできるんだろうというふうには思います。

○神谷委員

ぜひそういうハード面というか、お手伝いをさせていただきたいと思いますし、仕事の面においても、例えばですけども、保育園の給食づくりとか庁舎の掃除、いろんな業者に頼まれているんですけども、そういうものをシルバー人材センターにお願いするということではできないのでしょうか。

○長寿介護課長

ちょっと給食のことはできるかどうか、私は直接わからないんですが、市として例えば長寿介護課でいえば家具転倒防止の取り付けであったり、軽度生活援助であったり、できるだけシルバーを使ってやっていただくようなことで展開している事業もございますので、あと、全庁的にシルバーを使っていくというようなことをシルバーに委託しているという課は結構あると思うんですけども、そこで各課がその一つ一つの事業を委託していくときに、シルバーがそれが対象になるかどうかというのは、その担当課の判断になるんじゃないかなというふうには私は思っておりますけど。

○神谷委員

それでは最後に、2,300万円余りの運営補助金が有効に活用されているということは承知するところですけども、そもそも会員の皆さんに先ほども長寿介護課長言われましたように、働きたいと、世の中の役に立ちたいと、元気に暮らしたいというのがこの趣旨であるというふうに思います。

市として、より一層のシルバー人材センターに対する支援、仕事を出すということに関しましてもやっていただきたいんですけども、その点、林市長どういうふうにお考えでしょうか。

○林市長

神谷委員おっしゃるように、生きがいつくりということも大きなシルバー人材センターの役割があります。どんどんとできるだけ全庁的にシルバーに頼めるものがあつたらということでは言っているわけでありまして。

先ほど冒頭に神谷委員が、なかなか仕事がないよということをおっしゃられたんですけども、先ほど長寿介護課長申し上げましたように、例えば家具の転倒防止なんか、今積極的にやらさせていただいておるわけでありまして、なかなか家具の転倒防止、専門的な技術というかそういうことが要るとか、マッチングがうまくいってないというのが局長、会長の話でありまして、そのあたりがほんとに難しいところかなというふうに思っています。

例えば防犯パトロールというものも自動車が運転できればいいかなというのがあつたんですけど、高齢者になると、なかなか危ないということもございますし、その中で、できる限りシルバーの方々がやっていただける仕事をこちらのほうも公共的な仕事を探していきながら、できるだけシルバーの方々に御活躍いただくような場を提供していきたいと思っております。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山崎委員

それでは、予算の概要の104ページをお願いします。

太陽光発電設備設置整備事業であります。こちらのほうは、目的、効果、概要とそれぞれありますが、まずは入り口として事業の説明をお願いします。

○環境課長

太陽光発電設備設置整備事業でございます。こちらのほうにつきましては、個人住宅の方が10キロワット未満の太陽光パネルを設置した費用に対して1キロワット3万円、4キロワットまで上限12万円ということで補助をしているものでございます。

○山崎委員

補助金の交付実績を見ますと、平成21年度が127基、平成22年度161基、平成23年、平成24年ということで、こうやってふえつつあるのかなというふうに感じておりますが、こちらのほうは今後、市の方針としましては手厚くこの補助をしていく

方向性なのか、教えてください。

○環境課長

太陽光パネルにつきましては、山崎委員おっしゃったとおり、プレミア価格のときかなり後押しがあつて、多く設置されておりました。ところが、固定買い取り制度が今は38円、来年37円ということで、プレミアがなくなった以降、私ども消費税の関係で駆け込みがあるのではないかなというふうに予想しておったんですが、なかなか思うように伸び悩んでおります。

それで、まだこれは構想ということで聞いていただきたいんですが、個人住宅がそろそろというような、伸び悩んでおりますが需要はありますので継続はしていくんですが、より充実した形という形で個人住宅に限らず、少し幅を広げてちょっと考えていきたいなと思っております。

○山崎委員

今後、補助としてもある程度、市の方針としてやっていくという方向性だと思うんですけど、少しここで問題になっているのが、特に中心市街地の場合、今、高層マンションが10階建てクラスのマンションが、建築が絡んでしまうんで申しわけないんですけど、約3カ所ぐらい超高層マンションが計画をされているんですね。丸真工業の跡地もライオンズマンションが10階建て規模、たしか12階から15階ぐらいの規模の大きさのマンションが建ってくるということで、こちらのほう住民説明会があつたわけでありまして、少しそこで問題になっていたのが、環境課が事業を補助するのであれなんですけど、太陽光の補助事業に関して補助はしていただけるんですけど、そういったマンションが建つと、当然日照権とかクリアしていると思うんですけど、日陰になってきてしまって、太陽光そのものが果たしてうまく活用できるのかなというようなそういった問題も出ておまして、ちょっと建築が絡んでしまって申しわけないんですけど、事業自体は環境課ということなものですから、そういった問題というのは承知していますでしょうか。

○環境課長

山崎委員御承知だと思うんですが、今おっしゃったとおり、法的な規制につきましては環境省の所管ではございません。何もないわけです。

そして、開発手続条例ですか、そちらのほうにつきましては、日陰の時間が規制ということで、それはおっしゃったとおり、ここのマンションについてはクリアしているということをお聞きしております。

今現状、特に法的に、もしくは行政としてできるような手当はないわけですが、聞いているのは、建築の担当のほうからは、その対象の方と業者のほうは真摯にこのまま話し合いを継続していきたいと。いずれにしても、まだ建ってないということで、発電量、これはパネルによっても能力の差がありますので、どのぐらい減るのか、そして、これは損害とは言わないかもしれないんですが、御本人にとっては買い取り値段がどのぐらい減るのか、まだそういったデータも何も出てないわけですので、建築課のほうとしては、業者とその対象の方は、今後継続していくということでお話は一応聞いているというふうに伺っております。

○山崎委員

ちょっと建築が絡んで内部で話し合つてほしいと思うんですけど、違法建築じゃないですし、民間の話なので何ともならないところあると思うんですけど、ただ、そういったマンションが建ってくるんだという情報というのは事前に建築のほうではキャッチするわけであつて、この太陽光の整備事業で申請があつた場合とか、情報提供とか、そういったものはしっかりとさせていただきたいなと思います。

この問題というのは、今後この中心市街地でも当然申請をクリアしたマンションが建つてくると、必ず密集地ですとこういう問題というのは発生してくると思いますので、しっかりとそれは内部で話し合つて情報もしっかり住民のほうにも提供してほしいと思いますけど、どうでしょうか。

○環境課長

太陽の光は財産権としては扱われてないという

ことで、まだ事例が余りないですね。こういった太陽光パネルによる損害がということは、余りないと思います。

山崎委員おっしゃったとおり、全国的にこれだけ太陽光パネルが普及するといろんな事例が今後出てくるかと思います。そういったところを全国の自治体補助してますので、いろいろアンテナを張って先進的な事例等あったらいろいろ参考にして、やれるものがあれば手を打っていききたいということと、委員おっしゃったとおり、太陽光の申請の段階にはそういったことも承知の上で補助金の申請をしていただきたいと、そんなようなことをちょっと考えております。

○山崎委員

しっかりその辺は内部で話し合いというか、今後、必ずこういう問題というのは太陽光が広がっていくにつれ出てくると思いますので、しっかりと補助の申請をするのは環境課のほうだと思しますので、情報提供をしっかりとお願いしたいと思します。

続きまして、予算の概要の98ページ、99ページの商店街等の街路灯補助事業についてでございます。これに関しても目的、効果、概要を、るる書いてありますが、概要の事業の説明を先にお願いたします。

○経済課長

商店街等街路灯補助事業でございますけども、この中には2つの事業が入っております。

1点が、街路灯等の整備費補助金、もう一点が街路灯等の電灯料の補助金ということでして、平成25年度、街路灯等の整備費補助金は343万6,000円、平成26年度は158万円の予算を計上しております。

それから、街路灯等の電灯料の補助金に関しましては、平成25年度337万円の当初予算で平成26年度は395万3,000円の予算を組んで計上しております。電灯料の補助金に関しましては、平成25年度40%の補助率から50%に増額させていただいて、その分が増額になっております。それから、街路灯の電灯料の整備費の補助金に関しましては、こ

としは中央通りと駅南の2カ所ということで金額が下がっております。

訂正させていただきます。平成25年度が40%で平成26年度が50%です。

○山崎委員

中央通りのお話出ましたので、中央通りのアーケード撤去が終わりまして、同時に街路灯の新設をしていただきました。このアーケードの撤去と新設に関しては、全て終わったわけではありますが、この国の補助金を使つての事業であったわけでありまして、この事業報告というか、国に終わりましたよ、完了しましたよという事業報告をしていると思うんですけど、その辺の詳しく説明をお願いいたします。

○経済課長

中央通りのアーケードの撤去と街路灯の新設は平成25年度事業で実施しております。平成24年度の国の補正予算で商店街まちづくり事業が200億円予算で計上されました。中央通りの街路灯の新設に関しましても、3分の2補助のこの事業が該当することがわかりまして、急遽、対応を決定させていただきました。

平成25年の10月8日に国に申請して、交付決定が結構遅くなりまして、11月28日に交付決定がきております。年末年始の慌ただしいときにアーケードの撤去と街路灯の新設28本を実施していただきました。平成26年の2月7日に実績報告を提出しております。

事業費といたしましては、総費用が2,473万8,000円、商店街まちづくり事業の補助金が約1,570万円、市の補助金が276万5,000円、自己負担のほうは635万6,000円というぐらゐの事業費で、全体の事業費でいうと3分の2のまちづくり補助事業の補助金が63%、市補助が11%、自己負担が26%という非常に中央通り商店街に関しましては自己負担が26%で終わったという事業でございます。

以上でございます。

○山崎委員

2月7日に事業報告のほうは終わったというこ

とでありますよね。

ほんとに年末年始、一時は真っ暗になってしまって、突貫の工事だったと思うんですけど、ほんとに何とか無事に終わったなというふうに思っておりますが、今後、中央通りの南側ですよ、新設を今、申請がきてるといのは中央通りの南側と駅の南ということですが、この辺はどういったタイムスケジュールで行っていくのでしょうか。

○経済課長

平成26年度事業としましては、線路沿いのところの街路灯12基を設置を予定しております。今、まちづくりのほうの申請をつくって出しております。6月から7月ぐらいに線路沿いのほうの12基の設置を予定しておるといことでございますので、よろしくお願いたします。

○山崎委員

今、まちづくりの補助金のことが出たんですけど、このまちづくりの補助金に関しては、商店街まちづくり事業ということで地域の住民の安心・安全、生活環境を守るため防犯カメラや防犯灯の設置、空き店舗の活用など商店街の施設、設備の整備に係る費用を3分の2補助をするという事業であります。こちらのほうなんですけど、国の中小企業、小規模事業の育成を支援する戦略会議の中で、まちづくりの補助金、今3分の2補助ということですが、商店街のまちづくり事業と、もう一つ、にぎわい補助金というものがありまして地域商店街活性化事業の中で商店街の集客力や販売力を高めるため、イベントの開催や商店街マップ作成や若手の研修等に対して、400万円を上限に100%補助をするという補助金の事業ということですが、一般質問でも国、県の補助メニューの話をしささせていただいたんですが、そういった補助金のメニューがあることは御存じでしょうか。

○経済課長

メニューがあることは知っております。

ちなみに、平成25年度補正で商店街まちづくり事業補助金に関しましては127億円、平成24年度

の補正の200億円の残りがありますので、それと合わせて約200億円の予算が組んであります。それから、にぎわい補助金に関しましては、国のほうでは53億円の予算が組んでおります。委員が言われたように、使い道はちゃんとそういうものがございますので、商工会を通じて連絡はさせていただきます。

それから、平成26年度の新規予算で地域商業自立促進事業というのも新規予算が組まれておまして、これが39億円あります。この内容につきましても、商工会に連絡させていただいております。

○山崎委員

今ちょっとお話をしたのが、まちづくり補助金とにぎわい補助金というものでありますが、こちらのほうは中小企業の小規模事業者の成長戦略の一環であるわけですが、にぎわい補助金に関しては、先ほどまちづくり補助金に関しては中央通りであったり駅南であったり申請というか、お願いがあったわけですが、にぎわい補助金というものに対しては、商店街の集客力であったり販売力を高めるこのイベントの開催やそういったものに若手の研究費等々充てる補助金でありますけど、これに関しては何か知立市の商店街などから申請というか、何とかお願いしたいという依頼はあったんでしょうか。

○経済課長

今現在のところでは、そういうお願いの依頼がきておりません。今後も商工会を通じて、こういう事業がありますよという紹介はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山崎委員

一般質問のときでも話したんですけど、こういった補助金メニューというのはいっしょに当然商工会を通じてという話になるかもしれないですけど、こういったメニューというものが、これから国の戦略なのかもしれないですけど、補助金メニューというのはいささまな分野、さまざまジャンルの中で出てくると思うんですよ。しっかりとこの辺はアンテナを立てて臨んでいただきたいと思っておりますので、最後、副市長にその辺のお願い

をさせていただきたいと思いますので、よろしく
お願いします。

○清水副市長

このたびの中央通りの仕事に関しましても、い
ろんな補助金の中身、これをよく精査していくと、
いろいろまだまだ知立市としても取り組む中身の
あるものがあるんじゃないか。

今現在、先ほど経済課長も申しましたけども、
国からのいろんな情報、そういうものをしっかり
精査しながら商工会のほうにもお知らせをしてい
るということでございますけども、その辺ももう
少し情報提供だけでなく、一歩踏み込んで商工
会の事務局ともうまく話ができると、もう少し具
体的に話が進むというような部分があるのかなど
いう思いも私自身はしておりますので、そんな意
味では、情報提供だけにとどまらず連携をしっか
りとりながら補助制度をうまく活用した整備とい
うことも今後、取り組んで努力していきたいと考
えております。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2 時53分

再開 午後 3 時01分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○川合委員

それでは、3点ほど聞かせていただきます。

まず最初に、予算概要の58ページ、59ページ、
60ページ、61ページ、この4ページにわたしまし
てお聞きしたいと思います。

障害者グループ補助交付金、障害者福祉施設運
営費の補助についてであります。この辺のこと
につきまして、昨年の平成25年9月の定例会で質
問させていただき、また、要望もさせていただきました
件なので、こういう施策につきましては、
ほんとにありがたいと思います。

このグループで活動している方、もしくは新た
にNPOとか法人が知立市に事業所を展開すると

いうことにつきましてもインセンティブはある程
度証明されたわけでございますが、これがまずグ
ループのほうなんです。ボランティア活動を行
っている団体に対しての支援であります。ここ
にありますように、ある程度自分たちが持ち出し
て、予算的に厳しいところも多いと思いますし、
新たな事業所を立ち上げるにいたしましても土地
を買うだとか建物を建てて行うのかということは、
なかなか難しいと思うわけですね。

そういった場合に、支援としてはあるんですが、
立ち上げてからの補助といいますか、この辺のと
ころで、今あいている事務所とか、あいている店
舗だとか使われてない建物を使う場合に、以前か
ら空き店舗とか空き事務所の利用につきまして、
以前はずっと1カ所しか補助がなかったんですが、
今後こういったものにも当初の改築費だとか、あ
る程度のハード的な部分で支援をする必要があ
るんじゃないかと思うんですが、この辺のところは
所轄は市民部のほうになるのかもしれないけど、
どんなようにお考えか、ちょっとお考えをお示し
いただきたいんですけど。

○福祉課長

福祉課としましては、とりあえず事業所をあ
いた家を利用していただいて、もしくは店舗等で廃
業になったところ等をうまく利用していただ
いて事業所を設置を促進していきたいというこ
ろで、1カ月20万円以内という形で積算させて
いただいて、今回予算に計上させていただきました。

以上です。

○川合委員

資金力のある法人とかNPOならあれなんです
けど、グループの方が今もう既に団体としてやっ
てみえる方もあるかもしれませんが、新たに立ち
上げる場合に、空き店舗とか空き事務所を使う場
合に、それを活用する面において最初の改修費と
かいうことにつきましては、これは担当課は市民
部のことになるかもしれませんが、建築資源を活
用するという意味では、この辺はどちらの課でも
いいんですが、お答えをいただけませんか。

○福祉課長

とりあえず、福祉課では改築費用等については考えておりません。

○川合委員

そういうことだと思います。

市長、前から言っているんですが、そういった建築資源について活用する場合に、商店とか企業ですね、商売とかそういうものではなくて、こういった福祉だとか介護だとかその他の利用についても建築資源を有効に使っていくということ、その辺のところの考えはどうなんですか。

○林市長

非常に川合委員と同様に、いい考えだなというふうに考えております。

○川合委員

いい考えなんですよね。そうしないと、商売でうまくいかないそういったところは、商売をやってもなかなかうまくいかないんですよ。だからいろんなところでそういった職種を広げていくという面で、ちょっと話がずれちゃうかもしれませんが、特に今、施設として不足しているもの、特に介護関係でもね、こういったものを優先的にインセンティブを与えて融資しましょうよ。どうですか、市長。

○林市長

今の障害者福祉の運営費補助金交付事業については、まずは背中を押すという意味で、月に20万円を上限なんですけれども補助をさせていただくということでありまして、空き店舗等の空き家活用については、今全庁的にどのようにやっていくかということは今、検討をさせていただいているところでございます、その中で整理をしていかなければいけないと考えております。

○川合委員

きょうはこんなところでいいですが、ぜひそういったもので、せつかくある資源を今、必要とされているものに転用して使っていくということは前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、その次の62ページ、先ほど補正のところでも少し話が入っちゃってはおりましたが、確認させていただきますが、これは現状、社会福

祉協議会に2名みえる相談員をプラス3名で、そのうちの2名がけやき、もう一名が社協の中に1名で5名になると、こういうことでよろしかったでしょうか。

○福祉課長

一応相談支援員としては5名なんですけれども、今回、予算の概要にあげてある障害者相談支援事業委託事業については、社会福祉協議会3名の方とけやき作業所1名の方、計4名の方に委託する予算になっております。

以上です。

○川合委員

4名ですか、5名ではないですか。

○福祉課長

相談支援員という形で福祉サービスの計画を立てられる資格のある方は、一応けやき作業所2名と社会福祉協議会3名の5名いらっしゃるんですが、これは福祉サービスの事業を計画するという仕事のさせていただきます。

今回、予算の概要の障害者相談支援事業委託事業というのは、そのほかにも障がい者の相談に乗っていただいて、問題があれば家庭訪問等をしてもらうと。一步踏み込んだ対応をしてもらうところで社会福祉協議会3名とけやき作業所1名、4名分の人件費等が予算化されております。

以上です。

○川合委員

その4名の方の専門職であって、ある程度免許を持った資格のある方と先ほど聞きましたが、他市の事例ですと、それぞれ障がい者の種別によって精神、知的、身体、それぞれの専門員、そういう意味での専門性を持ってやってみるところありますが、当市ではその辺はどうなんでしょうか。

○福祉課長

現存2人いらっしゃるんですが、1名の方は精神福祉士の資格を持っていらして、南豊田病院、刈谷病院等の勤務経験もございまして、その方が主に精神を今後やっていただくといいかなと思っております。

また、けやき作業所については、療育事業とい

う形で知立市の中心をやってきていただいていますので、療育については、けやき作業所の方がいいかなど。

あと、社会福祉協議会2名の方なのですが、それぞれ身体障がいと、あとは障がい児の方を受け持ってもらえるといいかなという形で、今後、平成26年4月以降、自立支援協議会等を開いていく中で、そうやって専門性を4名の方で仕分けできればいいかなというふうに個人的には思っております。

以上です。

○川合委員

やはりそういう見方というか、方針が大事じゃないかというふうに思います。

事例を挙げれば、高浜市のほうでは6名みえましたかね。2名ずつがそれぞれの種別で担当してみえるということで、やはりいろんな事例が蓄積されている中では、それぞれの専門の方がやっつけられることが望ましいかと思っておりますので、今後はそういうふうでお願いしたいと思っております。

そのほかにつきましては、今後ケアプランのことであるとか、先ほども出ましたのでお聞きしますが、ぜひ相談員につきましては充実していただきたいと思っております。

それから、まだケアプランを相当の方がつくらないかんもんですからね、その辺はしっかりと進めていただきたいと思っております。

それから、その次の64ページ、65ページの障害者計画、障害福祉計画についてお聞きしたいと思います。

これは平成27年度から新たなハッピープランということが新しくなるということで。それと、計画期間は何年から何年までか、ちょっと確認させてください。

○福祉課長

計画期間については、自立支援協議会、人にやさしいまちづくり推進協議会等に諮っていく予定ですが、最低5年程度を事務局としては提案をしていきたいと思っております。

以上です。

○川合委員

大体5年ぐらいということで、よろしくお願ひしたい。

その中で、この65ページに書いてあります事業概要で、平成25年度のところに2つ項目ありまして、現状の把握とニーズ調査、平成25年のところに書いてありますが、これはどうなんですか。済んだということでしょうか、それともこれからということでしょうか。

○福祉課長

知立市障害者等実態調査結果報告書というものを棚のほうにおさめさせていただきました。アンケート調査の結果でございまして、これ等を参考にしていきたいと思っております。

あと、具体的には4月以降、各事業所等のインタビュー等を実施していく予定でございまして。

あと、事務局としては、人にやさしいまちづくり推進協議会と自立支援協議会、それぞれ障害者計画の策定、障害福祉計画の策定を審議を図っていくんですが、その下に実際、障害者団体等を集めたさまざまな部会を7つ程度設置させていただいて、各事業の進行管理をしていきたいと思っております。

2カ月に1回、3カ月に1回の会議で具体的には成年後見センターを平成28年4月につくるということで目標にしておりますので、それについては生活関連部会にというものを設置しまして、それを2カ月に1回、3カ月に1回、平成28年4月の開所まで議論をして開所を迎えたい。これも3月20日の自立支援協議会に事務局案として提案させていただく予定でございまして。また、4月11日の人にやさしいまちづくり推進協議会にも事務局案としてこういうような形で障害者計画を進めていきたいということを諮っていく予定でございまして。

以上です。

○川合委員

そちらのほうでしっかりと進めていただきたいと思っておりますが、今、2点ほど今後の長期計画の中で気になっているところがありまして、先ほどの

補正のところでも少し回答もいただいているところもあるんですが、養護学校を卒業された方たち、この方たちが、ここ平成27年、平成28年ぐらいからその先の進路について非常に難しい状態になってくる。そこでPTAの方たちがボランティアで組織をつくられてやっていかれるということになってはいるんですが、絶対的な施設が非常に足りないような気がしますが、この辺についてのお考えはどうでしょうか。

○福祉課長

1年間かけてけやき作業所の橋本施設長等といういろいろ話し合いを個別に進めてまいりました。全事業所を回らせていただいて、あと、けやき作業所のほうも知立市内の全事業所を回っていただきました。

その中で、とりあえず生活介護については平成26年5月もしくは6月に現状の日中一時をやっている、てるテルが20名の生活介護事業所を平成26年5月もしくは6月になってしまうかもしれませんが、今、県のほうに申請しております、それを受けると大体平成26年、平成27年、平成28年の3年間で20名が定員が大体いっぱいになるだろうという予定をしております。

あと、安城養護の父兄たちの集まりが、今予定でいきますと平成24年の4月から日中一時事業を始めるという形でNPOの申請等を今、手続に入っております。この事業所も平成29年4月には生活介護事業という形に移行できれば、そこで大体20名程度やっていただくと平成29年、平成30年、平成31年という形で生活介護になるんですが、これが日中一時でとまった場合には、けやき作業所のほうが平成29年から生活介護という形で事業所を始めていただくと、安城養護の父兄たちがうまくいけば、その後に平成32年からけやきが始めるというような形でつながっていくかなというふうに一応の概略はそのような形で今は考えております。

以上です。

○川合委員

非常に心配しておりましたが、毎年養護学校の

卒業の方の進路が、ある程度、平成32年ぐらいまでは何とかめどがつきそうなということで今お示しいただいたわけであります。

それと、そういうふうで、ある程度、短期的には解決策が見出されたようなんですが、もう少し先のほうまで見ますと、絶対的に足りないのは、障がいをお持ちの方の高齢化の対策だと思うんですね。以前にも一般質問で申し上げましたが、やはり毎年毎年、新たな卒業生の方、新たな需要がふえてくると上までとまってしまって、その先が保証できなくなるということではありますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○福祉課長

高齢化については、けやき作業所のほうが長期計画の中で、先ほども言いましたけれども、グループホームを平成28年から開所で平成30年に2つ目という形でいくと、とりあえずはけやき作業所はグループホーム等が一応は充足するという見込みを今、立ててらっしゃいます。

ただ、ほかの障がいの方、けやき作業所に入っていない方については、今、刈谷市にくるくるという事業所があるんですが、そこが平成26年4月から就労生活支援センターという形で県の委託を受けて事業を開始します。ここではかなりのスピードで事業展開を今されてまして、何とか知立市にグループホームをつくってほしいというところで、今、交渉等をさせてもらっている段階でございます。あと、高齢者という話になると、まだちょっと具体的に何ができるかというのはイメージが湧いてないというのが正直なところでは。

以上です。

○川合委員

一般の方の高齢化と少し違った将来計画が必要だと思しますので、同じ高齢者対策では、どうしても医療的な部分とか突出した面があると思しますので、ぜひその辺は分けてしっかりとやっていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一つなんですが、就労という面

でA型、B型というふうな施設の中での就労ありますが、前回は申し上げましたが、一般企業とのつながりですね、この辺が今後は非常に課題になってくると思います。

ジョブコーチの今回けやきですと1名でしたかね、そういった話もありますが、日常的な企業との接点を設けて、できたら一般就労に向けてのそういった活動も必要ではないかと思いますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○福祉課長

就労については、一応けやき作業所のほうで平成28年に就労支援事業所の立ち上げを目指してもらおうということで、今142万2,000円を使ってジョブコーチの委託を補助金をそのまま継続させていただくということで平成26年度予算化をさせていただいております。

就労支援部会というのを自立支援協議会の下部組織として設置しまして、市内の就労支援事業A、就労支援事業Bの方で、今先ほど話した刈谷市のくるくる、県の委託を受けて就労生活支援センターになるので、くるくるにも参加していただいて、あとハローワークにも参加していただいて、あと、商工会議所の事務局長にも参加していただいて、平成26年4月からその部会を立ち上げて話し合いを進めていきたいなというふうに思っています。これも人にやさしいまちづくり推進協議会と自立支援協議会の承認を得てからということをお願いします。

以上です。

○川合委員

高齢化の対策、一般就労に向けてのこととか、NPO、ボランティアグループに対しての補助事業ですね、大分先が見えてきた感じがいたしますが、いずれにしても需要に対しての設備、施設の不足はまだまだこれから問題になってくると思いますので、5年間かどうかわかりませんが、その辺の長期計画の中で、これはいわゆるハッピープランですよ、しっかりお願いしたいと思います。

それから、もう一個、観光事業についてお聞きしたいと思います。

これは概要のほうには載ってませんので予算書の195ページに観光協会委託事業というのが、これは予算としては150万円ぐらいのことなんですけど、委託事業の内容というのはどういうことか、お教えてください。

○経済課長

観光協会委託事業、事業推進委託料ということで148万9,000円の予算を組んでおります。これはお祭りではない経費なんですけども、観光協会予算のほうはここへ持って来ておりませんが、内容といたしましては、トコトコ東海道の負担金だとか、このお祭りでない事業の予算がここに載っております。

○川合委員

予算規模は大体毎年このようなことなんですけど、観光事業に対しての事業は大体そのようなことで推移しているんですかね。

○経済課長

観光協会の委託事業に関しましては、毎年財政と協議しながら、少しずつ金額はずれますけども、ある一定金額は確保するようにお願いして、少しことは減っているという状態でございます。

以上です。

○川合委員

観光協会のメンバー構成を確認させてもらっていいですか。

○経済課長

観光協会のメンバーの一覧表をここに持ち合わせておりません。今ちょっと持ってくれば出せますけども、後で。

○川合委員

念のためにお聞きしようと思ったんですが、観光協会の方たちの観光行政に対する思いとか意見というようなことは、どのように把握しておみえでしょうか。

○経済課長

現在、観光協会の会長は本多さんがやっております。その中で、観光協会を独立したいというのが一番の思いでございます。私どものほうにもよく言われます。駅前の観光の案内所の設置だと

か、観光協会を独立していきたいと、そういう会長の思いはあります。そういうことは、よくうちのほうにも言われておるんですけども、まだそこまでの案内所の設置の場所だとか、独立していくという方向性の検討を今やっておる状態で、まだそれを実現するかどうかということは、まだはっきりしたことは言えない状況でございます。

以上です。

○川合委員

はっきりしていないということで、多分このままいけば、ずっとこのままはっきりしないまま終わってしまいそうな気がするんですが、観光ということを物見遊山であるとか、名所や旧跡に行って物を見たり何か買い物するというふうに捉えちゃうと、これは全然話が沿わないことで、観光といっても知立市にしかないものとか知立市の魅力づくり、いわゆるまちづくりと直結してすることなので、これはもう少し視野を広げた形で対応していただきたい。

観光ということは既成概念で申し上げれば、観光バスを呼んでくるだとか、たくさん乗降客をまちへ呼び込むいろいろあると思うんですが、協会が駅前に何で必要かという、ある程度、独立したものである必要性は何でそうなるかという、観光を見た場合に、広域的にこの辺でいえば、ほかの知立市内だけじゃないですよ、いろんなラグーナだとか、なばなの里だとかいろいろあると思うですよ。そういうところを回る中で、知立市もそこにルートに入れないかんよと。そうなってくると、ある程度、エージェントだとかいろいろなところの折衝もあるし利害が絡んでくるがあるので、行政ではなかなかできないと思うんですね。

そういう部分で、やはり独立したものが独立した事務所を持って市と適当な距離感を持った事業をしていかなければいけないと思うわけですが、市長、この辺どんなふうにお考えでしょうかね。

○林市長

県内でも独立しているところ、また、独立して

いないところ、私なりにいろいろと勉強をさせていただいております。

まだまだ独立しているところも、今の段階ではどのくらいあったかわからないんですけども、確かに独立したほうが自由にやれるのかなという思いがあると思うんですけども、しかしながら、今のままでもやれることというのは、きっとあるんじゃないかと私、思うわけでありまして、そのあたりで、まず独立しても今独立しなければできないこと、また、独立しなくてもやれることというのは自分なりにまだ整理をしていないということで、整理ができた段階で独立というのが私も最終的にはいいのかなという、まだそのあたりでありますけれども、まだちょっと勉強不足ということであります。

○川合委員

その辺はいろんな問題が絡んでくるので、一概にどっちかということは、この場ではなかなか言えないわけですが、参考としては、蒲郡市は特に観光地なのでちょっと違うかもしれませんが、参考事例としては、あそこ場合はガード下か何か使っていましたかね。どこかのツーリストの観光の専門員を入れてやってるようなことを聞きました。刈谷市も南口のほうで、今、仮設かもしれませんが、そういった案内所をつくってるようなことを聞きました。

なので、ハード的なものをどこか再開発がかかるので、ほんとに仮設になるかもしれませんが、例えば市営駐車場の一角、サインボードのある下、車を四、五台分を極端な話ね、そこに設置するとか、空き店舗があればそういうところに近くに持っていくというようなことがこれから望まれるのではないかとこのように私は個人的に考えておるわけでございます。

それと同時に、やはり観光客を呼ぶには観光客が来た、今度、山車・鉦の全国大会がありますが、かなりそういう方たちは知立市のまちを観光として食っていけるかどうかということを非常に厳しく見られると思います。すぐにもう5月に始まっちゃうので、今から対応することはなかなか難し

いとは思いますが、観光協会としては旧東海道に大きなちょうちんをずっと並べて、それなりのまちづくりとか景観づくりをしていくようなふうに聞いておりますが、この辺について担当課としてはいろいろ協議されているとは思いますが、今回の全国大会に向けての対応は、協会のほうとどんなふうに連携してみえるでしょうか。

○経済課長

今回の山・鉾・屋台の全国大会、それに関しまして、観光協会も協力していくということで対応をやっておるんですけども、まだ具体的に何をどこをどうやってやるかということは決めておりません。協力をしていく方向で今、一生懸命やっております。

○川合委員

今、言いましたちょうちんの話は、実際の事例として確認してまいりまして、そういうことで1つのものを統一的な配置をするだけで町並みというのはがらっと変わります。この間、本会議でも言いましたが、1つの事例として一般家屋も商店街も何かイベントのときにはのれんでも何でもいいんです、岩村が女城主ですよ。イベントのあるときは、そこの奥さんの名前の書いた旗か何かをずっと並べてますので、それだけでも全然統一感が変わってくる。年に1回新しい酒ができたときには、それをふるまうというような、やることといったらそんな予算がかかったり大変なことじゃないんですけど、全体的な設計するだけで町並みというのはごろっと変わると思います。

それと、大分ちょっと具体的なことになっちゃいますけど、一般質問でも申し上げましたけど、観光資源としては、今3つの大きな歴史的なものがあるんですが、実際には東海道という非常に有効な観光資源があるわけです。ですから、そこにまつわるいろんな旧跡といいますか、問屋場だとか本陣、脇本陣だとかいろいろあります。そういったものの経緯をしっかりと明示して、歩く人が、知立市はこういうまちだと、東海道の39番のまちはこういうふうだと。

ホテルにしても東海道沿いにあるクラウンパレ

スもそうなんですけど、ああいう大きなホテルが東海道沿いにあるのは、多分知立市だけだと思うんですよね。いろんなメリットを探せば出てきますから、山町の名鉄の踏切あたり、西町の、この間言いましたが、知立神社の少し西側、あそこの間が両方に土居があって、その区間が知立市の宿だったんです。そこをこんなものを放っておくのはほんともったいない。きちっと整備すれば、観光バスが来たって1日遊べるぐらいのものがあると思うんですね。その辺のお考えどうですか、市民部長。

○市民部長

一般質問のときもお話をさせていただきましたように、東海道の東の方から知立市へ入ってくるころ、入り口から西のほうの知立市を出るところまでの区間、川合委員がひとくくりとして観光資源、看板等を表示して観光客の皆さんにわかりやすいように表示をしたらどうだというような御質問だったと思います。

それは一般質問のときにもお答えさせていただきましたように、観光資源をせっかく知立市にお越しの観光客の方が、何だこれはというようなことを思ってもいけませんので、そういったことの説明できる看板等につきましては文化財のほうと連携を図って、観光におみえになった方にわかりやすいような表示をしていきたいと思っております。

○川合委員

ぜひそのようにお願いしたいと思えます。

さらに意見として言わせていただければ、景観条例とか町並みを保存するほどの今ないといかんんですけど、景観条例でもつくって店舗の改築、もしくは一般家屋でも改築する場合は、ある程度、補助メニューをつくって、長い間にはある程度できていくというようなことも今後は観光を考えるんだったら絶対必要ですね。これは旧東海道も弘法さんの偏照院へ行く道のほうも明らかにそういう要素があると思えます。これからまた時々このことにつきましては意見を申し上げさせていただきたいと思えますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それと、西新地のことはこの委員会ではないので余り言いにくいんですが、やはりハードのことだけを担当課がここではないところでやっちゃってるのは、それだけでも全然片手落ちで、この前も言いましたように、駅前あの一角は一等地ですわ。ダイヤの原石ですよ。それをただ何かをつくるための担当課だけでは絶対だめ。それはどう活かすかということについては、やはりこの委員会である程度、話ができなきゃいかんと思いますね。

副市長、ちょっと聞きたいんですけど、そういうところで駅前ということでハード整備は都市計画かもしれませんが、まちづくりですから、こういうところでも議論するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○清水副市長

西新地に関しましては、過去にはこの委員会で議論するべきまちづくり勉強会の費用についても経済課が担当で商工会を通してやらせていただいていたという経緯があるわけです。

なかなかその話が具体化しない、なかなか進まないというようなことで、やはりその当時の議論としてはハード面、そういう都市計画、そういったまちづくりについてのノウハウがなかなか経済担当のほうでは難しいというような議論の中で今の形になったというふうに思っているわけでございます。

ただ、今御質問者も御指摘のように、そういったハードだけを整備すれば、まちがどんどん生まれ変わっていくということではないと思いますので、そこには魂といいますか、そういったソフト面が同時に検討され、一緒にまちづくりとして成り立っていかなくてはいけないというふうに理解をしておりますので、そういった意味では、今、御質問者の御指摘ももっともだなというふうに思っておりますので、今後そういった、それこそ縦割りではない横の連携をとりながら、駅前の中心市街地のまちづくりについては、全庁的に考えていく必要があるんだろうというふうに考えております。

○川合委員

ぜひそのような方向性でお願いしたいと思います。

観光のことが違ったふうにとられたかもしれませんが、これは全然関連したことで、要は、観光ということを一元的な見方しちゃうと、ほんとのわけのわからないことになって、来年度予算140万円、これで何ができるかわかりませんが、委託してある程度のは進むとは思いますが、やはりこれは140万円でもそれを活かすには次につなげるものをもっていかないかんですね。

なので、協会を形として独立させるのか、制度として独立させるかの議論はありますが、少なくともハード面では独立した案内所のようなところに設置して名物を売ってもいいですよ、案内所にパンフレットを置くとか、常駐者がいてボランティアの方たちがいつも詰めているような形から入っていかないと、これはまず話が進まないですよ。その中の話の延長線上に今言ったような東海道の話やら、西新地のことでも全然こと関係ないものじゃなくて、まちづくりという観点での議論を進めるべきだと思います。

市長に、最後にその辺の見解をお聞きして質問を終わります。

○林市長

まさにそのとおりだなというふうに思っております。観光だけ捉えるじゃなくて、まちづくりは人づくり、そういうこともあります。そして、その辺の地域の皆様方の盛り上がり、商工会の皆様方、商業団体の皆様方の盛り上がりということもあるわけでありまして、また、市役所としても全庁的に考えていかなければいけないことでありまして、いずれにしましても、どこだけがやるとか誰がやるとかじゃなくて、みんなで盛り上げていかなければいけないなというふうに考えております。

○経済課長

先ほど答弁ができませんでした。

観光協会の役員ですけども、まず全体で12名委員がいます。商工会の理事で会長がいらっしゃっ

て、商工会会長、八橋保存会の会長、花しょうぶ育成会の会長、弘栄会、文化財保護委員の委員長、あいち中央農業協同組合の地区担当理事、体育協会の会長、文化協会の会長、中日写真協会の知立支部長、知立ライオンズクラブの会長、知立地域婦人会連絡協議会の会長、この12名で構成されております。顧問としまして、市長と議長と県議が入っております。

それから、先ほどのもう一点、事業推進員ですけども、この中身といたしましては、パンフレット、観光の御案内だとか知立の歴史ウオッチングのパンフレットの作成費とホームページの維持管理、それから先ほど言いました、トコトコ東海道の負担金、このような内容で百四十何万円、これが計上されております。

以上でございます。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○三浦委員

それでは、引き続き観光ということで質問させていただきます。

1つは、予算書の193ページの愛知の旅宣伝協議会負担金というのは、これはどんなものでしたでしょうか。

○経済課長

これは愛知県の旅宣伝協議会負担金ということで30万5,000円。内容といたしましては、愛知県の観光協会の負担金が10万5,000円、観光キャンペーンの推進協議会の負担金が20万円ということで2つに分かれております。

以上です。

○三浦委員

昨年でしたかね、知立市、高浜市、碧南市でバス旅行といいますか、企画がありましたね。名所を巡ってグルメを食べるというようなそういった企画のバス旅行があったと思うんですけど、それ覚えてますかね。

○経済課長

私に来る前ですので、平成23年度ですか、バス旅行を県の事業として補助金もらってやられたと

思います。

以上です。

○三浦委員

それは単発で、そのときだけですかね。

○経済課長

次には違う市に移りましたので、単発でございました。

以上でございます。

○三浦委員

市が変わるわけですか。あのときは、たまたま知立市と碧南市、高浜市ぐらいを回ったかと思うんですけど、そういった形の企画なんですね。

○経済課長

知立市から高浜市だとか碧南市のほうへ行かれたその事業は、あのときの単発の事業でございます。

以上です。

○三浦委員

すごくあれはいい企画だと思ひまして、それなげ続かないのかなと思ってたんですけど、そういった単発の県の事業ということでしたら仕方ありませんけど、ああいったことも衣浦の3市1町ですか、そこでもそういった企画もまたいいのかなと思うんですけど、ひとつそういったのをまた考えといてください。

○経済課長

衣浦行政圏で観光パネルということでつくりました。そういうことで、今後も例えば、まず西三河9市でも観光担当の担当者会議も開いております。連携して定住自立圏を使ったり、9市の観光担当でいろんなことを考えて広域的な観光行政を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○三浦委員

よろしく申し上げます。

それから、祭りの関係であります、予算の195ページ、次のページですね、知立まつりとかよいとことかございますが、知立まつりの関係で、14日の金曜日、中日新聞県内版を見ていただいたと思うんですけど、ユネスコの無形遺産候補に県

内で5つという、こういった大きな新聞に出ました。これは御存じですね。

○経済課長

こちらに手元で持っております。ユネスコの県内5つ、それから、山・鉾・屋台行事に構成する32の祭りということで無形文化財登録ということで2つの新聞を持っております。

以上でございます。

○三浦委員

これは前から全国の山・鉾・屋台保存連合会で関係することなんですけど、たまたま愛知県で国の指定を受けている祭りが5つあって、それがノミネートされているということで、この県内が5つですが、全国的には30の国指定の祭りが一括してユネスコの無形遺産に手を挙げたということで、大変大きな事業だと思います。

このユネスコの無形遺産、これ、無形遺産というのはいろいろユネスコの遺産にはジャンルがありまして、無形遺産だとか世界遺産がございます。世界遺産は知ってのとおり富士山が世界遺産に指定されたということで、この無形遺産というのは無形文化遺産ですけど、これは能楽だとか大阪の文楽だとかそういったジャンルでありまして、つい最近ですと和食というのがこのジャンルから登録されたということで、これはすごいこういった形で知立市も含めた30ですけど、これがノミネートされたということだけでもすごいと思うんですけど、もしこれが指定されるといいますか、認定されると、すごく大きなことだと思うんですね。知立市が日本国中、また世界に発信するみたいな形なんですけど、その辺はどういうふうに思ってますでしょうか。

○経済課長

ユネスコに登録されることは、すごいことだということは、私もよくわかります。これが多分あと2年か3年たって、どういう形になっていくかわかりませんが、経済課としても協力できることは協力して、これで何か登録できれば、一つの観光資源としても生かせるんじゃないかということも考えております。

以上でございます。

○三浦委員

そうなんですよね。これはすごいことなんですよね。多分登録されるのは2年か3年後になるかと思うんですけど、こういった形で中日新聞も取り上げて出てきました。

これを今、観光のほうに結びつけるということなんですけど、ぜひノミネートだけでもすごいことなもんですから、知立市でももう少しこれを皆さんに知っていただくということを何か考えていただきたいと思うんですけど。

○経済課長

これ、文化庁の関係でございます。文化課とも協議しながら、どういう形でPRできるかということを考えていかさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三浦委員

今言ったように、調べていただきまして、どんなものかというのを、ぜひこれが候補にあがって手を挙げて認定されると大変なことになってくるかと思っております。

今回の山・鉾・屋台保存連合会の知立大会も、ちょうどこの登録を一括してやる30団体が知立市へ集まるわけでありまして。そんなことで、すごくいい機会に知立市もこの大会をやったということで、タイミング的にはすごくいいのかなと。ですから、知立市としても宣伝していただきたい。

市長、この件どういうふうに思います。

○林市長

まずは登録申請に決まったということだけでも私、すばらしいことだなと思っております。ことし知立大会が開催されるグッドタイミング、絶好のタイミングでユネスコ世界遺産登録申請が決まったなということを考えております。

新聞には載ったんですけども、広報ちりゅうでも機会をとらえてお知らせをしていきたいと考えております。

新聞にも書いてあった、山車連合会の会長おっしゃられたように、子供たちにも夢を与えるそんなことだなというふうに私は考えておまして、

ぜひそういった意味でも、この全国大会5月2日、しっかりと成功させないといけないと改めて感じさせていただいているところであります。

○三浦委員

ぜひこういった形で、県内で5つですね、津島の天王祭、犬山祭、半田市亀崎の潮干祭、蟹江町のお祭り、そして知立市の山車文楽ってあるんですけど、山車文楽からくりが国の指定になっているものですから、並行して知立まつりがそれに選ばれたということでもあります。ぜひこの県内も近くに5つあるものですから、横のタグを組んで、ぜひ宣伝のほうをしていってもらいたいと思っています。

市長の言った広報にも、ぜひこれを大きく取り上げて知立市のここにありということを宣伝をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから次に、よいとこ祭りは今年度、場所を駅前から市役所の周辺に移るということで、その情報は広報の16日号ですか、会場が変わるということで出ておりました。この件に関しまして、私も変わるということをつえていた一人ですのうでいいんですけど、どういった意味合いで変わったかというのをわかればお願いします。

○経済課長

よいとこ祭り、第14回を駅前で実施しておりました。今、駅前の鉄道高架事業等もありまして、会場の付近が工事等で使えなくなる、例えば自転車をとめる駐輪場のスペースがなくなったり、そういうような行事をやるのに支障が少し出てきております。

それから、駅前商店街の活性化ということで目的で実施しておりましたが、駅前商店街の方も参加のほうが少し積極的ではないようなところもありまして、一度見直すことが必要ではないかというようなことも言われました。

今回第15回に関しましては、市役所のほうに会場を移して、市役所周辺で実施して様子を見させてもらうというのか、一度こっちにまたもの形に会場を戻してくる。昔は市民盆踊り大会、知立

中学校でやっておりました。その方向で観光事業というよりも市民のお祭りという形で今回はこちらのほうの市役所周辺で実施していきたいということで、ちょっと方向性を転換させております。

以上でございます。

○三浦委員

駅前事業が進んできたということ、いろんな理由があるかと思いますが、なかなか市民の方、理解していただけない方があります。どうして移動するんだというような方も聞いていますし、その辺のどうして移動したかということもちょっとわかるようなことを考えていただければ、また市民の理解もいただけるのかなと思っています。

これは今言われましたように、市民が楽しく誰でもが踊りにも参加できるというような、そういったコンセプトで今回場所も変わって新しくリニューアルということだと思うんですけど、その辺、何か考えてますでしょうか。

○経済課長

今現在、準備委員会でいろんなことを検討させております。基本的には盆踊り等やる内容に関しましては路上総踊り、お絵かき展示会、テナント出店、ステージイベントと今までのことを踏襲していく方向で今、検討しております。

その中で、盆踊り部門に関しては、まだどういう形でやるかということにははっきりしておりませんが、よいとこばやし部門と盆踊り部門で両方に審査対象にしていくとか、いろんなことを検討しております。審査員も今までの高校生だけではなく、幅広い年齢層に変えていきたいとか、そういうことも考えておりますけども、まだ具体的な内容が煮詰まっておりませんので、具体的な内容がわかり次第、連絡させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○三浦委員

よいとこは14回駅前が開いてきて、私もよく一般質問でもこのよいとこについて質問していたんですけど、毎回毎回、参加者が減ってるんですね。去年は二十何チームとかですけど、どうして減ってくるのかなと思ってるんですけど、その参

加のチームが減ってるということで、これは町内の方たち、それから団体、企業、こういう方たちに出てもらってるんですけど、1つ疑問なのは町内なんですよ。盆踊りが知立市内で20町内22会場ぐらいでやってるんですけど、その中で参加しているのが半分なんですよ。ちょうど10町内ということで、半分の町内は、なかなか出ていただけない。それにはいろんな理由があったかと思うんですけど、駅前が遠かったからとか、踊りの曲がどうだったとかいろんなことがあるかと思うんですけど、そういったことを払拭して、町内をぜひ、昔は今言ってた市民踊りは全町内が出ていただいたと思うんですけど、そういった意味で、全町内が参加するぐらいのね、せっかく場所が変わって内容も変わってくるということですので、その辺のことで、また新しいよいところをつくってってもらいたいと思いますが、町内の参加ということに関して何かありますか。

○経済課長

今回、場所も変わるということで、4月4日の第1回目の区長会の席で、第15回知立よいところ祭りについてということで区長に連絡させていただいて参加を呼びかけたいと思っております。

以上でございます。

○三浦委員

ぜひ最初の区長会に出ていただいて、内容の変更とか、それから参加をぜひ呼びかけてもらいたいと思います。

それから今、1つありました駐車場だとかいろんな意味で駅前がなかなか集まりにくいということでありました。今回こちらの市役所の周辺を流して踊るという形なんですけど、そういった意味で、今、駐車場とか周りの方の迷惑じゃないですけど、いろんなことを考えていらっしゃるでしょうか。

○経済課長

今まで市役所周辺で祭りを54年間やっておりません。道路の通行止めも実際以前の場所と違う場所をやっているかないか状況でございます。内容がかたまり次第、近所の方にもみんな連絡とって、

こういう仮の駐車場をつくったり手配したりだとか連絡させていただいて、何とか市役所周辺での実施にたどり着きたいと思っております。まだ内容が確定しておりませんので、周りの人には連絡しておりません。

以上でございます。

○三浦委員

これが決まったのが、つい最近ということで、実施が8月23日。日にちもありませんので、いろんなことを急いでいただいて、区長会の理解もいただいて、何とかいいよいところ祭りにしていただきたいと思いますので、よろしく願いをして質問を終わります。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時08分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

最初に、臨時福祉給付金給付事業、福祉課のほうかな、子育て世代臨時特例給付金、これが消費税対応ということで出されている給付金、そのほか減税のほうの県のほうありますけど、これは別にしておいて、この2つが国のほうから全額くるという形で行われる。これの目的、この金額の根拠、どのような説明がなされるのでしょうか。

○福祉課長

臨時福祉給付金についてでございますが、目的は平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方への負担影響に鑑み、暫定的臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものでございます。

対象者は平成26年度分、市町村住民税均等割が課税されていない方ということになっております。給付対象者は約1万人を計上しております。

1万人の方については、1人につき1万円と、そのほか1万人の対象者の中で、老齢基礎年金、

障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者、または児童扶養手当、特別障害者等の受給者などは5,000円が加算されます。その対象者は5,000人という形で積算しております。

事務費については、国のほうの提示のございました人口に対しての事務費ということで国のほうが積算してまいりまして、それ10分の10という形で予算計上させていただいております。

以上です。

○中島委員

今、人数的なことという、1万円の低所得者の方の支給が1万人ということで、そして、老齢基礎年金から児童扶養手当等が受給をされている方がこれにプラスされるということで、これが、1万人のうち5,000人が1万5,000円を支給されると。この金額の根拠というのは、どのように説明を受けていらっしゃるでしょうか。

○福祉課長

これも市町村民税の調べ等の数字を使って国のほうが積算資料を出しております。

○中島委員

1万円とか1万5,000円とか、そういう方あげるよということはわかったわけですけど、明らかになってるわけですけども、なぜ1万円なのか。消費税の増税で1万円いただいて、その方たちはこれでどこまで救われるんですかと、何なんですかと、この1万円は、1万5,000円は何なんですかと、こういうことを聞きたいわけですよ。1回支給されるわけですけどね、増税分との関係ということという何なんですかと、これは。

○福祉子ども部長

国が示しているものについては、消費税アップ分ということで約1年半の主にもそういった消耗品というんですかね、家庭で使う主に食料品というんですか、そういったものの部分の負担部分ということで1万円というのをはじき出しているというふう聞いております。

○中島委員

1年半分ということですか。来年の10月までの10%へ移行するまで今の計画ということというな

らば、そこまでの消費税負担分、食料品分をこういうところでは援助しようと。この援助の金額というのは、1人の方に対して1万円ですから、2人家族なら2万円ですが、1人でいうと1年半の食料品にかかる消費税が1万円だというふうに見えていいんですか。そういう計算になるんですかね。1万円で済むんですかね。

○福祉子ども部長

細かい計算式までは示されていないわけなんですけど、通常、国の説明としては、そういう言い方をされているところで、本来食料といっても食べるものによってまた随分違いますし、その人によっても違ってくるとは思うんですが、そういった中で、おおむね1万円が大体1年半分の3%アップ分だけという形で説明を受けています。

○中島委員

これは子育て世代の世帯臨時特例給付金、こちらはどのような根拠になるんですかね。これは参考資料でいうと80ページのほうですね。

○子ども課長

こちらの子育て世帯臨時特例給付金でございますが、趣旨といたしましては、消費税の引き上げに際して子ども世帯の影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から臨時的な給付措置を行うものということで趣旨がなっております。臨時福祉給付金の類似給付として支給しますよという位置づけだと思います。

それと、内容ですが、支給対象につきましては基準日、平成26年1月1日の児童手当、特例給付を含むの受給者であって、平成25年分の所得が児童手当の所得制限の額に満たないものということでございます。

それとあと、先ほどの臨時福祉給付金との兼ね合いですが、この児童手当受給者の中で住民税非課税のものについては、こちらからの支給ではなくて福祉給付金のほうへの受給となります。

それと、支給対象児童数でございますが、積算の指示がありまして、児童手当対象者ということで1万633人ございました。

それとあと、特例給付、これは該当外になりま

すので、これは850人で、臨時福祉給付金、生活保護を除くということで、先ほど申しました1,633人の2割程度を見込みなさいということで、そうしますと1,633人から850人、850人と2,127人を引きまして、その1割程度が公務員対象ですと、それが766人でございます。それらを計算して8,422人ということで積算しております。

もう一回言います。手当受給者が1万633人、公務員として766名見込みまして、その中で特例給付が850人を引きます。それと臨時福祉給付金、生活保護者ということで2,127人これも引きます。そうしますと8,422人ということで、国のほうが算出するという示しておりますので、それをもとに算出しております。

それと、なぜ1万円かというのは、ちょっと私もわかりませんが、1万円支給するというので、趣旨の中として臨時福祉給付金の類似給付として支給されるということで、それ以上のことは、私のほうはちょっとつかんでおりません。

○中島委員

臨時福祉給付金のほうは1人1万円ですよ。この子育て世代臨時給付金、これはやっぱり1人ということでいいんですか。

○子ども課長

対象児童1人につき1万円です。説明不足で申しわけございません。

○中島委員

併給はしないということで、福祉給付金のほうが優先されると。所得がより低い人の場合は前段のもので、もう少し上だけでも子供がいる世帯は同じように1万円世帯の構成員掛ける1万円はこちらでということで、少し所得のある人でもこちらは対象になりますよということですね。8,422人が子育て関係で対象になる見込みと書いてありますね、ここにはね。

先ほど福祉給付金のほうについては1万人というふうに話されましたけども、これは今、引いて少なくなっちゃうような感じのことを言ったんですけど、引かないんですよ。1万人は単独に福祉給付金のほうでみている。それ以外に8,455人

が児童関係であるということで、もちろん予算はそうなっておりますもね。

そういうことで、子供のほうについてはこの1万円というのも特に根拠はわからないということですね。消費税が1年半分かってきた分を緩和するというだけでは言われているんだけど、なぜ1万円かということは、ちょっと少ないんじゃないかと、もしそうであるならばというふうに思うんですね。4人家族で300万円ぐらいの収入で4万5,000円ぐらいとか、いろいろ4万円というのもあるんですけども、もう少し高くなるわけですよ、費用がね。

これは一応そういうふれ込みで出たものだけれども、十分に支えられるだけの金額とは言いがたいということで、しかも次の段階に進むまでということではありますけども、次はどうするのかという議論はまだ見えてこないということで、私たちも完全に食料品は非課税にしないという思いはありますよ。もちろん外食はともかくね、買ってきて、うちで食べる分の食費については非課税ということでヨーロッパ並みにね、ヨーロッパなどは高いといっても食料品非課税、衣服も非課税、学校教育もなし、医療も無料と、全然比較にならないような中でやっている。高いけれども食料品は完全非課税ということでやっていることと比べますと、ほんとにこれは小さな小さなみっちりような支援でお茶を濁そうとしてるなど、そんな感じがしてなりません。

子育て世代のほうなんですけど、平成26年1月1日現在基準日に児童扶養手当を受けていると。その段階で受けていなければならない。これが原則ですよ。6月2日に受けるようになったりとか、6月2日出産したとか、そういう方は、出産が6月2日だったという場合には対象になりますか。

○子ども課長

ちょっと6月2日という意味がよくわからないんですけど、1月2日ですね。最初きたとき平成26年1月1日現在ということで通知がきまして、1月1日の出生者についてどうかということにつき

ましては後日回答するというので、大分長くなってからでして、1月1日生まれまで入るということで回答が出ておりますので、1月2日以降生まれた方については受給の対象ではないというふうに理解しております。

○中島委員

だから、2日以降の人はだめと。母子という環境で生まれるということだから、そういう人も今はたくさんいますよね。こういう方にはだめということですね。

それと、これの申請が少しずれておくれちゃったと、2日以降になっちゃったと、1日に間に合わなかったと、申請そのものが。やっぱりそれもだめになると。救済措置というものは全くないと、そういうことですか。

○子ども課長

児童手当の受給者ということでありまして、救済措置まで全部覚えてはいないんですけど、何らかの関係で書類が遅くなったとか、そういった面の救済措置はありますけど、その人が時間がずつときてしまって書類の出すのが遅くて受給がおくれたということについては救済措置はありません。

ですので、児童手当の申請における救済措置が受けられるものについては対象になるというふうに理解しております。

いろんな理由があって書類がそろわないとかある場合があります、そういうときに認められる場合があるんですね。具体的にはここではあれなんですけど、そういうのは認められるんですけど、ただ単におくれてしまって実は申請がおくれてしまったんですよというだけでは救済措置は受けられずに2月の手当からの受給ですので対象にはなりません。

○中島委員

それもおかしい話でね、よほど徹底したPRがないと落ちこぼれてしまうという方たちも出てくる可能性があるんで、しっかりやっていただきたいということで、今、全国でもそのことが一つは注目の問題点です。1月1日に間に合わないという事態が、そんなケースが出た場合は、ほんとに

これがいただけないということになってしまうので、少なくとも1万円、されど1万円ですので、それはせつかく出るなら漏れがないような、そういう対応をぜひしてもらいたいというふうに思います。

児童手当の所得制限ということで、それ以下ということになるわけですが、この所得について御説明いただけますか。

○子ども課長

こちらにつきましては、所得制限限度ということで扶養家族等で決まっております、おおむねでございますが、親族例えばゼロであれば所得制限限度が622万円、収入の額の目安としては833万3,000円、お一人扶養家族をみていますと所得制限限度額が660万円、収入ベースで875万6,000円、2人ですと所得制限が698万円、収入の目安が917万8,000円、ずっと3、4、5ということで決まっておりますけど、そういう児童手当の所得制限と同じというか、それが資格者ですので、今の言った制限額が決まっております。

○中島委員

児童手当ですので中学校卒業ありますね、5,000円ということになりますけど、そういう方たちでも今の収入。ですから、住民税非課税という1万円を超えていただける、こういう収入の方たちが一応1万円ですけれどももいただけますよと、ということですね。一つは助かるものにはなるとは思いますが、4人家族なら4万円ということで、消費税が4人家族で1年半でどのぐらいの歳出になるのか、負担になるのか、この辺との絡み合いでいうと色々な計算式がいろんなところで出てますけど、やはり届かないということになります。

ですから、これは臨時的な措置ということで抜本的にほんとにどういふ助けが出るのかということがまだ見えてこないというね、そこのところもまた問題。議論がいろいろされているということはあるけれども、その辺の見通しというか、ここは税務の関係ではないですけど、その現段階での議論の中身というのは把握していらっしゃる

ばお知らせいただけますか。

○子ども課長

それにつきまして、私の知る限りでは先ほどの趣旨の消費税の引き上げに際して負担がかかるということで、国からそういうふうに給付されるということしか理解しておりません。それ以上でもあり、それ以下でもないものですから、そういうふうに考えております。

それとまた、支給対象でございますが、支給対象は児童手当の対象児童1人につき1万円でございます。ですので、家族が例えば4人いて、その中で高校生が1人、中学生以下が1人であれば4人家族であっても1人の1万円しかもらえませんので、家族全員の4万円ではないのです。子供の数ですけど、児童手当の受給対象者ですので、子供が例えばそのときに高校1年生であれば対象外ですので、逆に言うと、1月1日に中学校3年生の人は多分もらうときに高校1年生になっているんですね。ちょっとちぐはぐになりますけど、そういうふうで1月1日現在、児童手当を受給している手当の額のカウントされる子供の数に1万円掛けますので、そういうふうに解釈しております。

○中島委員

家族4人にもらえるわけじゃないよと。福祉給付金のほうは家族分だけ、こちらは児童手当をもらっている本人に1万円ということで、そう甘いもんじゃないなということですね。所得が少し高いほうということで差をつけたんだということがあると思いますけども、これは事務費も含めて全額国のほうが出しますよということではありますけども、ある意味、ばらまきでこういう形で消費税増税に対して、皆さん黙らっしゃいと、従いなさいと、これでいくんだよということで上から降ってくる、そんなような気がいたしますが、抜本的には消費税増税に対しては大きな反対の声があるし、ほんとに商売やってる人たちは転嫁できないというような問題があって、経済的な効果というものでいうと難しい話が出てくるというふうに思っております。

この消費税増税について、商工の関係では商店やってらっしゃる皆さんが、これを今どんなふう

に受けとめていらっしゃるのか、おわかりでしたら担当者のほうのお気持ちを聞きたいと思います。

○経済課長
直接商店の方から消費税が上がる時のことを聞いてはおりませんので、ちょっと言いづらいところがあるんですけども、末端の組織までに、中小企業までに、正直言って景気がよくなっておるといふ実感が湧いてということがありますので、厳しい状況だとは思っております。

以上でございます。

○中島委員

そのとおりだと思います。トリプルダウンというのが言われてはいるんだけど、ほんとにそれが実現するのかどうかということもわからないということで、消費税増税についてはこうなんだからこう受けなきゃならないんだということじゃなく、私はまだ10%等については、ほんとにしつかりと商売をやってる人の暮らし、営業そういうものを見ながら10%についてはちょっと待てということも市が言っていかなきゃいかんと、ばらまかれても困りますというぐらいの気持ちで私は市長にはいてもらいたいと思います。

市長は、この辺の消費税増税に対する受けとめ、市財政に対して2億円の負担増ということが企画文教委員会で資料が出ておりましたけど、そういうことも含め、あと市民生活、市内中小業者の営業、こういった面でどういうふう

に受けとめていらっしゃるのか、国に対して物を言うときは言ったらいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○林市長

消費税の増税、国の施策で一長一短があるということで、私には国の施策でありますので、なかなか難しいところがございます。私に与えられた地方自治、福祉、子育て支援、安心・安全の施策を着実に進めていく、そんなことが今、私に課せられた課題かなと思っております。

○中島委員

そこまでしか言えないということなんでしょうね。でも、ほんとに弱者の方にとってみると大変な重税ということになると思います。

先ほどもちょっと言い始めたけど、300万円ぐらいの収入で4人家族で4万5,000円ぐらいふえちゃうんだよ。これ、1万円いただくというね、子供が2人おれば2万円もらえるということですけども、明らかにそれを超えたような負担があるということをしかり認識をしておく、このことが必要ではないかなというふうに思います。

それから、生活保護についてなんです、消費税の増税分は保護費の生活扶助費の中でみるんだから、この臨時福祉給付金は対象にはなりませんとなっております。どの程度のそれは補填がされるということなのか、その部分についてお答えください。

○福祉課長

今のところ、2.9%の生活保護費の単価を上げるという形で通知がきております。

○中島委員

前段階で下げる話が先行しておりますね。この下げるという去年の8月が第1弾で下がりましたね。その後、これとの関係でいうと3段階というふうに言われておりますけれども、それはどんな計画になるのか。

○福祉課長

まだ確定した通知はきておりませんが、一応は見通しとしては3%程度下がってプラス2.9%単価が上がるので、ほぼ影響はないだろうという形になると思っております。

○中島委員

3段階までいって最終のところは3%ダウンするよと今、言わなかった。

○福祉課長

一応2年目が平成26年4月ですので、平成25年8月に1回下がって、平成26年4月でまた下がると。それが10%という形になってましたので、今回、単純にいうと3.3%ずつで約10%になるんですが、そのうち平成26年4月という形で平成25年8月と比べてまた3.3%程度下がるんですけども、

今回、消費動向で2.9%基準単価を上げてくるというところで、そこで国のほうはそういう形で提示されているということです。

○中島委員

平成26年4月の段階で3.3%下がると。厳密にいうと平成25年8月の段階のものから下がる。そのまた前からの数字でいうと、これ何%下がるんですか。

○福祉課長

約6.6%になると思います。

○中島委員

その次が10%と、次の1年後ですよ、平成27年4月、これで10%。こうやってどんどん下がっていくけども、消費税の増税分ということで2.9%下がったものに掛けることの2.9%アップですよ。ダブルで計算しなきゃいけないわけですけども、これは先ほど来からの給付金のほうは1年半という話があるわけですけども、この2.9%というのは臨時的なものなんですか、どうなんですか。

○福祉課長

国のほうに示されているのは平成26年度の国民消費動向の見通しを反映した分という形で平成26年度という形にされてますので、平成27年度以降については、まだ明確に指示はございません。

○中島委員

消費税の増税分を補填するというこういう意味でいうと、そのパーセントが3%あってしかるべきじゃないんですか。

ただ、10%に途中で引き上がるのかどうかということがありますからあれですけど、この2.9%というのは平成26年度の扶助費の引き上げということで、翌年はどうなるかということとはわからないということですね。毎年見直しがありますが、平成26年度については2.9%の引き上げということですね。

ですから、平成26年の4月の段階でももとの生活扶助費よりも6.6%下がったと、2.9%だけ復活させたということですから、4%弱が実質的にはももとの生活扶助費よりも下がったというこ

とになると。計算式ややこしいですけどね、式は難しくないけども、上がったりがったりという計算をすれば出てくると、こういうことですね。なかなか3年間で1割切るといのは大変厳しいですよ、生活扶助費が1割減るといことは、1,000円が足らなくなって泣いてる人がいっぱいいますからね、あと1,000円が足りないと言って泣いてる人がいて、貸してくれませんかというような話がしょっちゅう、あと何日なんですけどもとかいって常にそういう話は飛び込んできて、お貸ししませんとって私ははねるんですけど、それは現実こういうふうな制度だから頑張らなきゃいかんということでやってるんだけど、それが10%も下がるということは、ひとり暮らしでいうと7万円弱の生活扶助がありますよね。年齢によっても違うのであれですけども、10%といたら7,000円でしょう。大きいですよ。

そういう今、状況にあって生活保護に対するいろいろバッシングもありましたけども、実際には今、受けていらっしゃる方の命を守るという数字からいうと大変厳しいものだというふうに私は感じております。

生活受給者の問題なんですけども、受給世帯の2014年2月現在というのが新しいのが出るのかな、どうなんでしょうか、ちょっと教えてください。

○福祉課長

平成26年2月末で世帯数が426世帯、人数が607名でございます。

○中島委員

これ、減ってますね、去年より減ってるし、絶対数減っているわけですし、それから、相談件数と保護開始と、このバランスというのがずっとキャラバンの皆さんがお答えになった数字なんですけれども、2010年度では60%ぐらいが相談件数に対して保護開始で、2011年度が62%で2012年度が38%というところまでが数字が出ておりました。相談件数は余り変わってないんですね。273人、212人、228人、200人を超えて毎年相談があると。けれども、その決定する数字は随分減ってるなどという、そういう思いがあるんですけども、これは

2013年度は相談件数と保護開始件数はどういう割合になっておりますか。

○福祉課長

ちょっと手元に資料ございませんので、後ほど資料がそろい次第、お答えしたいと思います。

○中島委員

お知らせいただきたいと思います。

ちょっと極端に半分ぐらいに開始件数が狭まったと、こういう実感はございますね。

○福祉課長

相談件数に対して明らかに生活保護ではない受給があるという方等もございますので、明らかにという形は考えていません。しっかりと窓口で生活実態等を引き出しておりますので、それに応じた対応になってると思います。

○中島委員

きちんと話をした的確に処理するというこの姿勢を持っていらっしゃるというふうに思いますけれども、リーマンショックのときにはとてもたくさん件数もあって受けたということはあるんですが、件数が今、相談が私たち支援活動をほとんどやってないですよ、今は。御自分でみえる。そうすると、同じぐらいの相談件数があるということは、やっぱり大変な状況なんじゃないかなと。私たちが同行支援したところの数字と変わらないぐらい自分でみえてるわけでしょう。だから、やっぱりそういう感触は私は受けるわけですよ、ずっと見るとね。あなたは、そういうふうに思っていないとおっしゃいましたけども、明らかに申請の件数は減っていると。申請があって許可をするという段取りになっていくんですけども、そこでわずかに減って許可できない場合もあると、それはしょうがない、いいですよ、それは。そういう実態があるなということは今、感じております。

就労の支援ということで一生懸命やっていたということがあると、多くの方が働きながら保護を受けていると、少ないから。そういう方たちもたくさんいるんですね。まるきりその他世帯が、みんな働いてないというふうな、ちょっと本会議で取り上げられましたけども、その他世

帯で自分の収入を得ているという人をちゃんと明らかにしていただけませんかね。みんな保護に頼ってね、遊んでおるように思われたら大変なことなんです。そうじゃないですよ。働いているんですよ。働いているけども、ほんとに低賃金の中で保護から脱却できないほどなものと。

○福祉課長

その資料も手元にご覧みませんので、それも明らかにさせていただきます。

○中島委員

ぜひそれを明らかにして。

これははっきりするんですけど、その他世帯の年齢を教えてください。その他世帯というか、含むということになるものですかね、その他世帯というのは、1人でも就労可能な人がいる世帯という意味になるので、それは何歳の方がいるとその他世帯になるのですか。

○福祉課長

一応は就労可能年齢としては、大体18歳から64歳になると思います。65歳以上は高齢者という形になりますので。

以上です。

○中島委員

16歳からじゃないですか。中学校を卒業した年齢、ここがもう就労世帯の要因になるんです。だから、その他世帯というのは、ほんとに働けるのかというような人たち、64歳までですからね。ほんとに就労可能な今の情勢の中で、そういう方たちがどのぐらいいるのかということを私はほんとの意味の就労可能世帯というのを私は示していく必要があるんじゃないかと、誤解を招くので。どうでしょうかね、考え方。

○福祉課長

実際は、その他世帯の中でもパートだとか生活保護を脱するまでの金額はないですけれども、世帯が多くなると月20万円程度稼いでも子供が4名だとか5名だとかになってくると、かなりの最低基準になってくるので、一般就労できている方でも子供が多いケースも生活保護を受けていらっしゃる方もいらっしゃいます。

そういうふうな形で、さまざまな形がございまして、福祉課としては軽易な形で就労されている方も多くいらっしゃいますので、その他世帯が全て働いてないということはありません。

以上です。

○中島委員

それと、64歳未満で年金をもらっていて仕事は全くその年齢ではもうないよと。60歳超えたら全然仕事がないよという人もいます。だから、それともう一つは、障害年金をもらっている方もいらっしゃいます、若い方でね。障がいを負っているために障害年金をもらっている。その年金をもらってその金額が足りないので生活保護を受けている。その方も障がいというふうにはばちっと世帯に全員入るのかどうか、それはわかりませんが。

○福祉課長

障がいがある場合は、障害世帯という形でカウントしていますので。

以上です。

○中島委員

そういう年金をもらいながら生活保護を少し補填していただいているというような人、そういう方たちの数字も明らかにしていただいて、議会のほうにもまた資料として示していただきたいというふうに思います。

自立支援ということで今もやっていらっしゃるわけですが、大変困難を抱えていると。これから新しい生活保護の改正に伴って、その生活をまた支援していくというもう一つの自立支援のための法律ができましたね。その中身というのをお示しいただきたいと。

○福祉課長

平成27年4月に向けて自立支援事業所の立ち上げというものが必須になってきます。対象者は生活保護にはならないですけれども、生活困窮者という形になってきます。

1つには経済的な困窮と、あともう一つには社会的孤立という2面がありまして、それについての自立支援事業所というものを平成27年4月までに立ち上げなさいというのが新しい法律でござい

ます。

その中で、それを中心として就労支援事業だとか家計相談事業だとか、あと、学習支援事業だとかというさまざまなメニューがございまして、今後、平成26年度においては、それについての検討をして、平成27年4月に実施するような形で企画政策課等と協議して具体的に予算化していくというのが今後のスケジュールになると思います。

○中島委員

生活保護に入る、相談にみえた方の中で、まだそこには入れませんねと。でも困窮してますねという方たちに対して、今からずると落ちてしまわないように自立のためのいろんな支援をするという、こういう一応法律的には趣旨はすばらしいというふうに思うわけですけど、ただ、水際作戦でということになったらこれもいけないわけですけども、これはこれで生かしていかなきゃいけない貴重な制度だなというふうに思っておりますが、平成26年度中にその準備をするということですね、平成27年度から立ち上げる。この自立支援事業所というのは、イメージはどういうものですか。事業所というふうに言われると、どういうことですか。

○福祉課長

具体的には生活保護のケースワーカーと同じようなことをするのかと思ってます。もしくは障がい者の相談支援員、障がい者のケアプランを立てられる方みたいな形で生活困窮者に対して自立ができるような形のプランニングをしていくというイメージでございます。

○中島委員

今、担当のところは社会福祉事務所ですよ、生活保護の担当はね。それと同じような名前というか、それに匹敵するような自立支援事業所ということで今の同じ窓口の中で担当者を決めてやっていくんですか。

○福祉課長

まだまだ企画政策課等とも実際予算取り等があるので協議していく必要があるんですが、今、3月に社会福祉協議会と一度お話をさせていただい

て、社会福祉協議会のほうで自立支援事業所の設置をお願いするのがベストかなというふうには思ってます。

それは今後、平成26年の6月末の実施計画で平成27年の当初予算という形の流れの中で、企画政策課とも協議をして何がベストかという形で予算化をしていくというイメージでございます。

○中島委員

社協のほうに委託をしていくかなという話ですね。相談にみえるのは、生活保護の窓口には例えばみえると。そこでそういう対象者について、あちらへどうぞと、こうやるというわけですね。意外とこれが今でもあるんですけど、お金の困って。じゃあ、社協へ行ってお金借りなさいって放り出すんですよ。向こうへ行きなさいと、お金貸してもらえますよって。向こうへ行ってから、保証人、印鑑証明、またこっちへ来て、大変なんですよ。社協に簡単に委託するというけれども大変なんですよ。

だから、できるだけ一本化して私はやるべきだと思うんですけど、場所が狭いとかどうなのかよくわかりませんが、特別に事業所という看板があったとしても2倍人間がいるわけじゃないでしょう。

○福祉課長

まずは場所の問題が一番ございまして、今の福祉課の場所に新たに自立支援事業所のメンバーを入れるというのは場所的に無理かなというのがまず第1点。

第2点としては、その早急に人事配置をできるかどうかという問題もございます。

あとは今、予定しているのは国のほうから緊急雇用という形で6月議会のほうに上程予定なんですけれども、障害者相談支援事業所に国のほうがメニュー化してきて、緊急雇用で9月ぐらいから雇っていただいて、その後、相談支援事業所という形で委託事業という形でもっていくと平成26年の9月ぐらいから早い段階でそういう社会福祉協議会のほうで体制ができるかなという予定で今、社協とも検討させていただいているんですけど、

ですので、市で設置するというよりも社会福祉協議会で設置するというほうが国のお金等の流れも考えていくと一番有利かなというふうに考えてます。

○中島委員

向こうへ行ってくださいよとって、本人の相談意欲を、ただただそいでしまうということがないようにしないといけないと思うんですよ。ここまでやっときたのに、また向こうへ行くのという感じでなりますので、その辺だけすごい心配するし、庁内だと人員配置が難しいけど社会福祉協議会のほうなら委託で安い人件費でやってもらえると、そういうふうに聞こえますよ。ここでは人員配置が難しいとってね、知立市内では、場所的なことは言われましたけど、場所的な問題だけならそういうことですけど、今言われたのは2つ言われたんですよ。メンバーと人員配置ができるのかと。

○福祉課長

福祉課と社会福祉協議会は両輪だと考えてますので、今回、相談支援事業だとかで福祉課と社会福祉協議会という形で連携でしたので、その連携が1年かけてかなりできてきたかなと思ってます。

委員が心配される社会福祉協議会に送っておいで知らん顔ということは、それはあってはいけないことだと思ってます。

だから、自立支援事業所は社協に置くんだけど、それに対しての周りの地域福祉計画的に言えば連携してさまざまな制度を使って、いかに生活困窮者を自立させるかというのがテーマですので、社協に設置したとしても、その連携部分はしっかり市としてコントロールする必要があるんで、そういうことがないような形での設置に向けて検討をしていきたいというふうに思ってます。

○中島委員

そのあれを忘れないようにやっていただけるならいいかなと思いますけども、就労支援や学習支援と。この学習支援というのはほんとに大事だなというふうに思いますので、これをどう具体化するのかもこれからの課題ということですか。社会

福祉協議会と話し合って、そこでそういう子供たちの学習支援をやれるのか、とてもこれ、大事なことなんです。貧困と格差。

○福祉課長

実際は、知立団地のもやいこクラブにある、みらいに何とかやってもらえないかなとは思ってます。3月にうちの保護援護係長と協働推進課とみらいの代表で新しい生活困窮者の制度の中で学習支援事業というのがあると。それについて、一回検討をしていただきたいという話はさせていただきました。

ただ、その問題は、今ブラジルの方だけという国の方は補助対象事業にはならないという点がございまして、広く日本の生活困窮者も集めるというところが一つの問題点かなと思ってます。

また、外国の方でもみらいに行ってる全ての方がほんとに生活困窮者なのかという点もまずはございまして、その辺を今後、議論をしていかなくちゃいけない部分かなと思ってまして、あと、みらいのほうも4月に総会があるそうで、そこで一回諮ってから前向きに検討していただけるという返事がありましたら、また福祉課とみらいとで協議をして、事業は平成27年4月からですので、ただ、6月末に実施計画をあげる必要があるんで、4月、5月で早急に議論をさせていただいて実態を把握させていただいて、県にもその補助対象事業になるのかどうかを検討していただいて、実施計画に計上するのかなというイメージです。

以上です。

○中島委員

知立団地の中の施設でやるということで、これは小学校、中学校ともに対象だということですよね。学区としては全市域から来ても構わないだろうと思うんだけど、とてもそれは無理だなと思いますよね。そうすると東小学校の子が中心、南中の子が、でも団地周辺、昭和地域の子供たちがどうしても中心になるというふうに思いますが、生活保護はそれだけではなく広くみえますので、そういう点については、どのようにフォローしようとしているんですか。

○福祉課長

まずは学習支援事業というのが県内でもそんなに実施されるかどうかというところをございまして、モデルケースとして知立市が平成27年4月に先行して動いたときにどんな反応があるのかというのを見きわめてまた検討をしていくのかなというふうに今は考えています。

○中島委員

それは、とても私は希望のある大事な仕事だと、取り組みだというふうになりますので、全国ではもう既にNPOとかが何かが中心になって生活保護の家庭の子供たちの学力支援という、これは生活保護の子じゃないですね、手前の子ということでありますけども、生活保護の子供たちの支援もNPOなんかで全国ではやられているということなんです。こういうところも対象者としては生活保護の子もどうかと、オーケーね、一緒にやると。貧困家庭というちょっと大きくということをやっていくならば非常に重要なところなので、それに対する支援は厚くやっていただきたいというふうに思いますけど、みらいの会場の広さをもう少し拡大できないかというのを本会議でもちょっとやりましたけども、市のほうは活動が忙しくなればそういう方向にもいくんではないだろうかと。

この間もやいこフェスティバルの御挨拶の中で、市長も言ってみえたね、どんどん使ってくださいと。どんどん使って、もっともっとということであればということを期待するというふうに言われまして、その1つとして、これは派遣村のメンバーもそういうことがやれないかということをしごく願っていて、いつも話し合っているわけで、それがやられるということであれば、とてもいいなというふうには思います。生活保護費を下げる話と、これはちょっとプラスの面と一応国のほうが、これは生活保護者をつくらない予防策ということもあってやられる、それはそれで大事なことです。慎重に前向きに充実したものにしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

○福祉課長

先ほどの相談件数、申請件数開始についてなんですが、平成25年4月から平成26年2月までで相談件数は190件、申請が78件、41.1%です。開始が76件、平成26年2月現在、その他世帯154世帯のうち、働いている方がいる世帯は48世帯でございます。

以上です。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時05分

再開 午後5時14分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

生活保護の関係は、一応その他世帯の内訳について、また正式に今少し報告がありましたけども、年金受給とかいう人もその他世帯の中で少しいるということで、内訳についてお知らせいただきたい。その他世帯の理解をやっぱりちゃんとしてくほうがいいかなというふうに思いますので、ここで報告されればあれになりますけど、資料でまた出してください。

○福祉課長

できるだけ、きょう出したいと思いますが、出せなければ、また報告させていただきます。

○中島委員

生活保護はなかなか大変、低所得の方たちの中で、あの人たちはいいなとかね、そういう話も出てね、何か弱い者同士が足を引っ張るみたいなのもあって、つらいなというそんな経験を私もよくするんですが、正しい理解をきちんと広めるということで私はやっていきたいなというふうに思います。

それから、別のところに入りますが、介護サービス、障害者サービス、障がい者の方たちが、介護保険に加入したときに障害者サービスよりも介護保険のサービスのほうが低い場合があって、選択が狭まるという問題があるので、これ、介護保

険のほうで聞きます、ということをお願いします。

高齢者のタクシーの問題で、一般質問でも池田福子議員が取り上げました。うちの場合は高齢者タクシーが介護タクシー一本というね、介護タクシーを使っただけという、これが一本しかないという問題を提起されておりました。要介護の方が介護タクシーを1の人が使ったんですが、すぐに要支援になったらタクシー券返さないといっって前も含めて返さないという、現金で返してくださいというふうに言われたのでトラブルがあったんですけども、刈谷市の制度について紹介いたしますと、介護タクシーではなく普通のタクシーを利用する高齢者タクシー制度があるんですね。要支援2以上の方、とても歩くのが困難、バス停には全く行けない、このぐらいの程度の方たちについては介護タクシーではなく、普通の高齢者に対する普通のタクシーの支援、障害者タクシーと同じような支援が実施をされております。

これは前にも私がちょっと述べて、近隣を調査して考えますということと言われておりましたけれども、ここの分野については、まだ知立市の中にはないもんですから、どんな検討をしていたのか、その辺も聞いておきたいなと思うんですね。介護タクシーではない普通のタクシーを使う高齢者タクシー助成です。こういうことについての実施ということについて要望してきたんですけども、まだ予算には出てこないということなんです。これは相当強い要望がありまして、どんな様子かなということを知りたいんです。

具体的に言うと歩けなくて歩行のごろごろ押すものがありますけども、これで出ていっても転んでしまっただけで打撲しちゃったと。よちよちと歩くわけですよ。だけでもバス停なんかとてもそれでは行けないというような人でも対応できるようなタクシーをお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○長寿介護課長

本会議でも池田福子議員からの同様の質問をたしかにいただいて答弁させていただいたと思いますけども、現状、今言われたように要介護1以上の

長寿介護課で対応しているタクシーは車椅子であったり、ストレッチャーの大型のタクシーで1回当たりの往復が片道3,000円というようなちょっと高額なものに対してタクシー券を発行しておるわけでございますけど、それに該当しない方につきましては、社会福祉協議会が実施しておりますドラボラですかね、こちらのほうを長寿介護課としてはこういう制度もありますよというような御案内はさせていただいてパンフレットも課の窓口に置いて、こういうのがありますよということは言っております。

これは月に2回なんですけども、一応20キロメートル以内は200円というような形で社会福祉協議会のほうでやっておるサービスでございますので、こちらのほうを今は利用させていただいております。これは以前からありましたように、確かに刈谷市では一般高齢者の方に普通のタクシー券を助成しておるといことは承知しておりますけども、確かに刈谷市はそうなんですが、知立市においては、それも含めて検討した結果は、現状におきましては社会福祉協議会のサービスと並行してお勧めする形で今はやっておるのが現状でございます。

○中島委員

県下近隣いろいろ調べていただいたんでしょうか。

○長寿介護課長

そうです。西三河9市の中で、たしかその辺のところを確認したところでは、刈谷市だけだったというふうに私の中では記憶しておりますけども。

○中島委員

せっかくキャラバンがいつもみえるので、19自治体がやっているんですね。54自治体のうち19自治体が年齢がちょっと違ったりしますけどもね。全く車椅子で、歩けないという人ではなくて、足が弱って短距離しか歩けないという人のための支援ということでやっていらっしゃいます。

ドラボラということを前から言っていられはいますが、帰りは自分でタクシーで帰って来るとい形になってしまうという、そういうことですね。ドラボラの実施状況なんか聞いていらっし

やいますか。

○長寿介護課長

申しわけありません。その内容については、私は承知しておりません。

○中島委員

予約をしていくという方法だと思いますけれども、どうやって申し込んだらいいんですか。

○長寿介護課長

一応こちらの長寿介護課のタクシー券であったり、福祉課が実施しているタクシー券を利用できない方につきましては、ケアマネジャーであったり在宅介護支援センターへ御相談していただいて、こういう制度がありますよということで申し込んでいただければ対応していただけるというふうに私は聞いておりますけれども。

○中島委員

その辺のことを具体的に案内をしておいていただかないとわからないですよ。ケアマネに言えば手続とか予約とかやっていたらというふうにも今、聞きましたけれども、多くの方は知らないですよ。

もし、それを強調されるんだったら、それがすごく使いやすいというふうにしてもらわないといけないですよ。帰りはタクシーで自分で帰ってらっしゃいという、こういうことになるんですけどね。その辺の利便性をもっとうんと向上させてもらわなければ、そこへ逃げ込まれるだけの話になってしまうので、実態のサービスにしていきたいと思いますが、いかがですか。

○長寿介護課長

今おっしゃられるように、もしケアマネジャーがこの制度を御存じないようでしたら、私どもの言ってることと離れてしまいますので、そういうことのないように、長寿介護課の窓口でお渡ししているパンフレットといっても、そう立派なものではないですけど、社会福祉協議会がやってる一覧表の制度の中にはそういうふうにはちゃんと書いてあるんですけども、またその辺のところをしっかりと月に2回ケアマネ集めた会議もやっておりますので、そういうところでもう一回周知を図

りたいと思います。

○中島委員

実際に私に相談あった方は、ケアマネも相談して、一度要支援2になってしまったのでどうしようもないなという、いろんな話をしたんですよ。その中には出てこないんですよ、全然それが出てこないの。どうしようという。隣近所に送っていかみみたいな助け合いをしたんですけど、ドラボラでないですけど、病院まで送ってあげるとか、そういうことをしているんですけど、もっとちゃんとした体制がなければいけないし、そういうある意味、中途半端だなと思うんだけど、高齢者タクシーというものは刈谷市も年36枚ですけど障害者タクシーと同じような枚数ですが、そういうものがあれば、それは大変救われるんじゃないかなと思うんですが、ぜひこれは検討してもらいたい。

ドラボラのいいところは、藤田学園まで行っても500円で見てくださるんですね。帰りはだめですよということではあるんですけども、タクシー券で行けば、もっといっぱい使わなきゃいけないですよ。安くやってくださるというメリットはあるんです。だから、それはそれなんですけども、やはり制度的にタクシー券を助成するというこれについても再度、私は検討を要望しておきます。よろしくお願いします。

それから、難病の患者の件で、具体的な予算云々というもんじゃない、難病の方たちが一般の障がい者の総合支援の対象になってヘルパーの条例改正が前議会でありましたけども、難病の病気であっても指定を受けない、難病届けをしてないみたいな人たちがいるんですけども、これっていうのはどこでどうやってそれを登録、申請、保健所に申請ですけど、どのように進めたらいいのか、ちょっと教えていただけますか。

○福祉課長

難病患者の情報は前回の議会でも言いましたけれども、衣浦東部保健所での把握で、その情報も給付金のための198名現在把握してまんですけども、それしかわからないというのが現状でございます。

○中島委員

そういうことじゃなくて、御自身が膠原病のややこしい名前のついた病気なんですけれども、藤田学園にずっと通っているんですよ。でも、難病の指定という特別な手だてをやってないというんですよ。医者がそういうものというのは勧めるんじゃないですか。保健所のほうへ申請しなきゃいけないんでしょう、衣浦東部保健所へ。その仕組みというのをちょっと。その方にどうやって説明していいかわからなくて、私も。あんなにひどいのに何もしていないというので、何のサービスも受けてないし、それはどうなんだろうということを私は確認したいんですが。

○福祉子ども部長

今回の難病については、当然今、難病というのは数多くあるわけなんです、国でいうと130、これがまず指定されているということですね。その中で、医療費扶助を受けている、その保健所に届けるというんですかね、それについては56疾患でしかありませんので、それ以外のものについては、例えば福祉サービスを使う場合は130オーケーですので、基本的には医者の診断書みたいなものを持って申請していただくことになるかと思うんですが、ただ、それが当てはまるかどうかというのは一遍見ないとというか、うちの福祉課自体も素人になってますので、そこはやっぱり医者相談するという話になってくると思うんですが、今のところは、そういうことしか言えない状況ですが。

○中島委員

56疾病というのがあって、300まで拡大したよというのは中身がサービスが受けられるという意味の拡大ということですね。

藤田学園にずっと通ってるんですけども、難病の申請をしていないという。病院も何も言わないのかなと、私は自分が病院へ行ったわけじゃないのでわかりませんが、何の支援もしてもらってない。もう80歳超えてはいるんですけども、昨日も帰って来たわけですけども、団地のドアが勝手に閉まるんですね、開けたドアがね。後ろで中へ入

ろうかなと思ったら、そのドアが押したのでボタンと転んでしまって、玄関でつんのめってしまって、悪い足をまたさらに悪くしてしまったと言って、だめだよ、早く難病のきちんとした手続きしようよと言ってるんですけども、病院も余り言ってくれないなということなんです、藤田学園ですけどね。それは本人が診断書を書いてくださいというふうにして言えればいいということですかね。わかります。

○福祉子ども部長

そういったのを実例がないものですから私のほうもわからないわけなんです、ただ、基本的には体の不自由であれば、当然それは年齢がいついけば介護保険のほうがあるものですから、それは介護の中のヘルパーにケアプラン等をつくっていただくような形になるかと思うんですが、ただ、難病でどういったサービスがあるかというのは、今その難病自体が当てはまっているのかどうか。130といっても聞くところによると、もっと以外の難病というのはすごくあるというふう聞いておりますので、それが該当しないと、その人たちはどうなるんだというのは、ちょっとうちのほうではわからない状態です。

○中島委員

何しろ病院へ行って先生に訴えなさいというふうに私は言いましたけど、そこからしかスタートできないと思うよということでは言いましたが、難病のいろんなサービスについてもまだまだわからないという人たちがいるのかな。そのメリットがないとそういうふうにも進まないのかなということも身近に感じた事例があったということです。ぜひ、どういうサービスということについても情報をたくさん発信していただきたいと思います。

それから、子育て支援法のほうで学童保育の関係も条例化ということが必要になるというのは午前中の答弁の中でありました。今回、猿渡学童保育のリース代というのが153ページに出ておまして、これについて説明していただけますか。猿渡児童クラブ借上げ料80万4,000円ですね、本予算のほうですね。

○子ども課長

こちらにつきまして、5年リースが過ぎまして、平成25年度当初予算では281万8,000円予算計上しております。今回80万4,000円ということで、その後、5年リース後に月6万2,000円になりまして、その12カ月の1.08ということで80万3,520円、予算化としては80万4,000円ということで計上させていただいております。

○中島委員

5年経過したということで、借り上げ料は相当安くなったということですね。こういう方法も保育園のほうでもとってますけども、リースというのがありますよね。それ1つ方法だということで見えていたんですけども、今度の子育て支援法に向けての条例化という中で、もう少し全体の網をかぶせた形の充実が課題になるかなというふうに思っているわけなんですけども、その条例化についての課題というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○子ども課長

条例化になりますと、今までですとガイドラインでおおむね70人が定員数40人とかいろいろあって、国のほうの規則というか、その取り決めの中で、少しオーバーしても預からさせていただくとか、学童クラブをやっているわけでございますが、今度条例化になりまして、そうなりますと自分で自分の首を絞めるものですから、そういう点で少し課題が出るのではないかとこのふうには思っております。

○中島委員

1クラス40人というような基準も一応示されていますよね。国のほうは参酌すべき基準を示すという参酌基準というふうになっておりますので、それを参酌して自分で考えてやりなさいよと、こういう基準になってくると。おおむね中身も既に発表されているわけなんですけども、それに基づいて条例を今後考えていくということになるかと思いますが、40人というようなクラス分けということにいった場合に、何が課題になるのかということですね。

○子ども課長

40人ということになりますと、それを重視していくとあふれてしまいますので、そうしますとその対応策はどうするのかということもありますし、40人と決めてということであれば、そういうふうにしていった場合に児童クラブの待機児童というふうになりかねないという心配はしております。

○中島委員

既に2つの建物で2つに分けてやっているところもまだ救われるわけですけども、花山児童センターは1つのクラブになっていて、70人を超えてしまっているというような状況があります。このところが40人1つの枠というふうになっていくと、はみ出してしまいう子がいっぱいになってしまう。このところは至急、花山については手を打っていかねばならないのではないかということがまたまた課題になってきたと、こんなふうに思いますけども、いかがですか。

○子ども課長

質問者が説明していただいたとおりでございます。40人ということであれば当然そういうふうになりますけど、おおむね70人という数字を使った場合に、今こちらのほうでございますと、通常登録が12月現在ですと、通常利用者数が79人ということでございますので、ここでオーバーしていますが、実態はこの中で来ない子もいるものですから、平均を取ると70人を割っているということで、そういう解釈の旨でクラブのほうを実施させていただいているという状況でございます。

○中島委員

だから、これからそれじゃあ済まなくなっていくわけですね。なので、花山については至急2クラブ的な施設の拡大をしないといけない。従来からの課題ではありますけどもね、40人ということで行くならば2つに分けるという考え方にもなっていないかなやならないのではないかとこのことを大きな課題だと言っているわけです。

これについては、前から検討ということでやっ

よう。

○子ども課長

前任者の引き継ぎにおいても、人数の多いクラブだよということは聞いてはいるんですが、その中で対応策として、これという一手がないものですから、一番早いのが隣の駐車場にリース物件を借りて、そこへ建築するのか、それともそのところへ建てるのかということでもありますけど、まだ実際にこれという決定している計画は今のところありません。

○中島委員

あその中で2つつくるのが無理だなということは今までもずっと言ってみえて、外部で何か求めるところがあるかということも次には考えていかなきゃいけないのかなというふうにも思います。これは大至急検討すべき課題ということで、またちょっと指摘をしておくという範囲にとどめますけども、私も一緒に悩みます。何とかしなきゃならないという課題、みんなで共有しなきゃいけないと。でも、もう時間が迫ってくる。きちんとしていかなきゃいけないということでしょう、例えば地域のあいてるところがあれば借りてやるとか、そういうことも含めて拡大をしていく必要があるというテーマであるということをおは認識しておかなきゃいけないということです。

市長、そういう状況ですので、新しい発想も含めて花山を2つの学童クラブ、ワン、ツーというふうに分けるような形の取り組みをぜひしていただきたいというふうをお願いしておきますが、いかがですか。

○林市長

花山児童センターが非常にたくさんの子供たちに利用していただいておりますということで、前から課題になっておったわけでありまして、何とかしなければいけないなという思いは私も思っておりますので、またいろいろお知恵をいただきながら、また内部でもしっかり考えていきたいなと思っております。

○中島委員

次に、施策の概要のほうの86ページ、メンタル

チェックシステム心の体温計導入管理事業ということでもあります。予算的には15万2,000円という内容であります。ここにいろいろ書いてありますけれども、一度御説明をしていただけますか。

○健康増進課長

メンタルチェックシステム心の体温計についての説明をさせていただきます。

まず、予算といたしまして15万2,000円ということですが、これは導入の委託料のほうは10万円掛ける1.08ということで10万8,000円、借上げ料、これが5,000円掛ける1.08掛ける8カ月で4万3,200円、計15万1,200円ということで計上させていただきます。

このシステムにつきましては、心の不安を発見するためにスマホとかでアクセスされますと、11問の簡単な質問に答える形になっておりまして、結構それを興味深く楽しみながら入れていくといろんな心の状態というのがわかってくるという形です。それが自分が病んでいた場合は、金魚が傷だらけになって出てきたり、対人関係で悩んでいると黒い金魚が襲いかかってくる、社会的環境が悪いと猫が手を突っ込んでくるというような形で、ちょっとゲーム感覚で楽しみながら自分の心の状態が把握できるというようなシステムが1つ入っています。

あとは、自分の配偶者の状況をチェックしまして、無気力だとか、ご飯を食べないとか、そういうのをチェックをしていくと、自分の配偶者がうつなんじゃないかとか、そんなことがチェックできるシステムになっております。

また、産後うつに対する質問としまして、産後うつかどうかチェックするように対応しております、非常に手軽でこの値段ですので、非常にいいものだなというふうに思っております。

○中島委員

そういったシステムをホームページの中に入れて、そこをクリックして自分でチェックしていくと。画面上の中で黒い金魚とか傷ついた金魚とかが出てくるわけですね。自分の11問チェックをやって、その結論を回答を画面上で出てくると、ホ

ームページの、そういうことですか。

○健康増進課長

11問の質問を答えた後に赤い金魚の状態だとか、黒い金魚の状態、猫の状態、あとは水が濁るとい
うのは、それは自分の気力が減退していると水が濁っている、このようなことで楽しみながらというか、興味本位で自分の心の状態を探るということ
です。

○中島委員

そうやって調べてみようという気力のある人は、まずはそれができるということですね。そこへやろうかなという気力のない人がいるかもしれない。とりあえず、でもそういう窓口を開くと家族の方もちょっと利用もできるということになるので、これは結論が傷だらけの金魚になって出てきた場合は、どうするんですか。

○健康増進課長

それは自分の状態を知るということがまず第1点、あとは相談を受け付ける場所ですね、ここへ相談してください、刈谷市の保健所とか保健センターとか相談窓口というのもその下に出ますので、それを見て相談される方というのも結構いるというふうに聞いております。

○中島委員

知立市の場合ですと保健センターと保健所、この2つを相談窓口としてホームページの中にお知らせすると、こういうことですね。

○健康増進課長

そこに今幾つ載せていこうかというのは決めてはおりませんが、保健所と保健センターは必ず入ってくる、あと市役所も入ってくるのかな、社会福祉協議会も入ってくるのかなという感じはしていますが、それはオプションで自分で入力が可能ですので、その辺を精査して今後入れていきたいと思っております。

○中島委員

それは担当で今からつくっていくと、どこがいかなということをつくっていくということですね。まずはそういった相談窓口へ、病院へというのも早いほうがいいですよ。病院は特定すると

難しいのかもしれないんですけど、心療内科に相談しましょうと。早目のほうがいいですからね。

これは保健センターだとどなたが対応するんですか。

○健康増進課長

一応今の段階では精神担当の保健師ということになるかとは思いますが、その保健師もいつもいるわけではありませんで、保健師ならば誰でも基本的な部分について対応できるような形はとっていきなというふうには思っております。

○中島委員

画面上でメールで何かするとかそういうことはできないんですか。

○健康増進課長

基本的にシステムにはそういうものが入っておりませんで、そういうものをつけるとなるとオプションとなりますが、今のところそういう考えは持っておりませんで、例えばメールアドレスを書いて送っていただければ、それはメールでお返しすることはできるのかなという事は思っております。

○中島委員

それもやったらいいんじゃないですか。パソコンにすぐに飛びつける人ということではいいならばね、メールで相談を受け付けますと。また後日お返ししますと、メールでというやりとり、結構メールがやりやすいという方たちもいるので、直接声を聞いて勇気を出すということよりもメールでやるとやりやすいというのがあるので、そういったシステムも入れるといいのかなと思うんです。

ぜひそれを今からつくると言ったので、ひとつ参考にしてやってください。

○健康増進課長

精神の方の相談について、特にうちの方とかの相談につきましては、大変デリケートで保健センターの保健師でどこまで対応できるかちょっと心もとない部分も正直ありますが、それにつながる最初の導入のつなぎの部分としてはお役に立てるところがあるのかなとは考えておりますので、メール等による方法についても前向きに検討させて

いただきたいと思います。

○中島委員

このシステムでは、何人の方がアクセスしたかということはわかるようになりますよね、当然。

○健康増進課長

それは毎月報告をいただきますので、アクセス数は確認できます。

○中島委員

ちょっと大変だなというような数というもの何かアクセスしてわかるようになれば、もっといいかなと思うんですけども、いかがですか。

○健康増進課長

システムとして個人を特定できるような形というふうにはできておりませんが、アクセスログしか今確認できないような形ですが、個人情報の問題とかいろいろあるので、システム的にはできそうであるようなのですが、導入の予定はありませんが、またその辺についても、今後、検討させていただきます。

○中島委員

一度やってみて、その次にまたステップアップできればいいかなというふうに思いますが、まずは気軽にみんな自分の心の状況をチェックしてみようというふうに思っていたくには、とてもいいのかなというふうには思います。

次の段階は、それが把握できて指導ができるともっといいという、そこにつながるのもっといいということですので、少なくとも向こうからアクセスしてきやすいような環境づくりをやっていただきたいと思います。ぜひお願いしますね。

それから、予防接種で、ことしの10月から水ぼうそうと肺炎球菌ワクチンですね、これが定期接種になっていくわけですけども、これの予算化的なものというのはどういうふうに今後なるんでしょうか。

○健康増進課長

定期接種の部分につきましては、平成26年度当初予算には間に合っておりません。9月予算補正では準備が間に合いませんので、6月補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

○中島委員

6月補正でこれについて出てくるということでですね。

それで、水ぼうそう、これは交付対象Aですね、肺炎球菌はBということで、交付割合が違いますね。直接的な補助金はないわけですね、定期接種というのはね。その辺はどういうふうになりますか。

○健康増進課長

水ぼうそうにつきましては、定期接種のA類というもののうちの分類になりますので、交付税措置が平成25年度から9割に引き上げられております。

あと、肺炎球菌のほうですが、こちらは接種の努力義務がないB類のほうになりますので、これは交付税措置が3割ということになります。

以上です。

○中島委員

これはいずれも年齢的にはどういう対象なのかということをお教えください。

○健康増進課長

水ぼうそうにつきましては、12カ月から36カ月に至る間に2回接種ということになります。

成人用肺炎球菌につきましては、65歳の方に対して1回のみという接種になりますが、暫定措置がございまして、平成26年度につきましては5歳刻みで65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上というような形で暫定措置がついております。

以上です。

○中島委員

水ぼうそうのほうは赤ちゃんのうちに3歳未満でやるということで2回受けると。肺炎球菌のほうは基本は65歳で1回打つと。これは5年間効き目があるということになっておりますね。暫定で平成26年度については5歳刻みで100歳以上までオーケーと今言われたんですかね。

○健康増進課長

100歳以上の方は全てオーケーというふうになっております。

○中島委員

暫定的ということで平成26年度はと、こうなっ

ておりまして、ここの年齢の人がやっしまえば5年後についてはこれはやっただけないということですか、定期接種という形では。

○健康増進課長

現在のところは、そういうことです。一生のうちに1回ですが、多分5年後に国はもう一回考えるという形です。

○中島委員

65歳を5歳刻みでなので、すぐ受けたいと思っても受けられない人もね、66歳、67歳だめだなど、こういう感じありますね。一応そういうことで、5歳刻みで定期接種化されると。これについては、またすぐに予算も組みつつ、PRも必ず急いでやるということをお願いしたいなというふうに思います。

これは打つのは各医療機関で、かかりつけの医療機関でということでも市内の医療機関ならいいという、こういう方向ですか。

○健康増進課長

保健センターで集団接種をする予定はありませんので、各かかりつけの病院へ行っていただいとふうになります。

○中島委員

あと残りの予防接種、おたふく風邪とかB型肝炎でしたかね、これについての今後の方向というのはまだ出てないわけで、要求していくテーマかな。それはどうなってますか。

○健康増進課長

あと、その他ロタでありますとか、B型肝炎等、接種が望ましいとされているものにつきまして、国は今、検討中ということで、少しずつ多分定期に変わっていくのかなという気はしますが、今その時期とかが明確になっているものはありません。

○中島委員

また、これらについても大きな全国的なテーマということで市長会等でも十分にこれはテーマとしてのせていただきたいと。国のほうに市長たちがみんなですらって要望していただきたいということをお願いしたいなと思います。

次に、ごみ収集の関係であります。広報にも載

りましたけども、今回、小型家電、この間の広報にも載ってましたし、このごみ収集のPR版にも載っております。この小型家電の種類について、各市ばらばらなんだなということを感じているわけですけども、この小型家電の今の種類ということについては、どんな議論をされたんでしょうか。

○環境課長

小型家電につきましては、平成25年度どういふふうに始めるかということで、なかなか情報が難しい。県の説明会へ行っても経済産業省のほうと環境省の考え方が非常に違っていて、98種類だとか非常に多くの種類、これを海外に不適正な流れ方をしないように、国内のレアメタルは回収したいと、そういう目的は非常にしっかりしておるとは思うんですが、なかなか縦割りの行政が、例えば今回これでパソコンというのがその当ても非常に議論にのぼっております。

委員は気づかれたと思うんですが、ことしのごみカレンダーには家庭系パソコンの廃棄方法が新たに1つ加わりました。制度ができた当てもこの議論が非常にありまして、結論がはっきり出ないような状態でスタートしております。近隣の状況を鑑みて、今回平成26年度からパソコンも小型廃家電という位置づけとして不燃物処理場1カ所で開始をするということにはなっておりますが、これは実は今までどおりPCリサイクル法と、こういうものも両方ともあるという状況です。

ですので、消費者の方は不燃物処理場に行って捨てることも可能ですし、リサイクル法に基づいて郵便局へ持って行ってということも可能でございます。こちら辺が非常にはっきりしない部分で、製造業者はリサイクル料金を負担しておるわけなんですけど、それをポイということはないんですが、廃棄処分という形でやるということに非常に矛盾を感じている状況でございます。

これもほんとに年度当初、平成25年度に入る前に数カ所の分別集積場でテスト的にどのぐらい出るんだろうとかいろいろやりました。その中で、パソコンはとにかく最初はやめようということが

あったものですから、近隣市もほかもやってなかったものですから当初はやっておりませんでした。ところが、担当者会議のほうでふたを開けて聞いてみると、幾つかの市は近隣の市でやってみえたということで、それも非常に消極的なやり方をしていると。当市と同じようにリサイクルセンター、市の直営のところでは1カ所受け取るだけだよ。それにはやっぱり個人プライバシーもいろいろあると思います。そういったこともあって1カ所で職員がおるところで預かりましょと、これが一番大きい議論でございました。98種類の中で10品目ということにつきましては、これも議論多かったですけど、現実問題、地区の集積所で受け取りができない。できない理由は、採算性がとれないということです。売った金額よりも集める金額のほうが非常に高いとわかったものですから結局やれなかったということがあります。

今、不燃物処理場と市役所の1階でやっていると。市役所の1階のほうでは、一応10品目とっております。ほとんどが電気コードだとか古い携帯電話だとかが多いんですが、これはほとんどの市が大体10品目でやってみえると思います、近隣市のほうは。それ以外のものは、廃家電ということで不燃物処理場に持って行っていただければ、分別集積所でも不燃物として出されればクリーンセンターのほうで破碎の前処理としてピックアップしてしますので、結果としては回収しているということです。議論が出たのは、その大きい意味では、その2点です。

○中島委員

レアメタルを回収するという大きな目標にして、これが始まったということで、1つは、ファクスはどうなんだろうという御意見もきてるんですが、名古屋市なんかはホームページを見るとファクスが出てくるので、やってるんだなというふうに思いましたが、ファクスの受け取りはやらないのでしょうか。

○環境課長

この10品目につきましては、市役所のロビーで受けておるわけですが、ファクスにつきましては

は今までどおり不燃物という形で、青いかごにおさまらんようなタイプのやつは粗大ごみですけど、そうじゃなければ不燃ごみということで、クリーンセンターに先ほど言ったように分別の集積所へ持って行ったのはクリーンセンターの前処理でピックアップで売却できるものはピックアップしてまずし、不燃物処理場に行ったものは係の者が奥のコンテナのほうへ廃家電という形で受け取って、それも売却という形でリサイクルしております。

○中島委員

リサイクルにはちゃんと載ってるよということですね、ファクスもレアメタルの対象ですよ、これも。窓口の玄関のところにおいてあるのは、ファクスまでは入らない。口が小さいですよ。名古屋市を見たら口が大きいんです。市役所の窓口等でファクスも入れられるような箱が置いてあるということなんですね。地元で出せば出せるじゃないかという話ではあるわけですよ。レアメタルの回収という点でいうと、やってるところもちょこちょこあるなということなんですけど、どうですか。

○環境課長

この10品目に、あそこは無人というか、案内の方はみえるんですが、結局いないときに見てないときに入れられるので、この10品目以外のものも当然ごみもまじって入ってますけど、いろいろ有用なものも入っております。

そこで先ほどの話なんですけど、間違えて持ってきたというか、10品目じゃないものを持ってきていただいても、私どもとしては、例えば入らんから環境課へ持ってきたよ、というものは私どもが預かって不燃物処理場へ持って行ったりとかいうことは臨機応変にするように担当のほうには皆伝えてありますので、もしそういう方が、できるだけ地区の集積所でやっていただきたい。

ただ、持ってきたものを追い返すようなことはしませんので、市役所のほうでも持ってきてしまったものは預かります。

○中島委員

そうすると、ロビーで受けるというのはプライ

バシーの問題等があって、地域の集積所には出せない、そういうものということになるんですかね、これは。両方とも資源化するんだとしたら、ここであえて集めるという理由ですね、どうなります。どこが違うんですか。

○環境課長

実はこの10品目は買い取り価格が高いということでございます。何でこの10品目が自治体で多いかというと、この辺のデジカメだとか電子辞書だとか携帯電話、ここら辺は高く売れるということで、多くの自治体がこういったリサイクルボックスをつくって置いてるということになってます。

先ほど言ったように、これ以外のものは小型家電という形で、かといってその中にも有用な金属等入っておりますので、リサイクルは可能ということとなっております。区分けとしては、そういうことでございます。

○中島委員

多少高価なものということで集めたい。これは雑入で入っておりますか。どこに入ってますか。

○環境課長

こちらのほうは、予算上は雑入でございます。

○中島委員

今ぱっと見れないんですけど、どのぐらい予定していますか。

○環境課長

雑入の中にはいろいろ項目がございますが、予算として見込んでおるのが携帯電話を別に分けて9品目3万3,480円と携帯電話を除く9品目が3万3,480円、携帯電話が2万7,000円という形でこの10品目については見込みを立てております。

予算上、雑入で環境課がリサイクルする中で、非常にアルミ缶、スプレー缶、スチール缶いろいろありますので、それとその他家電というものもあります。先ほど言ったように、その他家電は単価が違うものですから、別に一応予算は見ておるんですが、一緒になっちゃってるものですから雑入は予算的にはちょっと見にくいかなと思うんですが、当課の予算要求上では先ほど言ったような金額が10品目の金額でございます。参考までに、そ

の他家電につきましては68万3,000円を見込んでおります。

その他金属類ということは、これは鍋、やかんも含むんですが、156万2,000円ということで見込んでおります。予算書では65ページですね、アルミ缶等売却代金という、アルミ缶だけではなくて等の中に入っております。

○中島委員

ちょっと探してなかったものですから、どこに歳入されるのか、雑入のはずだけだなと思って見ていたんですけどもわからなかったんですね。このアルミ缶等の中に今言われた3つですか、9品目、携帯、その他家電、この3つの合計が入っているということですね。金額はわかりましたよ。合計すると12万何ぼが入っているということですね。

○環境課長

ちょっと改めて申し上げますと、小型家電は10品目は6万4,080円でその他家電が68万3,316円、その他金属類が156万2,110円という内訳でございます。

○中島委員

これは相当68万円と6万円、74万円ぐらいが小型家電関係、家電関係ということで歳入されているということで、わかりました。ファクスもあそこに置けないかなという意見があったということをお伝えしておきますね。口さえ大きければ入るということもあるんだけど、ちょっと今の箱の大きさと口はちょっとおちょぼ口になってるので余り入らない感じがありますが、一応10品目がお金が高いと。直でここへ入れたいということですね。

クリーンセンターに行った場合ですと案分になっていくということになるのか、知立市から運ばれたものも案分になりますよね。知立市のものにはならないと。なるべく知立市で回収したほうがいいと。

○環境課長

最初にちょっと申し上げたんですが、テスト的に平成24年度中に何か所かでやって、回収の費用

と売却の金額と非常にコストがかかるということでやめた経過があります。

クリーンセンターに行ったものにつきましては、クリーンセンターは地区の集積所から不燃ごみとしていって、そこで破碎処理の前にピックアップという形で売却をするものは全部取り上げますので、そこで先ほど委員がおっしゃったとおり、最終的には組合の歳入として私どもの分担金はコストの中で割りますので、最終的に案分ということには確かになるのかなということでございます。

○中島委員

小型家電そのものについては、じわじわと広がって行くのかなという気もしますので、市役所においでの際には、どうぞということもまたPRすればいいのかなというふうには思います。お願いします。

それから、太陽光パネルの設置補助、先ほども山崎委員のほうからもありました。これからも続けていくような方向性も言われましたけれども、去年と比べると今回は大分安い設置費補助、金額がマイナスですね、前年度と比べると1,248万円減ということになっております。これについては、ちょっと弱気じゃないのかなというふうに思いますが、もっともっと広げるという意味で、大変大きな減額は問題ではないかと思いますが、いかがでしょう。

○環境課長

ちょっと算出の根拠を探してみますので。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時13分

再開 午後6時22分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

平成26年2月現在のその他世帯でございます。世帯数145世帯のうち、就労者がいる世帯は48世帯、年金受給者済み者がいる世帯が8世帯、ですので、全く収入がない世帯が89世帯ということに

なっております。

以上です。

○環境課長

今年度の184基につきましては、平成21年度から平成24年度の4年間の平均の基数を予算計上をしました。

それと、消極的という御意見ですが、平成26年の見込みについては、先ほど言ったように固定買い取り価格が下がるということと、国の補助金がなくなる見込みであると、消費税が上がるということで、そういうこともあって平均値で出させていただきました。

○中島委員

生活保護のほう、ありがとうございます。そういう状況だということわかりました。

もう一つさかのぼって、先ほどの確認事項だけ、メンタルチェックの実施時期、開始時期について聞くのを忘れましたので、お答えください。

○健康増進課長

予算上では8カ月ということですが、サービス期間が2カ月ありますので、6月からの導入が可能です。

ただし、こちらの準備もありますので、できるだけ早い時期に入れさせていただきたいというふうには考えております。

○中島委員

ぜひ早急な開始ができるように期待をしております。

ほんとにその後、システムアップできるものがあれば、その後、またさらに研究していただきたいということもお願いをしておきます。

太陽光パネルについては今言われたとおりで、国庫補助の関係、これがゼロになっちゃうんですね。買い取り価格は下がるけどね。

○環境課長

国庫補助はなくなる見込みと聞いております。固定買い取り価格は38円から37円になる見込みです。

○中島委員

そういう補助の関係がなくなったり、国は何を

考えているんですかね。エネルギー基本計画をつくって、相変わらず原発を3割基本ベースで使っていくというね、基本ベースで3割でいくということを発表しております、そういった関係も見えてくるんですけども、太陽光について、なぜ補助金ゼロにしてしまうのかと。買い取り価格についても、これもどんどん下げていくという。10キロ未満はなくしていく方向ということも言われるということで推進しようという姿勢が大きく後退していると、そんなふうに思いませんか。

○環境課長

国の考え方は、いろいろ与党側も考え方があると思いますので、私の立場では物が言えませんが、知立市としては、今のところ継続の意思でございます。

○中島委員

国のほうとしては、相当後ろ向きだなと。ソフトバンクがたくさん北海道にパネルを設置しているね、メガソーラーというあれについても北海道の電力会社が買い取りしないと、拒否と、こういうようなことで、ほんとに推進をはばむような姿勢が強まっているということを感じざるを得ないですね。国のほうが、もっと音頭をとって、もっともっとやりましょうということであれば、あんなことにはならないだろうというふうに感じております。

市長、国のほうは、何かそういう感じで後退ぎみなんですよね。買い取り価格下がるということに対しては、一面では設置工事費が下がるからということも言われているんですよ。だから、下があればそれは買い取り価格が下がってもペイできるような形になるだろうと。それはしっかりキープしていけばいいんじゃないかと、そんなふうに私、思いますけども、大分変わってますからね、設置費が。そういうことも中電も言ってるというか、全体としては非常にブレーキがかかっているという感じがいたしますけども、市長はどんなふうに御所見を持っていらっしゃるんですかね。

○林市長

国の施策は、なかなか私から申し上げるのも難

しいんですけれども、いずれにしても、私どもは、予算書を見てのとおり太陽光発電の設置補助をやりますし、その上の太陽熱に対する補助もやっていきます。再生可能エネルギーに対する啓発、また、促進を知立市としてはこれからも続けていきたいと考えております。

○中島委員

ぜひその姿勢をキープしていただきたいというふうに思います。

碧南市も相当高い補助金をつけたけども下げちゃったんですね。7万円ぐらいいったのが下がった。下がっても各市の状況がわかればまたあれですけど、わかりますかね。頑張っていけないと、どんどんみんなと一緒に下げていくと、この補助金も危うくなっていくなという心配もあるんですよ。どうですか。

○環境課長

他市の状況でございます。碧南市はキロワット5万円ですね、4キロワット上限、刈谷市も5万円、4キロワット上限、安城市4万円、4キロワット上限、知立市は3万円で高浜市は5万円で4キロワット上限となっております。

○中島委員

碧南市は下げても7万円から5万円ということで、うちよりも相当高いと。県下ではという話がありましたけども、この近辺では知立市が一番低いということですね。

○環境課長

高浜市はちょっと特殊で、かわらを使わないかんとかいろいろ条件がありますので一概には言えません。

県内では2万円、全部を読み上げると時間がかかりますので、おおむね3万円から2万円が多いのかなというふうに感じます。

○中島委員

当面この3万円というのを引き上げることができるのか、少なくともキープしてください。国が余りに後退しているので、そこのところが心配で、必ずキープし、またさらに充実ということも考えてもらいたいなというふうには思うんですけどね。

CO₂削減ということを大きく目標に環境のほうの計画も持つてゐるわけで、その目標数値に達成していくためにも、これは太陽光発電をふやさなきゃならないと。常に全体のキロワット数が知立市内、これは補助金がついた部分ですね、それ以前のものも含めてどのぐらいあるのか、そして、CO₂削減にどれぐらい貢献しているのか、これを大きく評価するような発表してもらわないといけないと思うんですよ。

○環境課長

平成21年度から平成25年8月末現在、総出力が3,526.38キロワット、削減したCO₂は128万5,440キログラムCO₂/キロワットということになっております。

○中島委員

調べていただきまして、ありがとうございます。

こういった数字も年々にきちんと追っていくということでCO₂削減ということも念頭にやっていかなきゃいけないというふうに思います。

今、原子力発電については再稼働ということが言われ始めてまして、鹿児島島の川内原発、これを今急いで再稼働に向けているような動きがあります。やっぱりこういうものについては、自治体のほうも慎重にやってくれということを他の自治体のものでありますけれども、市長会等でもやってもらいたいと思うんですけども、特に国際原子力機関が、IAEAありますけれども、そこでは稼働させる条件というのに5つの防備ということが言われているんですね。

今、日本がやっているその中で欠けているのが予期せぬ、あそこの場合だと火山ということがありまして、こういったものに対してもきちんとどうかということを検証しなきゃいけないよということですね。想定外ということに対する防備はどうなんだと、それから、避難という計画についてはどうなんだという、これは防備の必置義務みたいな形でIAEAが言ってるんですけども、日本ではこのところは軽んじられているというような状況で稼働の話も片方では進む、片方では太陽光が補助金がなくなっていく、大変これはセット

で危険だなというふうに私は感じます。国のやることではあるというものの、原子力の発電については、やはり多くの国民が危ないというふうに感じているわけですし、こういったものについては、IAEAの基準を満たさない限り絶対だめだという、こういうふうな大きな声を私は市長会からもあげてもらいたいと思うんですけども、そういった問題についてはいかがでしょうか、市長。

○林市長

市長会があげるということは知立市の意思表示として表示していくわけでありまして。そのあたりは、ほんとに市民、議会、そして私がそうした意見を総合して市長会へあげるだったらあげていくわけでありましてけれども、先ほど申し上げましたように、私としては、この国の考え方、まだ私自身どういうふうに進んでいくか、なかなか難しいところ、難しいというか、この件に関しては難しいなという考えがございます。

何遍も申し上げますけど、私はこれからも再生可能エネルギーの促進、啓発はしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○中島委員

もう少し平和の取り組みということも原子力の原爆ということの危害ということと被害というのは通ずるものでありまして、同じようにそういった被害がないような世界をという思いはきちっと持っていたきたいというふうに思います。

環境課長へずっと聞いてきたもので、もう少し先聞こうと思って、ミニステーションの話、これも聞いておかなきゃいけないなと思って、本会議でもありましたかね、ミニステーションの話が。市長が冒頭の御挨拶の中で、ミニステーションをふやしていきたいというような話がありまして、これについての概念がいまいち明確でなかったもので、それについて伺っておきたいと思うんですが。

○林市長

今、ミニステーションの話でありますけれども、冒頭、所信で申し上げたのが、ミニステーションを試行的にやっていくという、そういうことを発言させていただきました。

○環境課長

実は、1月の区長会のほうで取り上げさせていただきました。ごみの集積所が地域によって、狭い地域で多い箇所と大きなエリアの中で1カ所しかないところいろいろあって、なかなか用地の確保が難しいということもあります。そういうこともあって、簡易集積所ということで青いかごを4つか5つ並べて、あとはプラごみの緑の袋を飛ばないようにネットをかぶせると、それだけの装備ということで、あとは10世帯ぐらい地域の組単位ぐらいの人数でおもりをしていただけるということがあれば、そちらも1つの集積所という扱いをして回収に向かおうかと。それは、あくまでも遠いところにまで持って行かないかんということと、少しでも減らしたいということと、あともう一つは、収集効率を上げたいという、そういうことで考えております。

○中島委員

それは資源ごみに関してということになるわけですね、ステーションだから。

○環境課長

地区でやってる月、水の、あるいは不燃物の週と資源の週があります、あれと同じように考えております。

○中島委員

1つの方法、遠くまで行かなくてもいいというメリット。大変お金がかかるものをあっちもこっちもつくるのが大変だという、そういうものも多分思いの中にはあるんだろうと思いますが、近くにあるというメリットはあると思います。

ただ、どこでも置けるものではないという、この問題点はあるので、モデル的にやっていくということですかね。このステーションを本年度のモデル的なものは、どのぐらいの箇所ということですか。

○環境課長

今のところ5カ所ぐらいはせめてとっております。手を挙げていただけたところが1月の区長会からはまだちょっと1件もございませんので、年度が過ぎましたら、こちら辺はどうですかとい

う話もですね、悩んでみえる町内会のほうにはいろいろ一緒に話し合いながら決めていきたいと思っております。

○中島委員

これ、最後にしたいんですが、92ページから95ページ、7ページにかけて農家台帳のシステムの改修、経営所得安定対策システムの構築事業、計画の見直しと、こういうふうにあるんですけども、この辺のシステムの改修ですね、これ、一番大きなポイントは何ですか。

○経済課長

まず、農家台帳システムでございます。農家台帳システムは平成12年に最初やりまして、平成15年に更新しております。その関係のシステムが、まず農家台帳システムと次にあります経営所得安定対策システム構築、これというのは水田台帳のことでございます。

今回、平成25年度で農家台帳システムは入れております。平成26年度は、今度、地図情報を入れる形でございます。この3つのシステムを連携を保つように地番を入れると地図も出てくる、それから、水田台帳とも連動するような形で、今までのやつは単体で一つ一つで連携を図っておりません。非常に事務に支障が来ております。ですから、平成15年に入れたシステム、もう10年たちます。ですから、農家台帳システムをことし入れております。地図情報を来年度入れまして、平成12年にエクセルで入っておるんですけども、水田台帳はシステムに入っておりません。エクセルで今、管理しております。ですから水田台帳、これが経営所得安定対策システムというんですけども、これも来年度補助金をいただいて入れまして、全て3つのシステムが連動して動くような形を図って事務の効率化を図っていきたくて思っております。

それから、もう一つ、農業振興地域整備計画の見直し事業です。これは平成20年度に計画を見直しをしております。本来ですと5年で見直しをする計画になっておりますけども、少しおくれております。平成26年、平成27年の2カ年間を使いまして、まず平成26年度基礎調査を行いまして、平

成27年度に整備計画をつくっていくという形を考
えております。これは総合計画もありますので、
総合計画でどういう形で農地の扱いが、例えば上
重原北部の土地だとか、前の市民グラウンドの土地
だとか、その辺のことも前の総合計画にうたって
あります。そういうものを見きわめながら、この
農業振興地域整備計画の見直しを図っていきたく
いと思っております。

ちなみに、農振法というのは昭和44年に制定さ
れまして、平成11年に改定、平成21年度に改正さ
れて大きく動いております。平成21年度改正され
ておりますので、それも踏まえまして、農地利用
権だとか賃借権だとか使用貸借だとか、そういう
農地を貸しておられる方も非常にたくさんいらっ
しゃいます。そういう人たちのデータ等もしっかり
把握しまして、今後の農業振興地域のあり方、
それをしっかり見直しまして、新しい計画をつく
っていきたくいと考えております。

以上でございます。

○中島委員

今、国のほうでは農地の管理ということで言
いますと、農地中間管理法というのをつくったん
ですね。昨年の臨時議会で成立していると。農地面
積の8割が担い手によって利用されることを目指
すと、生産コストは4割削減することを目標とす
るといようなね。法人経営体を5万法人にふや
していくと、こういう大きな農地政策を概要と
してもつような農地中間管理法というのを成立さ
せているわけです。

知立市の農業行政の方向性ということを明らか
にするというこういうことで、この予算計画づく
りのところでは書いてあるわけですが、こう
いった法律と関係というものもおのずと出てくる
のかなと思いますけれども、その辺はどのように
認識をしていらっしゃるでしょうか。

○経済課長

今回の農地中間管理機構という組織ですけども、
県がつくれます、これに関しましては、耕作放棄
地の解消を一番大きな目標にさせておりますので、
知立市は、現在、耕作放棄地がほとんどありませ

ん。ですから、今の現状からいくと、農地の中間
管理機構の農地を預けていくとしているのは、ほ
とんど知立市の場合は今見当たらない状況でござ
います。

ですけれども、担い手に農振農用地の中で約50%
利用権を設定しております。その利用権の設定に
関しましては見直しを実施して集約していくよう
な形、1カ所に田んぼを集めて同じ方がつくった
ほうが当然効率がよくなりますので、そういうよ
うなことを見直ししていく必要があると思ってい
ます。

ですから、今度の計画の中でもそういうことは
うたいながら、それから、国が示しました農地中
間管理機構、当然その制度も国がつくった制度で
すので踏まえますけれども、知立市には非常に希薄
な制度でございますので、どういう形で取り上げ
ていくかというのは、また今後検討させていただ
く予定でございます。

以上です。

○中島委員

集約化して大きくして法人化してコストを下げ
ると、こういった方向がずっと流れているという
ことは明らかで、集積集約化ですね、これに対し
てこれを強めるための予算というのも国のほうは
具体的にどういふことに予算がつくのかわかりま
せんけれども、そういう予算も今年度は国があげて
いるというよな、そういうことに対する予算援
助をあげるというよなこともありまして、どん
どんそういった法人化にいきなさいよというこ
とで流れております。

知立市の農業の今後ということについていくと、
どこまで大型化するのかということも見えてこ
ないし、どのような意向があるのかなというこ
とを疑問に思うんですけども、関係者のJAの皆
さんが、どんなふうにかの問題については考えて
いらっしゃるのか。TPPの問題も当然ここには
ひっかかってくるというよなことがあるわけ
ですよ。TPPに対応する環境づくりというよ
なことも、これは当然視野に入った法律だとい
うふうにも思いますし、その辺はどのようにJAの

方たちが心配していらっしゃるのか。市がこうやって台帳をつくってやる効率化はいいんですけども、その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○経済課長

あいち中央農協管内におきましては、非常に耕作放棄地が少ない農協になっております。ですから、国の政策とあいち中央農協の政策がちよっとアンマッチするところがありまして、平成26年度におきましても飼料用米、豚だとか牛が食べる飼料、そういう米を国が政策でつくっていききたいという方針を示していますので、あいち中央農協管内でもそういう人が食べるお米じゃないお米をつくるという方向で動いております。

ですけども、基本的に知立市の場合でいいますと、農家の方が高齢化が進んでおると、拡大して農家を経営していきたいという方が非常に少ないです。今ある農地を維持していこうというのがやっとの思いで、それから、みずから農地を買って拡大して農家をやろうという方は、ほとんどいません。ですから、担い手に集積していくのが方向性としてはどんどん担い手に集積していくような方向になっていくと思います。

それからあと逆に、農地を宅地化していくような方向性も多少なりとも検討しなければいけないんですけど、うちは農政という立場がありますので、農地を守っていくということで計画はつくりますが、総合計画との連動も図らないかんもんですから、緑のマスタープランとか、その辺の連動も図りながら今度の計画を見直していきたいと思っています。

以上でございます。

○中島委員

知立市の農家の皆さんの現状を今、御披露をいただいたわけですね。今後、自分で大きくしていきたいという人は、ほとんどいないというようなことです。

T P Pもなかなか困難な状況といえますか、絶対守ると言っていた5品目等についてもなかなかうまくいかないというような状況がありますし、

アメリカの中でいいますと、関税撤廃に対して抵抗している。何を抵抗しているかということ、自動車の関税撤廃は絶対だめと。日本から入ってきても関税をかけるといって撤廃はだめ。お砂糖と乳製品はだめ。これは国会に大変大きな力を出てるというそういうようなことでありますし、また、アメリカのほうが企業がいろいろ活動するに当たって制限を設けてはならない。規制緩和をしるということを各国に要求している。特に、たばこですね、これの日本でいうと余り吸わないように健康によくないということのPRをしますけれども、これは営業妨害だというようなことで、たばこについての規制はやめなさいということも現実に行われていると、こういうような国の法律そのものも変えてほしい、制度を変えてほしいという強い要請も出てきているというようなことがあります。

ですから、こういうことに対して日本だけじゃなくてマレーシアとかオーストラリアも反発していると。ほんとに今のT P Pがアメリカが都合のいいようにしたいんだというのがよく見え見えになるわけですけども、そんな中で、米を守ってほしいとか酪農を守ってほしいとか、そういう日本の農家の思いというものが、なかなか成就されないというような見通しが大変強まっている。

もうじきオバマ大統領が来日するという話ありますけど、どこでどういうふうにか、こういう問題を話し合うのか、いろいろところで話し合うのかわかりませんが、大変ひどい話だというふうに思います。関税撤廃といいながら、都合の悪いものは撤廃してはならないというようなことで、それぞれの国の経済のあり方についても口出しをするような状況が大国によって押しつけられようとしている。そういう意味では、大変危険なものだし、大変不平等だというふうに思いますし、メリットもあるというかもしれないけど、大きな問題もいっぱい抱えていると、こういうことで、これは市長がすぐどうこうするということができない問題ではありますけども、認識として持つておかなきゃいけないと。今の状況はこんなに大国に

押し切られているような状況なんだというね、TPPの状況がね。このまま、はい、なんて言っていったら大変なことになるよという状況だけは認識として持っておいていただいて、その上で、日本の農業をどうするの、知立市の農業どうするの、こういうような発想を思いとしてはしっかり持っておいてほしいと、こんなふうに思います。市長いかがですか。

○林市長

TPPのいろいろな課題とかいろいろあろうかというふうに思っております。ほんとに難しい課題、問題だなというふうに感じております。

なお、私は、まず農業のことでいいますと、本会議で申し上げたんですけども、まずは地産地消ということ、安全で安心できる食べ物を子供たちに提供したいなということは、学校給食もかなり、知立市における地産地消はなかなか難しいんですけども、この衣東管内、JAあいち管内での地産地消、幅を広げればかなり率が高まっております。

もう一つ、農業で生計を立てていくかという話の視点でいいますと、知立市において、例えばイチゴ農園が知立市、このJAあいち管内で初めてか2例目かという話をJAあいちの方がされてたんですけど、非常に今はやって繁盛をされていらっしやいます。

また、マコモダケというのを、これは本会議で申し上げたんですけども、ちょっとこれを第6次産業という言い方をされているようなんですけども、知立市の名物にしようよというようなこともおっしゃられて頑張っていらっしゃる人もいらっしやいます。

また、せんだってば、米自体は普通の米かもしれないですけど、銘柄が愛・かきつばた姫という米をパッケージにして売り出して人気を出していただいた。

それから、園芸農家の方が、なかなかかきつばたを育てるのは難しいんですけども、かきつばたは知立市の花ですから、上手に皆さんにかきつばたを育ててもらう、その苗をつくろう、頑張っ

育て方も出しながらやっていこうという、そうやって頑張っって意欲あられる方も結構いらっしゃるなど感じたわけでありまして、そういったことを見ると、知立市は交通の便がいいだけに、非常にいいものを出せば売れる、また、非常に知立市のイメージも上がっていくということでありまして、そういった意味では、農家、農業も希望持てる部分もあるのかなという感じをしております。

○中島委員

TPPに対して、私は毅然として農業を守る立場、たとえ小さな市であっても、たとえ小さな農業の地域であっても、これを壊さないでほしいという気持ちを明確に示していただきたいというふうに思います。いろんな課題がありますねということで、課題があるんですよ。

だから、しっかりそれを今の農業を守るのか、また、いろんな経済のルールを守るのか、こういうことを、ほんとはあなたの意思表示、力がすぐに及ぶわけじゃないですけども、地方の一首長としての意思表示というものはね、やっぱりこの問題危惧するんだということをはっきり言わなきゃいけないんじゃないかと思っておりますけども、その点だけ、どういうふうですか。

○林市長

ほんとに難しい課題で、勉強不足の点ありまして、TPPがいかんのだとか、いいとか、なかなか今、私、そういう強い思いで言えないなというのがほんとのところであります。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号について、挙手により採決します。

議案第24号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、議案第24号 平成26年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○中島委員

今回、県の国保事業への補助金が全額カットというふうになっておりますが、この説明をお願いします。

○国保医療課長

この補助金につきましては、福祉医療波及分の補助金ということで当初スタートしたのですが、それがだんだん減額になってきて、本年度を最後に来年度以降は事業効果が少ないからということで全額カットというふうになったものです。

○中島委員

福祉医療の波及分も含まれてはおりますけれども、県がこれは計算式の根拠がないということで、相当昔から0点何とかかんとかという掛け算をして出すような案分を県がつくって、国保会計を補助していたんです。その流れの中にこの波及分もプラスしてきたんです。もっと前からあるんですよ、県の補助金は。

福祉医療が入ってからも波及分というような形で入ってきたということでやってきたんですけども、結局波及分だけという今あなたおっしゃったので、波及分なんていうことは私も一回も聞いてないんですけども、それも含めるといふ県のほうのあれでもないですよ、これは。計算式が全くないという話だけであって、ほんとにさじかげん

で、ちょっとちょっとと補助をしていたものが、じわじわなくなってきた、今回は全面カットにすると県のほうの動きを聞いたわけですけども、波及分についてということで、あなたは思っていた。それを補助する効果がないということは、どういうことですか。

○国保医療課長

私の記録といえますか、資料を見ますと、平成17年は247万5,000円、それが平成24年には55万3,000円まで順次下がってきております。

それについては、県のほうの算出によってこういう形になってきておいて、そのもととなるものは福祉医療の波及分が出てきて、それによって計算式はあるけれども、予算の枠の中で削られてきたというふうにとちょっと思ってたんですけど、古いほうの話の中で、金額的に少なくなってるので事業効果がないのではという、それは県の言い分ですけども、そういう形で来年からはありませんというふうに通達が来たということです。

○中島委員

余り少ない金額では効果がなければ、もっと上げればいいじゃないですか。全然話がおかしいですよ。国保医療課長の言葉ではないので、県がそう言っていると。効果があるように、もっとふやしてほしいですよ。要は、そういった波及効果分が入っているということは確かなんですよ。そこをなくしていきたいという意図なのかなということを感じざるを得ないというふうに思います。

県のほうもいろんな福祉予算の見直しという中の一つで国保の県補助をなくすというのが一つの項目に挙がったわけで、ここが知立市は今回は80万円だったので去年80万円だったので減額ですけども、そういうことです。国保に対しては支援は余りしないよということに今なりつつあるということだと思います。

細かくいろいろとしませんけども、今回、議会からも要望があって、糖尿病の重症化予防治療ということが入りました。参考資料の189ページ、本体は327ページということであります。この事

業について、委託という形ですけど、委託料というお金があがってますけども、説明を願えますか。

○国保医療課長

これにつきましては、新規事業で来年度から計画をさせていただいているものです。

対象人数としては10名程度というふうに考えております。

指導の中身につきましては、基本的には食事指導、運動指導、服薬指導、ストレスマネジメント、血糖管理、こういった項目について個別に指導をしていくという方向です。

指導に当たっていただくのは、保健師等そういった保健の資格を持ったような人をお願いをしていくということで、これは委託先で出していただく人ということです。

医療機関の先生からこういった指導を行っていくことについて、こういう方向でよろしいかという確認を先生にとった上で実施をしていくことですが、こちらのほうの内容としては、先ほど言った指導を1人当たり6カ月間、面談による指導が3回程度、電話による指導が9回程度、2週間おきにプログラムを組んでやっていくというような今現在の案でございますけども、最終的に詰める段階にはきておりますので、そういった方向で今、検討している最中ということでございます。

○中島委員

この説明の中で、糖尿病の重症化予防が期待される人に対して医療機関と連携して保健指導するというので、この重症化予防が期待される方というのはどうやって発見するというんですか。

○国保医療課長

基本的には特定健診を受けた方の中で出していくと。

それと、もう一つの方法は、今度国保連合会がKDBというレセプトデータを活用したデータ分析システムを導入します。その中で、糖尿病での受診の方というのが拾い上げることができます。その中から重度と思われる方、重度といいますが、

糖尿病による腎臓病になったような方、そういう方で人工透析まではいっていない方、そこを水際で食いとめるということを狙って行うわけですけども、どういう形でそういう方たちを拾い上げることについては、そんな方法を検討しているところです。

○中島委員

連合会のほうのデータで対象者を拾っていくと。糖尿病から腎臓が悪くなりかかっている人ということですか。それをデータでピックアップしてみると。そんな簡単にできるんですか。

今回は、そういうことでいうと相当たくさんいるんじゃないかと思うんですが、この102万6,000円という委託料は、これはどのぐらいの、何人の方を対象にして、ピックアップして10名程度と、やってみるかということですかね、まずは。

○国保医療課長

やってみるかということももちろんそうなんですけど、大概に10人ということではありません。年間に糖尿病から糖尿病腎症で透析になられる方が、たしか四、五名あるかと思うんですけども、そういう方たちの数と、それと先進地の具体的というところと、呉市とか全国的にもこういった事業で成果を上げたというところの事業があるわけですけども、そういったところの実績から数字を割り出して、向こうは規模が大きいですので、そうするとこの程度の人数がその水際作戦の対象にはしていくことが一番効率的であろうと。

もちろん糖尿病の方は、もっとたくさんいるわけですので、軽度の人から指導をしていくということができればそれが一番いいわけですけども、それはちょっとお金も手も足りませんので、一番危ないところ、そこを重点的にやっていこうということでございます。

○中島委員

専門的な目で見て対象にふさわしい人をピックアップするという、こういうことでしょうか。危ない人というのは、ちょっとわからないわけで、そういうところからピックアップして行って、個人情報はどうしたのと、こういうふうにならない

のかね。ちょっと心配ですよ。勝手に対象者だというふうにしてやられることに対するデリケートな問題もありますよね、そこからやってくると。特定健診でこういうふうだからやりましょうというのはオープンですけどね、病院でかかっている人たちのレセプトをチェックするということですよ。それは大丈夫なんですか。

○国保医療課長

おっしゃるとおりの心配は危惧はあるわけですけど、国のほうもデータヘルス計画ということでそういった事業を進めていくんだということは表明しております。

それから、その辺の勝手に見るとということについては、確かにそういうことにはなるのかなとは思いますが、事業を進めていくかどうかは、当然本人の御了解を得た上でやっていくということになりますので、その辺のところは問題ないというふうには言いませんが、やっていきたいというふうには考えています。

それと、対象者をどうやってピックアップするかという話の中で、ちょっと補足ですけど、レセプト等が特定健診の結果の中で見ていきますと、血液検査の結果の数値とかがあるわけです。その数値が基準以上になっている方というふうで拾っていきますので、機械で拾い上げることができるというふうに思ってます。

○中島委員

今、危ないところまできている人は特定健診を受けないですよ、多分。病院にかかっているから。ここだけでやるというのならそうなんだけど、そういうひどい人は、逆に来ないような気もするんだけど、やっぱりレセプトの中で重症化を防ぐ水際作戦的なことというならば、特定健診には多分そういう人は来てないというふうには私は思いますよ。病院にかかっている人は来ないもの。ずっとかかっているから行かないというふうになっているのが実態じゃないかなと思うんですね。そうじゃないですかね。

保健センターのほうで特定健診のほうは、わかります、そういうのって。

○国保医療課長

今、特定健診は保健センターですけども、そのあと特定保健指導ということで数値の悪い方は指導もしていただいていると思います。

さらにその先という考え方なのかなとは思いますが、ですけども、医療機関にかかっているから特定健診を受けないかどうかというのは一概に言い切れないのかなというふうには思います。レセプトのほうで拾える部分から拾う部分が多くなっていくのかなということは思うわけですけども、そういった面を含めて両面から拾い上げて対象者にアプローチしていきたいということです。

○中島委員

慎重にやってください、これは。非常にデリケートで、何でこんな通知が私のところへ来るんだというようなことになる可能性も否定できないので、そのところは慎重でなければならないというふうに思います。

この予算というのは、医療費特定推進事業の中に糖尿病重症化予防委託料というのが入っているわけです、327ページで。一般的な検診的な予防的なものではなくて、ここに入っていると。これは医療費を抑制する目的でここに入れたと、そのものずばりで目的はここに入れたと、こういう解釈でいいですね。この事業について、補助金とかそういうものがここに入れると補助金がついてくるとか、そういうことなんでしょうか。

○国保医療課長

目的は事業費の抑制はもちろんあるわけですけども、あと、御本人のQOLを高くしていくということで被保険者の方のためであるというふうにご考慮しております。

それと補助金については、今の段階で必ずということはいきり言えないところなんですけども、まず対象になってくるというふうには考えています。

○中島委員

ここに入れることによって対象になる可能性が高いということですね。国のほうは国保の調整基金的なものについてもきちんと適正化を努力しているのかということが1つのポイントだというふう

うに従来から言われてきましたので、そういう努力をしているその1つのメニューだということにここに入れ込んだと。補助金がつくかもしれない。それはいいでしょう。本人の健康第一ということではこれは行うんだよというそのところが当然に必要なというふうに思いますけれども、これはいつごろ、補助金がつくなら補正予算等で財源構成がされてくると、こういうことですね。

○国保医療課長

国保のこういった補助金は調整交付金等に入りますので、額が非常に大きな中での補助金ということになってきますので、補正をあげるかあげんかということになると、全体的な動きのほうがかえって大きくなってしまいますので、その中で多少あっても、これも対象のうちに入ってるんだなというふうに説明させていただけるようになるというだけの話で、わざわざその部分を対象になりましたから補正ということはないと思います。

○中島委員

大変微々たるものだということですね、交付金の中にそういう努力がないとだめですよということが1つ入るものですから、そのあかしみたいなことでこれがカウントされるということだと私は思っております。

消費税が医療機関のこういったもの、介護保険もそうなのですが、消費税がかかる部分という影響してくる部分ですね、薬剤が上がってくるとか、いろんな形で言われておりますけれども、どのように影響があると思われませんか。

○国保医療課長

医療費にかかわる消費税については、個々に消費税8%とかそういう扱いではなくて、診療報酬の中で決まってくるわけです。

国のほうは、今回については初診、再診のその部分の引き上げを行って全体の中では、ほぼほとんど、ややゼロコンマどれだけのプラスではなかったかなと。ちょっと数字持ってませんので記憶で申しわけないですけど。

0.1%の引き上げになってくることですので、

予算的に見れば今回特に消費税どうこうということは意識せずに医療費は組んだわけですけども、誤差の範囲内なのかなというふうに思っております。

○中島委員

医療費これは0.1%って私も聞いてるんですけども、客体は何ですか。0.1%といっても客体が大きいと相当大きくなりますよ。療養給付費ということなんですか。

○国保医療課長

医療費全体というふうに思ってますけど。全てを含んで0.1%ということです。

ただ、予算的に見ますと、対前年度比で3%増であるとか、そういう形で組んでますので、それが2.9%増だったのかなというふうに見れば、予算上は大きな影響はとりあえずはなかったのかなというふうなお話でございます。

○中島委員

全体予算で0.1%ということが消費税の影響額だということをはっきりしてますよ。大したことがないというわけではないですよ。療養給付費でも54億円、大きいですよ、これは。その計算ですから、全体でいうと0.1%、0.001を掛ければいいわけですよ。幾らになるんですか、ちょっと教えてください。大したことがないなんて。

○国保医療課長

50億に0.001を掛けると500万円かなと思いますけど。

○中島委員

544万4,000円と私が計算したのがありますけど、じわっとこういうふうに出てくるんですよ。これが今後どういうふうになっていくのかということも一応0.1%で計算しなさいということになるので、その以下についてはちょっとわからないところがありますけど、影響が出てくるということでもあります。

それから、やはり従来からの問題で、県のほうは広域化をという話もありますけれども、これも相当の重要な問題でありまして、メリット、デメリットというところでは大変あるので、この辺は

ちょっと慎重にやってもらいたいと思うんですけども、賛成、反対、キャラバンがずっと資料で出しましたけれども、結局、市町村のお荷物的なものはないほうがいいという議論もあるし、そういう議論が背景にあるということも指摘しながらいるんですけど、半数以上が今のところは賛成はできないと、様子を見ておるといようなことであります。この広域化ということについては、私は方向性としては食いとめなければならない。なぜならば、繰入金は一切できなくなるし、独自減免というものができなくなるし、そういう保険料は平準化していくという名のもとに、どこに平準化されるか、上がることも出てくるだろうしというデメリットも大変多いというふうに思うんです。

これは何回も言ってきたことなのであれですけども、この辺がじわじわと迫ってくるような気がいたしますけれども、この辺の動きということについては、今どんなことなのか、どんなふうにもまたお考えなのか、あわせて伺っておきます。

○国保医療課長

動きについては、特に進展はないのかなと今、思っています。我々のところの情報が入ってはきてません。

ただ、国と地方の協議ですかね、これはたしか2月ぐらいからスタートするというふうに事前にちょっと聞いた記憶がありますので、今やってるのかなというふうには思ってますけど、特にその結果というか、中間の状況が聞こえてくるということはありません。

考えはと言われましても、ちょっと私の立場でどうこうということはないんですけども、圏域化すればただけのメリットもあるし、先ほど言われたデメリットもありますので、その辺については様子をうかがって、その動きにきちっと対応できるように準備はしていきたいというふうには思っております。

○中島委員

準備はしていきたいなということをいうと、進んでいく方向にずっといっちゃいそうですけども、赤字の国保の会計のところは県に移譲する前に全

部それは解消しておくことみたいな至上命題も出てて赤字のところは、それをきれいにしてから移譲しなさいというようなことまで言われておりましたが、簡単に準備できるのかどうなのかわかりませんが、繰入金等もことしは751万7,000円昨年度よりも減額をされました。じわじわと下げられます。こういうことも国保会計から繰入金をどんどん減らしていくというのが全体の流れも出ているんですけども、今回特に繰入金を下げたというのは何か意味合いがありますか。なぜ下げるんですか。

○国保医療課長

職員給与費がまず700万円ほど前年度より減額になってますので、その分が減額、それから、出産育児一時金の分につきましても出産数が少ないということで歳出の予算を削減しておりますので、その分が560万円、それから、福祉医療波及分につきましても110万円ほど減額、あと、独自軽減分が今までなかった分が630万円ほど増額になってます。この差し引きということになります。

○中島委員

人件費も700万円減ってるよということで、その部分が減ると、そうすると、それだけでこれとんとんになっちゃうような形ですので、逆にふえてるところもあるよということを今、言われたんだろうというふうに思いますけども、いつもこのその他一般会計繰入金というのが、そういった中身は全く見えない形で入ってますよね。義務化されているものと義務化されていないものと、これがいつもわからないようになってるので、これはこれからは分けて計上していただけないかな。義務化されているものとそうでないもので入れているものと、ほんとの意味の繰入金という財政の支援という意味でなってるものと全然わからないので、毎回こうやって聞かなくちゃいけなくなっちゃうので、そういった処理をしていただけないかな。その辺は厚くしていただきたいということをお願いをしておきます。

○国保医療課長

今までこういうふうで予算要求をさせてもらっ

てましたのでこういう形でできてしまったわけですが、わかりやすい予算をつくるというのも我々の大事な仕事かなというふうに思いますので、来年度からは明細がわかるような予算要求というふうにさせていただきたいと思います。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号について、挙手により採決します。

議案第25号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、議案第25号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号 平成26年度知立市介護保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

介護保険についても消費税のかかる部分というものがあれば教えてください。

○長寿介護課長

消費税の関係でございますけれども、介護報酬のほう施設におきましても在宅のサービスでやってくる事業所においても消費税分が実質的な負担が生じないように補填する意味合いで介護報酬の改

定を行うということで、平均0.63%の報酬改定を行うというふうには、ちょっと正式な数値ではないんですけど、そういう情報はいただいております。

それに合わせて各要介護度で区分支給限度額というものがあるわけですが、そこが若干その分を上乗せした形で少しずつ今よりも上がるという、そういう形でございます。

○中島委員

金額的にこれも出ますか。

○長寿介護課長

要介護1ですと今ですと1万6,580単位、これが1万6,692単位。総トータルと申しますと介護保険のその分は、特に消費税分として0.63%という形では今回の当初予算には見込んでおりません。当初予算には反映する形にはしておりませんが、もともと事業計画の中で平成26年度の分は介護保険事業計画の中で平成26年度までのこれぐらいの介護給付費だというのは見込んでおまして、その数字をベースに使っておるわけです。今までの前年までの伸びですとか、先ほど御質問いただきましたように、特別養護老人ホームが平成26年度にオープンする予定もありまして、その分で平成26年度はかなりの介護給付費を見込んでおりました。そういうこともありまして、それに事業計画に沿った形で介護給付費、今回上げさせていただいておりますので、この分はクリアできるだろうという形で、直接考慮はしておりませんが、そういう考え方の予算になっております。

○中島委員

結果的にいえば介護報酬の0.63%は消費税分だよという計算上の問題にはなるという。国保が0.1%でしたけど介護は0.63%ということで、少し高いということになるわけですね。

今この平成26年度の介護報酬全体でいうと特養がオープンしないわけですが、それについては入った形のものになっているというふうには言われたんですかね。

○長寿介護課長

事業計画があるものですから、これをベースに

予算編成するわけですけど、これがないからその分が全くなくなるということではなくて、やはりこれはそういう人たちがサービス使わないとなると、在宅サービスをフルに使えば特養に入ったのと同じような数字になるわけですし、例えばロングショートですとか、老健施設に入所するなりしますと、その分がそのまま減額されるということでもないものですから、そのまま移行するとは思っておりませんが、ある程度はそこの在宅サービスのほうにはね返るのかなというふうに考えております。

○中島委員

この予算の中では、施設介護サービスの利用の中に膨らんだものが入ってるけど、決算的にいえば、それが在宅のほうで使われて大きな差はないのではないかという御説明ですね。

だから、当局としては、この特養をつくったことを前提に今回は計上されているということですね。会計上はそう変わらないよ。施設だとたくさんかかわって、在宅のほうが安いというふうにも一般的には言われておりますよね。だから在宅にしてくださいと。施設は余りつくらないで在宅にしてくださいということがずっと言われてきたんですけども、それはとんとんなんだというふうな御意見を私は珍しいなと思って聞いたんですけども、大体そういう見込みですか。

○長寿介護課長

一般的には施設に入ったほうが高くなるんですけども、ただ、区分支給限度額というのがございまして、例えば要介護5の方がマックスまで使われると、とんとんになるということがございます。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時35分

再開 午後7時42分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

今、特養に入らなきゃならないような人は在宅

でやってもらうならば、大変多くのサービスが要るので高くかかってしまうだろうということで、予算的にはそのままいったと、こういうことが言われました。

知立団地も大変高齢化の中で、ひとり暮らしで介護を受けてる人がふえてて、ほんとに心配。きのうもちょっと訪問しましたら、元気な方が出てきたものだから、あらっと思ったら、名古屋の兄弟の方が面倒を見に来てると、ひとり暮らしでやってるのでということで、今、ショートステイとかデイサービスとかいろいろつなぎながら何とかひとり暮らしをしていると。ただでも月に2回は土日付き添いますということでたまたまみえていたわけですね。

介護を受けていらっしゃる方は認知症も入ってきてるので1人では危なくてしょうがないということで、ガスや何かも全部とめましたというふうないろんな支援を組み合わせるといような形で、もうとめてあるというふうな人もひとり暮らしでまだ在宅にいるということですね、何とか施設にお願いしないとだめだわって。自分も体がもたんしねっていう兄弟も高齢の方ですからというふうな実態がすぐそばにもあって、やはり特養が早くできるといいなということをつくづく思いました。

特養ができた場合の入所の優先順位というもの、待機はいっぱいあったとしてもこれは大変だなということに対しては、優先順位というものでくい上げていただけるのかどうか、その辺はどんな運営をしているのかということをちょっと伺っていいですか。

○長寿介護課長

優先順位というのは施設の中で直接どのような優先順位というのが、その方の介護度ですとか、あと生活環境ですとか、いろんな項目を総合的に判断して優先順位をつけておるといふふうには聞いておりますし、あと、市内、市外については特別その辺のところは順番に入れられないけども、そういう優先順位の中であきが出ると御連絡してやってるといふふうには聞いております。

○中島委員

だから百何名も待機があるからね、あきらめちゃうというようなそんな言葉も出てくるんですけど、決してそうでないと思いますから、申請しましょうねというような話もしましたが、その本人は認知がきてるので、兄弟の方が動くしかないということでやっておみえになりましたけれども、そういうようなことから、やはり施設の不足というのは、多分こういう方たくさん待ってみえるということでは、何としても次の採択はしっかりとゲットするというのを頑張ってもらいたいと思います。その辺は県も2回も不採択になったんだからね、その辺はぐんと押していけば希望が持てるのかなというふうに思いますけども、その辺の感触、もうどうしてもそこをこじあけてでもつくっていくという決意、その辺を聞きたいと思っております。

○長寿介護課長

先ほども申しましたとおり、今回刈谷市も平成26年度のオープンを目指して私どもの同じ60床ということで、今も言われたとおり、知立市は2回だめだったということになるわけですが、そういうことで残った5つの自治体につきましては、今回もう既に第6期の事業計画が平成26年度から始まるところで、まだできないという、残ってしまったという県も相当気にはしていただいておりますので、最優先して次回は絶対通していただくということを間違いなくやっていきたいというふうに。

○中島委員

ぜひお願いします。市長のほうからもぐんぐんと声を上げていただくということで、担当任せじゃなく首長としてもしっかり動いていただきたいと思います。いいですかね。

○林市長

私もまた出向いて行きたい。あわせて、刈谷市に今度開所されるやつなんですけども、当然ながら知立市民も使えますので、先ほど申し上げましたように、PRをどんどんさせていただきたいと思っております。

○中島委員

ケアマネたちにしっかり言うておけば、そこで相談を受けたケアマネが動いてもらうというようなことを含めてやっていただきたいなというふうに思います。

それから、介護認定なんですけども、どうも軽く見られてしまうという傾向も今もあるんですね。必要なサービスが受けられないというようなこともありますけれども、その辺はどんな御意見をいただいていますか。再申請という形で動いていう方もいると思いますけど。

○長寿介護課長

私ども担当課で軽く見られてしまうというふうな認識はないんですけども、そういうふうに感じられる方もおみえになるかと思っておりますので、変更申請という形で再度やっていただくという方法にはなると思いますが、私ども調査員が調査した項目というのは1次判定でということでコンピューターである程度出るものですから、その上で2次審査という認定審査会、これでは大体そこを軽くするというようなことはなくて、大体そこから特記事項など委員の方の御意見で、そこからもう少し要介護度が上がる方のほうが多いものですから、どうしても申請されたときはまた状態が変わる方もおみえになりますので、それは変更申請はいつでもできる権利でございますので、その方法で対応していきたいというふうに思います。

○中島委員

ある方は、介護1だったのに要支援2に落とされたということなんです。当然、支援も違ってくるということもあるんですが、ヘルパーが来ていただけるけども30分の生活介護だと、身体介護にはならないということですよ。30分でお買い物頼むとお買い物だけしてきて終わって調理しないで帰っちゃうというわけですよ。あとは自分で調理しなければならぬ。男性の方なんですけども、結構器用な方なので、できなくはないんですけども、立ってるのつらいという状況で、何だこれはということで相談もされて、もう一度申請して介護1になったそうです。だけど、ほんとに何でそんなふうになんて軽くなってしまったのか。僕は

全然足が悪いし、腰が痛くて動けないしという状況なのにかかわらず調査をしたら軽く結果が出てしまったということですね。

でも、ひとり暮らしの方というのは、その辺の調査が、ある意味正確にできない面があるのかなという感じも受けます。ひとり暮らしが多いですからね、自分が調査員に対して答えていくだけでも、そこどころが正確ではなかったりもするんじゃないかなという感じがしますので、ひとり暮らしの方については、特に注意してその方の状況を把握をしたそういう形でやってもらいたいなというふうに、そういう場合は、特にケアマネがつくとか、市の調査員じゃなくてヘルパーがつくとか、そういうことでフォローはしていただいているのでしょうか。

○長寿介護課長

新規の申請の方でなければ、その方にはヘルパーが入っていたりケアマネがいたりするものですから、どなたかお身内の方がどうしてもということになれば、そういう方で調整させていただいて、できるだけ1対1というふうにはならないような形をとらせていただいております。

○中島委員

その方もヘルパーも一緒になって、何でこんなに下がっちゃったんだろうと言って、もう一回再申請しようねということでヘルパーも一緒に考えてくれたということなので、フォローがあってもそういうふうになっちゃったということだったんだと思うんですね。二度手間になるし、いつときは苦勞するし、やはりその辺は十分にフォローしてもらいたいなということをお願いをしておきます。

それから、地域包括ということで宅配給食もありますけども、先ほどの認知のかかった方が、ガスとめてるものですから宅配給食を利用していると。それで、食べ残しを入れたまま返したら、洗って返してくださいと言われたと。そういう指導しているんですか。ちょっと違うんじゃないですかね、これは。

○長寿介護課長

原則なんですけども、すごくそのまま使えるという状態という意味ではないんですけども、中のものを残したままにするとか、どうしてもにおったりするものですから、軽くきれいな状態でお返しいただくというようお願いはしてあります。

○中島委員

その方は、そんなこと言うなら要らないと言って、洗えないんだと、その人は。とても無理なのでやめますと。どうしちゃったのかなと逆に思ったんですけども、当初は残りを見て、この方が食べたかどうか確認できるという話があったんですよ。1週間も置いとくわけじゃないもんね。食べれなかったんだと、今回は、食欲がないと。見守りのかわりにこれになるというふうな当初の話もあったので、私は何かの間違いではないかと思ったんですね。ですから、ほんとならどれだけ食べたのかということがわかるようなシステムにしないと、ほんとの目的からちょっと外れてしまうんじゃないですか。洗って返してくださいと言われたので、もうそれは無理と言ってやめたという話は大変身につまされる話でした。私が謝ってきちゃっても違うんですけども、ごめんなさいねということで謝りましたが、そういうこともあるので、これは検討してもらいたいと思います。

2つの業者になりましたけど、これについては評判というか、2つになってよかったなという何かありますか。なかなかずっと使っている人は、やっぱりおいしくないという、そこがという意味じゃなくて一般論として余り評価が高くないというのがあってね。どうですか、それは。

○長寿介護課長

どちらがいいというのを私の口から申し上げにくいんですけど、割合で申しますと、以前からやっていたところと比べて8割、新しく参入されたところが2割程度で、今は自由に選択できるようになっておりますので、ただ、毎月毎月変えるのはもちろんまずいんですけども、変えたいということで御希望があれば変えているんですけど、現状としては、そんな割合で推移しております。

○中島委員

準備基金の積立金というのが436ページにあります。今回、積立金そのものは非常に少ないわけですが、今回、積立金そのものは非常に少ないわけですが、今回、積立金そのものは非常に少ないわけですが、今回、積立金そのものは非常に少ないわけですけれども16万4,000円と。これは基金の積み立てはこれだけということですね。残高とかそういうものについてお聞かせください。

○長寿介護課長

こちら、利息分ということでございます。

○中島委員

これの基金の残高は幾らですか。

○長寿介護課長

平成25年度末で1億446万1,110円でございます。

○中島委員

今回の積み立ては利子だけが積み立てであるということですね。最終年度ということになりますもんね、平成26年度は最終年度。最終年度で1億円余が残るというふうに見ていいのかな、基金がこれだけになると。

○長寿介護課長

平成25年度末の分でございますので、そこからまた繰り入れる可能性もありますし、平成26年度でまた繰り入れますので、かなりなくなるんじゃないかなというふうに思います。

○中島委員

次期のほうに繰り越すお金はほとんどないと。5,000万円ほどといって一生懸命抵抗しておりますけど、5,000万円ぐらいが次期に繰り越されるもの。第5期の締めはかつかつだというところですかね。

○長寿介護課長

第5期の計画の中では1億7,000万円あったうちの1億円を取り崩して7,000万円は第6期のほうにもっていくというのが計画ベースだったんですけども、7,000万円は残らないんじゃないかなというふうに思います。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第28号について、挙手により採決します。議案第28号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、議案第28号 平成26年度知立市介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

これは2年ごとの料金改定ということで、粛々と値上げが行われたということでもあります。

値上げ分についての御説明をお願いします。

○国保医療課長

値上げの中身は、まず被保険者の均等割が4万5,761円、所得割が8.55%であったものが9%、賦課限度額が55万円であったものが57万円、1人当たり平均保険料でいいますと7万9,962円であったものが8万2,584円、3.28%の増となったというものでございます。

主な増加要因としましては、1人当たり医療給付費の伸びが2.2%、後期高齢者負担率の増加分が2.09%、2割5割軽減拡充による減額分がマイナス1.06%、合計で3.23%、差の0.05%はその他の要因、主なものはこういったものだというふうに聞いております。

○中島委員

後期高齢の方ばかりの集団で医療をみるという

形になるので、これがまたずっと高齢になっていけば、当然医療費が多くなるということで、それを吸収するために2年ごとに値上げをするという前提でこの制度ができていくということ、これは非常に矛盾と申しますか、そこに入ってしまうと、膨らんでいく医療費を本人たちにかぶせていくと。もちろん国、県、市ありますけど、そういう制度ということで、やはり大きな問題を抱えたままの制度であるということを思います。

私、後期高齢の場合は天引きが多いしと思ったんですけども、やはりこれでも短期保険証が出る部分があるんだということをキャラバンの数字で見たんですけども、今日段階でそういう方たちというのはいるのでしょうか。このキャラバンの数字は、少し前の数字でありますね。滞納が62人、そしてその後に短期保険証になっている方が6人、滞納のうちの約1割の方が短期保険証に切りかわっていると、こういうのが当局の回答から出された資料ですけども、これは直近ではないので、今どんなような状況なのか、こういう後期高齢で短期保険証というのは大変つらい、命にもかかわってくる可能性もあるので、なるべくこういうふうにならないようにと思うんですが、どういう状況ですか。

○国保医療課長

ちょっと細かい数字を持っておりませんので、最新の数字ということになりますと、後で報告させていただきますと思います。

現実には6人という数なんですけども、この中には収入がなくて払えないのという方ということではなしに、制度に反対して後期高齢医療制度なんかは嫌だということで滞納になって短期証になった方も、知立市でいえばどうかということとはわかりませんが、全体の中ではそういう方もいるというふうに広域の会議等でそういう説明も聞いたことはあります。

○中島委員

知立市はわからないけどもということですね、だけど基本的に年金から天引きされますもんね。だから天引きじゃない普通徴収の人というふうじゃ

ないと、そういったものがないと思うんですけども、そうすればお金はあるけれどもというふうには言いがたいような気がするんですけど、そういう会議でそういう発言があったということですね、それは受けとめて、この制度に怒っている人がいるということですよ、今も。それは深刻に逆に受けとめなきゃならないということだし、お金がなくて普通徴収の方しか滞納にはならないですよ。ですから、年金の少ない人ですよ。どういうことですか、これは。

○国保医療課長

年金からの特別徴収については原則ということであって、本人がそれを普通徴収に変えてくれれば普通徴収に変えますので、そういった格好ということですよ。

○中島委員

そうすると、やっぱり制度に抵抗しているのかなというのがちょっとうかがえるような気がいたします。

結局この制度も変える変えると言って、大変問題を抱えたまま変えなかったところに大きな問題があるなということを感じます。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第29号について、挙手により採決します。

議案第29号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手多数です。したがって、議案第29号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号について、挙手により採決します。

議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田福子委員長

挙手全員です。したがって、議案第33号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後8時09分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長